

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項に属するため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所第6号機 説明資料	
資料番号	KK6 添-3-015-9 (比較表)改0
提出年月日	2023年11月24日

先行審査プラントの記載との比較表

(VI-3-別添 3-2-1 溢水への配慮が必要な施設の強度計算の方針)

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所第6号機

VI-3-別添 3-2-1 溢水への配慮が必要な施設の強度計算の方針

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第12条及び第54条並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に適合する設計とするため、V-1-1-9-5「溢水防護に関する施設の詳細設計」に基づき設計する溢水防護に関する施設が、溢水に対して構造健全性を有することを確認するための強度計算方針について説明するものである。</p> <p>強度計算は、V-1-1-9-1「溢水等による損傷防止の基本方針」に示す適用規格を用いて実施する。</p> <p>各施設の具体的な計算の方法及び結果は、V-3-別添 3-2-2「水密扉の強度計算書（溢水）」、V-3-別添 3-2-3「水密扉付止水堰の強度計算書」、V-3-別添 3-2-4「止水堰の強度計算書」、V-3-別添 3-2-5「床ドレンライン浸水防止治具の強度計算書（溢水）」、V-3-別添 3-2-6「貫通部止水処置の強度計算書（溢水）」に示す。</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第12条及び第54条並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に適合する設計とするため、VI-1-1-9-5「溢水防護に関する施設の詳細設計」に基づき設計する溢水防護に関する施設が、溢水に対して構造健全性を有することを確認するための強度計算方針について説明するものである。</p> <p>強度計算は、VI-1-1-9-1「溢水等による損傷防止の基本方針」に示す適用規格を用いて実施する。</p> <p>「7号機設備、6,7号機共用」及び「5,6,7号機共用」の水密扉と管理区域外伝播防止堰の強度計算に関する説明は、令和2年10月14日付け原規規発第2010147号にて認可された柏崎刈羽原子力発電所第7号機の設計及び工事の計画の、V-3-別添 3-2-2「水密扉の強度計算書（溢水）」、V-3-別添 3-2-4「止水堰の強度計算書」による。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（図書番号相違による差異）以降『・①』と表記する ・記載の適正化（「7号機、および7号機に関わる共用設備について、7号機設工認にて申請済み」の旨記載）
	<p>2. 強度評価の基本方針</p> <p>強度評価は、「2.1 評価対象施設」に示す施設を対象として、「4. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界」で示す溢水による荷重と組み合わせすべき他の荷重による組合せ荷重又は応力が許容限界内にあることを「5. 強度評価方法」に示す評価方法により、「6. 適用規格」に示す適用規格を用いて確認する。</p>	<p>2. 強度評価の基本方針</p> <p>強度評価は、「2.1 評価対象施設」に示す施設を対象として、「4. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界」で示す溢水による荷重と組み合わせすべき他の荷重による組合せ荷重又は応力が許容限界内にあることを「5. 強度評価方法」に示す評価方法により、「6. 適用規格」に示す適用規格を用いて確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
	<p>2.1 評価対象施設</p> <p>V-1-1-9-5「溢水防護に関する施設の詳細設計」にて設定している溢水防護に関する施設を強度評価の対象施設とし、表2-1に示す。</p> <p>表2-1では、強度評価の対象施設が、津波又は</p>	<p>2.1 評価対象施設</p> <p>VI-1-1-9-5「溢水防護に関する施設の詳細設計」にて設定している溢水防護に関する施設を強度評価の対象施設とし、表2-1に示す。</p> <p>表2-1では、強度評価の対象施設が、津波又は</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・①

青字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項に属するため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

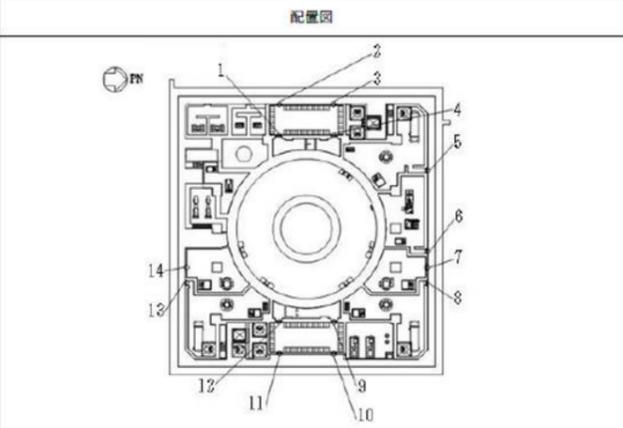
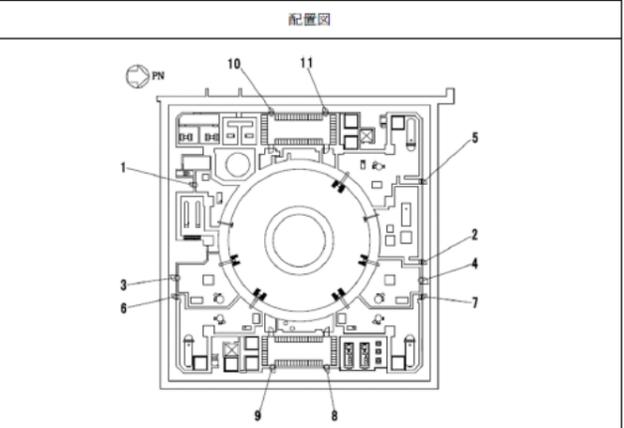
島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較																																																																																																																																																								
	<p>溢水のどちらの事象を防護するための施設であるかを明確に示す。また、表2-1に示す施設のうち、津波防護に係る浸水防止設備を兼ねるものは、溢水事象の静水圧（屋外タンク破損による溢水及び地下水）に、津波事象の荷重として余震荷重等を考慮し強度評価することから、津波事象における強度評価に包絡できるため、これらの計算書は、V-3-別添3-1「津波への配慮が必要な施設の強度に関する説明書」にて示す。</p> <p>表2-1 強度計算の対象施設と防護する事象</p> <table border="1" data-bbox="825 814 1463 1549"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">強度計算の対象施設</th> <th colspan="2">事象</th> </tr> <tr> <th>津波</th> <th>溢水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="18">水密扉</td><td>タービン建屋地下2階北西階段室 水密扉</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>タービン補機冷却水系熱交換器・ポンプ室 水密扉1</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>タービン補機冷却水系熱交換器・ポンプ室 水密扉2</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>タービン補機冷却水系熱交換器・ポンプ室 水密扉3</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>建屋間連絡水密扉（タービン建屋地下2階～配管トレンチ）</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却水系（C系）熱交換器・ポンプ室 水密扉</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>循環水配管、電解鉄イオン供給装置室 水密扉1</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>循環水配管、電解鉄イオン供給装置室 水密扉2</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>タービン建屋地下中2階南西階段室 水密扉</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>タービン建屋地下中2階北西階段室 水密扉</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>計装用圧縮空気系・所内用圧縮空気系空気圧縮機室 水密扉</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>循環水配管メンテナンス室 水密扉1</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>循環水配管メンテナンス室 水密扉2</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却水系（B系）熱交換器・ポンプ室 水密扉</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却水系（A系）熱交換器・ポンプ室 水密扉2</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>上記以外の水密扉</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>水密扉付止水堰</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>溢水伝播防止堰</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>管理区域外伝播防止堰</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>床ドレンライン浸水防止治具（タービン建屋）</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>床ドレンライン浸水防止治具（原子炉建屋、コントロール建屋、廃棄物処理建屋）</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>貫通部止水処置（タービン建屋）</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>貫通部止水処置（原子炉建屋、コントロール建屋、廃棄物処理建屋）</td><td>-</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>		強度計算の対象施設	事象		津波	溢水	水密扉	タービン建屋地下2階北西階段室 水密扉	○	○	タービン補機冷却水系熱交換器・ポンプ室 水密扉1	○	○	タービン補機冷却水系熱交換器・ポンプ室 水密扉2	○	○	タービン補機冷却水系熱交換器・ポンプ室 水密扉3	○	○	建屋間連絡水密扉（タービン建屋地下2階～配管トレンチ）	○	○	原子炉補機冷却水系（C系）熱交換器・ポンプ室 水密扉	○	○	循環水配管、電解鉄イオン供給装置室 水密扉1	○	○	循環水配管、電解鉄イオン供給装置室 水密扉2	○	○	タービン建屋地下中2階南西階段室 水密扉	○	○	タービン建屋地下中2階北西階段室 水密扉	○	○	計装用圧縮空気系・所内用圧縮空気系空気圧縮機室 水密扉	○	○	循環水配管メンテナンス室 水密扉1	○	○	循環水配管メンテナンス室 水密扉2	○	○	原子炉補機冷却水系（B系）熱交換器・ポンプ室 水密扉	○	○	原子炉補機冷却水系（A系）熱交換器・ポンプ室 水密扉2	○	○	上記以外の水密扉	-	○	水密扉付止水堰	-	○	溢水伝播防止堰	-	○	管理区域外伝播防止堰	-	○	床ドレンライン浸水防止治具（タービン建屋）	○	○	床ドレンライン浸水防止治具（原子炉建屋、コントロール建屋、廃棄物処理建屋）	-	○	貫通部止水処置（タービン建屋）	○	○	貫通部止水処置（原子炉建屋、コントロール建屋、廃棄物処理建屋）	-	○	<p>溢水のどちらの事象を防護するための施設であるかを明確に示す。また、表2-1に示す施設のうち、津波防護に係る浸水防止設備を兼ねるものは、溢水事象の静水圧（屋外タンク破損による溢水及び地下水）に、津波事象の荷重として余震荷重等を考慮し強度評価することから、津波事象における強度評価に包絡できるため、これらの計算書は、VI-3-別添3-1「津波への配慮が必要な施設の強度に関する説明書」にて示す。</p> <p>表2-1 強度計算の対象施設と防護する事象</p> <table border="1" data-bbox="1492 814 2131 1549"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">強度計算の対象施設</th> <th colspan="2">事象</th> </tr> <tr> <th>津波</th> <th>溢水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="18">水密扉</td><td>B系原子炉補機冷却水系熱交換器・ポンプ室 水密扉</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>A系原子炉補機冷却水系熱交換器・ポンプ室 水密扉</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>タービン建屋地下中2階南西階段室 水密扉</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>タービン建屋地下中2階北西階段室 水密扉</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>計装用圧縮空気系・所内用圧縮空気系空気圧縮機室 水密扉1</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>計装用圧縮空気系・所内用圧縮空気系空気圧縮機室 水密扉2</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>循環水配管メンテナンス室 水密扉1</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>循環水配管メンテナンス室 水密扉2</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>タービン建屋地下2階北西階段室 水密扉</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>タービン補機冷却水系熱交換器・ポンプ室 水密扉</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>C系原子炉補機冷却水系熱交換器・ポンプ室 水密扉</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>建屋間連絡水密扉（タービン建屋地下2階～配管トレンチ）</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>建屋間連絡水密扉（タービン建屋地下2階～廃棄物処理建屋地下3階）</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>循環水配管、電解鉄イオン供給装置室 水密扉1</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>循環水配管、電解鉄イオン供給装置室 水密扉2</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>上記以外の水密扉</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>水密扉付止水堰</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>溢水伝播防止堰</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>管理区域外伝播防止堰</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>床ドレンライン浸水防止治具（タービン建屋）</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>床ドレンライン浸水防止治具（原子炉建屋、コントロール建屋、廃棄物処理建屋）</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>貫通部止水処置（タービン建屋）</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>貫通部止水処置（原子炉建屋、コントロール建屋、廃棄物処理建屋）</td><td>-</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>		強度計算の対象施設	事象		津波	溢水	水密扉	B系原子炉補機冷却水系熱交換器・ポンプ室 水密扉	○	○	A系原子炉補機冷却水系熱交換器・ポンプ室 水密扉	○	○	タービン建屋地下中2階南西階段室 水密扉	○	○	タービン建屋地下中2階北西階段室 水密扉	○	○	計装用圧縮空気系・所内用圧縮空気系空気圧縮機室 水密扉1	○	○	計装用圧縮空気系・所内用圧縮空気系空気圧縮機室 水密扉2	○	○	循環水配管メンテナンス室 水密扉1	○	○	循環水配管メンテナンス室 水密扉2	○	○	タービン建屋地下2階北西階段室 水密扉	○	○	タービン補機冷却水系熱交換器・ポンプ室 水密扉	○	○	C系原子炉補機冷却水系熱交換器・ポンプ室 水密扉	○	○	建屋間連絡水密扉（タービン建屋地下2階～配管トレンチ）	○	○	建屋間連絡水密扉（タービン建屋地下2階～廃棄物処理建屋地下3階）	○	○	循環水配管、電解鉄イオン供給装置室 水密扉1	○	○	循環水配管、電解鉄イオン供給装置室 水密扉2	○	○	上記以外の水密扉	-	○	水密扉付止水堰	-	○	溢水伝播防止堰	-	○	管理区域外伝播防止堰	-	○	床ドレンライン浸水防止治具（タービン建屋）	○	○	床ドレンライン浸水防止治具（原子炉建屋、コントロール建屋、廃棄物処理建屋）	-	○	貫通部止水処置（タービン建屋）	○	○	貫通部止水処置（原子炉建屋、コントロール建屋、廃棄物処理建屋）	-	○	<p>・①</p> <p>・設工認申請号機の違いによる差異</p>
	強度計算の対象施設			事象																																																																																																																																																							
		津波	溢水																																																																																																																																																								
水密扉	タービン建屋地下2階北西階段室 水密扉	○	○																																																																																																																																																								
	タービン補機冷却水系熱交換器・ポンプ室 水密扉1	○	○																																																																																																																																																								
	タービン補機冷却水系熱交換器・ポンプ室 水密扉2	○	○																																																																																																																																																								
	タービン補機冷却水系熱交換器・ポンプ室 水密扉3	○	○																																																																																																																																																								
	建屋間連絡水密扉（タービン建屋地下2階～配管トレンチ）	○	○																																																																																																																																																								
	原子炉補機冷却水系（C系）熱交換器・ポンプ室 水密扉	○	○																																																																																																																																																								
	循環水配管、電解鉄イオン供給装置室 水密扉1	○	○																																																																																																																																																								
	循環水配管、電解鉄イオン供給装置室 水密扉2	○	○																																																																																																																																																								
	タービン建屋地下中2階南西階段室 水密扉	○	○																																																																																																																																																								
	タービン建屋地下中2階北西階段室 水密扉	○	○																																																																																																																																																								
	計装用圧縮空気系・所内用圧縮空気系空気圧縮機室 水密扉	○	○																																																																																																																																																								
	循環水配管メンテナンス室 水密扉1	○	○																																																																																																																																																								
	循環水配管メンテナンス室 水密扉2	○	○																																																																																																																																																								
	原子炉補機冷却水系（B系）熱交換器・ポンプ室 水密扉	○	○																																																																																																																																																								
	原子炉補機冷却水系（A系）熱交換器・ポンプ室 水密扉2	○	○																																																																																																																																																								
	上記以外の水密扉	-	○																																																																																																																																																								
	水密扉付止水堰	-	○																																																																																																																																																								
	溢水伝播防止堰	-	○																																																																																																																																																								
管理区域外伝播防止堰	-	○																																																																																																																																																									
床ドレンライン浸水防止治具（タービン建屋）	○	○																																																																																																																																																									
床ドレンライン浸水防止治具（原子炉建屋、コントロール建屋、廃棄物処理建屋）	-	○																																																																																																																																																									
貫通部止水処置（タービン建屋）	○	○																																																																																																																																																									
貫通部止水処置（原子炉建屋、コントロール建屋、廃棄物処理建屋）	-	○																																																																																																																																																									
	強度計算の対象施設	事象																																																																																																																																																									
		津波	溢水																																																																																																																																																								
水密扉	B系原子炉補機冷却水系熱交換器・ポンプ室 水密扉	○	○																																																																																																																																																								
	A系原子炉補機冷却水系熱交換器・ポンプ室 水密扉	○	○																																																																																																																																																								
	タービン建屋地下中2階南西階段室 水密扉	○	○																																																																																																																																																								
	タービン建屋地下中2階北西階段室 水密扉	○	○																																																																																																																																																								
	計装用圧縮空気系・所内用圧縮空気系空気圧縮機室 水密扉1	○	○																																																																																																																																																								
	計装用圧縮空気系・所内用圧縮空気系空気圧縮機室 水密扉2	○	○																																																																																																																																																								
	循環水配管メンテナンス室 水密扉1	○	○																																																																																																																																																								
	循環水配管メンテナンス室 水密扉2	○	○																																																																																																																																																								
	タービン建屋地下2階北西階段室 水密扉	○	○																																																																																																																																																								
	タービン補機冷却水系熱交換器・ポンプ室 水密扉	○	○																																																																																																																																																								
	C系原子炉補機冷却水系熱交換器・ポンプ室 水密扉	○	○																																																																																																																																																								
	建屋間連絡水密扉（タービン建屋地下2階～配管トレンチ）	○	○																																																																																																																																																								
	建屋間連絡水密扉（タービン建屋地下2階～廃棄物処理建屋地下3階）	○	○																																																																																																																																																								
	循環水配管、電解鉄イオン供給装置室 水密扉1	○	○																																																																																																																																																								
	循環水配管、電解鉄イオン供給装置室 水密扉2	○	○																																																																																																																																																								
	上記以外の水密扉	-	○																																																																																																																																																								
	水密扉付止水堰	-	○																																																																																																																																																								
	溢水伝播防止堰	-	○																																																																																																																																																								
管理区域外伝播防止堰	-	○																																																																																																																																																									
床ドレンライン浸水防止治具（タービン建屋）	○	○																																																																																																																																																									
床ドレンライン浸水防止治具（原子炉建屋、コントロール建屋、廃棄物処理建屋）	-	○																																																																																																																																																									
貫通部止水処置（タービン建屋）	○	○																																																																																																																																																									
貫通部止水処置（原子炉建屋、コントロール建屋、廃棄物処理建屋）	-	○																																																																																																																																																									
	<p>2.2 評価方針</p> <p>溢水防護に係る施設は、V-1-1-9-5「溢水防護に関する施設の詳細設計」の「3. 要求機能及び性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標を達成するため、「2.1 評価対象施設」で分</p>	<p>2.2 評価方針</p> <p>溢水防護に係る施設は、VI-1-1-9-5「溢水防護に関する施設の詳細設計」の「3. 要求機能及び性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標を達成するため、「2.1 評価対象施設」で分</p>	<p>・①</p>																																																																																																																																																								

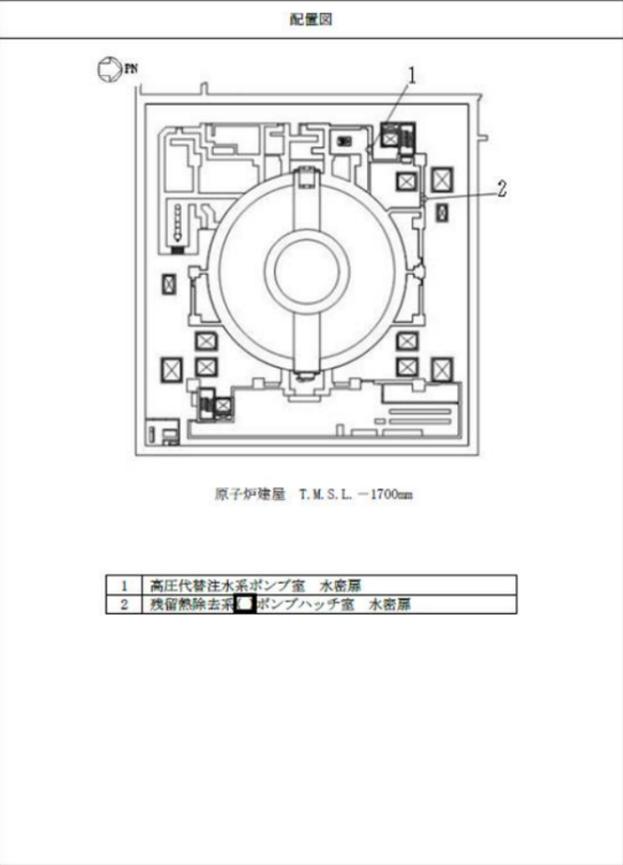
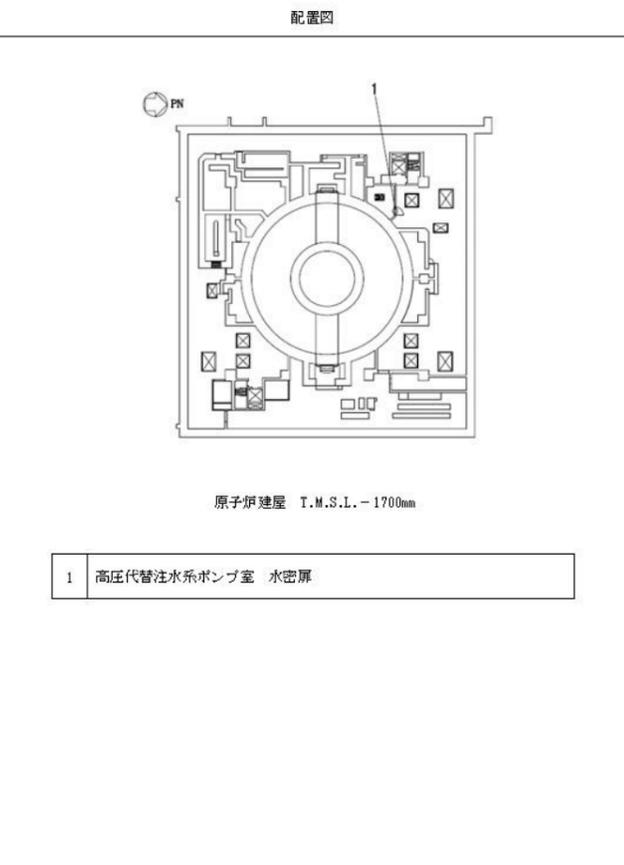
島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	類した施設ごとに、浸水防止に関する強度評価を実施する。	類した施設ごとに、浸水防止に関する強度評価を実施する。	
	<p>3. 構造強度設計</p> <p>「2.1 評価対象施設」で設定されている施設が、構造強度設計上の性能目標を達成するよう、V-1-1-9-5「溢水防護に関する施設の詳細設計」の「3. 要求機能及び性能目標」で設定している各施設が有する機能を踏まえて、構造強度の設計方針を設定する。</p> <p>各施設の構造強度の設計方針を設定し、想定する荷重及び荷重の組合せを設定し、それらの荷重に対し、各施設の構造強度を維持するよう構造設計と評価方針を設定する。</p>	<p>3. 構造強度設計</p> <p>「2.1 評価対象施設」で設定されている施設が、構造強度設計上の性能目標を達成するよう、VI-1-1-9-5「溢水防護に関する施設の詳細設計」の「3. 要求機能及び性能目標」で設定している各施設が有する機能を踏まえて、構造強度の設計方針を設定する。</p> <p>各施設の構造強度の設計方針を設定し、想定する荷重及び荷重の組合せを設定し、それらの荷重に対し、各施設の構造強度を維持するよう構造設計と評価方針を設定する。</p>	<p>・①</p>
	<p>3.1 構造強度の設計方針</p> <p>V-1-1-9-5「溢水防護に関する施設の詳細設計」の「3. 要求機能及び性能目標」で設定している構造強度上の性能目標を達成するための設計方針を「2.1 評価対象施設」ごとに示す。</p> <p>(1) 水密扉</p> <p>水密扉は、V-1-1-9-5「溢水防護に関する施設の詳細設計」の「3. 要求機能及び性能目標」の「3.1.3 性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標を踏まえ、発生を想定する溢水による静水圧荷重に対して、主要な構造部材が構造健全性を維持する設計とする。</p> <p>(2) 水密扉付止水堰</p> <p>水密扉付止水堰は、V-1-1-9-5「溢水防護に関する施設の詳細設計」の「3. 要求機能及び性能目標」の「3.1.3 性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標を踏まえ、発生を想定する溢水による静水圧荷重に対して、止水性の維持を考慮して、主要な構造部材が構造健全性を維持する設計とする。</p>	<p>3.1 構造強度の設計方針</p> <p>VI-1-1-9-5「溢水防護に関する施設の詳細設計」の「3. 要求機能及び性能目標」で設定している構造強度上の性能目標を達成するための設計方針を「2.1 評価対象施設」ごとに示す。</p> <p>(1) 水密扉</p> <p>水密扉は、VI-1-1-9-5「溢水防護に関する施設の詳細設計」の「3. 要求機能及び性能目標」の「3.1.3 性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標を踏まえ、発生を想定する溢水による静水圧荷重に対して、主要な構造部材が構造健全性を維持する設計とする。</p> <p>(2) 水密扉付止水堰</p> <p>水密扉付止水堰は、VI-1-1-9-5「溢水防護に関する施設の詳細設計」の「3. 要求機能及び性能目標」の「3.1.3 性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標を踏まえ、発生を想定する溢水による静水圧荷重に対して、止水性の維持を考慮して、主要な構造部材が構造健全性を維持する設計とする。</p>	<p>・①</p>

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>を維持する設計とする。</p> <p>(3) 溢水伝播防止堰 溢水伝播防止堰は、V-1-1-9-5「溢水防護に関する施設の詳細設計」の「3. 要求機能及び性能目標」の「3.1.3 性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標を踏まえ、発生を想定する溢水による静水圧荷重に対して、止水性の維持を考慮して、主要な構造部材が構造健全性を維持する設計とする。</p> <p>(4) 管理区域外伝播防止堰 (放射性廃棄物の廃棄施設と一部兼用) 管理区域外伝播防止堰は、V-1-1-9-5「溢水防護に関する施設の詳細設計」の「3. 要求機能及び性能目標」の「3.1.3 性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標を踏まえ、管理区域内で発生を想定する溢水による静水圧荷重に対して、主要な構造部材が構造健全性を維持する設計とする。</p>	<p>する設計とする。</p> <p>(3) 溢水伝播防止堰 溢水伝播防止堰は、VI-1-1-9-5「溢水防護に関する施設の詳細設計」の「3. 要求機能及び性能目標」の「3.1.3 性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標を踏まえ、発生を想定する溢水による静水圧荷重に対して、止水性の維持を考慮して、主要な構造部材が構造健全性を維持する設計とする。</p> <p>(4) 管理区域外伝播防止堰 管理区域外伝播防止堰は、VI-1-1-9-5「溢水防護に関する施設の詳細設計」の「3. 要求機能及び性能目標」の「3.1.3 性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標を踏まえ、管理区域内で発生を想定する溢水による静水圧荷重に対して、主要な構造部材が構造健全性を維持する設計とする。</p>	<p>・①</p> <p>・設工認申請号機の違いによる差異</p>

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>(5) 床ドレンライン浸水防止治具 床ドレンライン浸水防止治具は、V-1-1-9-5「「溢水防護に関する施設の詳細設計」の「3. 要求機能及び性能目標」の「3.1.3 性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標を踏まえ、発生を想定する溢水による静水圧荷重に対して、止水性の維持を考慮して、主要な構造部材が構造健全性を維持する設計とする。</p> <p>(6) 貫通部止水処置 貫通部止水処置は、V-1-1-9-5「「溢水防護に関する施設の詳細設計」の「3. 要求機能及び性能目標」の「3.1.3 性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標を踏まえ、発生を想定する溢水による静水圧荷重に対して、モルタル及び閉止板（鉄板、フラップゲート）による施工は、止水性の維持を考慮して、主要な構造部材が構造健全性を維持する設計とする。 また、ブーツ及びシール材による施工は、止水性の維持を考慮して、有意な漏えいを生じない設計とする。</p>	<p>(5) 床ドレンライン浸水防止治具 床ドレンライン浸水防止治具は、VI-1-1-9-5「「溢水防護に関する施設の詳細設計」の「3. 要求機能及び性能目標」の「3.1.3 性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標を踏まえ、発生を想定する溢水による静水圧荷重に対して、止水性の維持を考慮して、主要な構造部材が構造健全性を維持する設計とする。</p> <p>(6) 貫通部止水処置 貫通部止水処置は、VI-1-1-9-5「「溢水防護に関する施設の詳細設計」の「3. 要求機能及び性能目標」の「3.1.3 性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標を踏まえ、発生を想定する溢水による静水圧荷重に対して、モルタル及び閉止板（鉄板、止水ダンパ（ジャバツShut）（以下、「止水ダンパ」という。））による施工は、止水性の維持を考慮して、主要な構造部材が構造健全性を維持する設計とする。 また、ブーツ及びシール材による施工は、止水性の維持を考慮して、有意な漏えいを生じない設計とする。</p>	<p>・①</p> <p>・設工認申請号機の違いによる差異 （製品（製造メーカ）の差異）</p>

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>3.2 機能維持の方針</p> <p>V-1-1-9-5「溢水防護に関する施設の詳細設計」の「3. 要求機能及び性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標が達成されるよう、「3.1 構造強度の設計方針」に示す構造を踏まえ、「4.1 荷重及び荷重の組合せ」で設定している荷重条件を適切に考慮して、各施設の構造設計及びそれを踏まえた評価方法を設定する。</p> <p>(1) 水密扉</p> <p>a. 構造設計</p> <p>水密扉は、「3.1 構造強度の設計方針」で設定している設計方針及び「4.1 荷重及び荷重の組合せ」で設定している荷重を踏まえ、以下の構造とする。</p> <p>水密扉は、鋼製の板材を主体構造とし、周囲の開口部との間に設置した鋼製の扉枠を建屋の床及び壁にアンカーボルトで固定し、支持する構造とする。</p> <p>また、作用する荷重については、面内及び面外方向から作用し、扉板、芯材、締付装置、及び扉枠に伝わり、アンカーボルトを介して周囲の建屋の床及び壁に伝達する構造とする。</p> <p>水密扉の設置位置を表 3.2-1 に示す。また、水密扉の構造計画を表 3.22 に示す。</p> <p>b. 評価方針</p> <p>水密扉は、「a. 構造設計」を踏まえ、以下の強度評価方針とする。</p> <p>水密扉は、発生を想定する溢水による静水圧荷重に対して、水密扉の評価対象部位が、</p>	<p>3.2 機能維持の方針</p> <p>VI-1-1-9-5「溢水防護に関する施設の詳細設計」の「3. 要求機能及び性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標が達成されるよう、「3.1 構造強度の設計方針」に示す構造を踏まえ、「4.1 荷重及び荷重の組合せ」で設定している荷重条件を適切に考慮して、各施設の構造設計及びそれを踏まえた評価方法を設定する。</p> <p>(1) 水密扉</p> <p>a. 構造設計</p> <p>水密扉は、「3.1 構造強度の設計方針」で設定している設計方針及び「4.1 荷重及び荷重の組合せ」で設定している荷重を踏まえ、以下の構造とする。</p> <p>水密扉は、鋼製の板材を主体構造とし、周囲の開口部との間に設置した鋼製の扉枠を建屋の床及び壁にアンカーボルトで固定し、支持する構造とする。</p> <p>また、作用する荷重については、面内及び面外方向から作用し、扉板、芯材、締付装置、及び扉枠に伝わり、アンカーボルトを介して周囲の建屋の床及び壁に伝達する構造とする。</p> <p>水密扉の設置位置を表 3-2-1 に示す。また、水密扉の構造計画を表 3-2-2 に示す。</p> <p>b. 評価方針</p> <p>水密扉は、「a. 構造設計」を踏まえ、以下の強度評価方針とする。</p> <p>水密扉は、発生を想定する溢水による静水圧荷重に対して、水密扉の評価対象部位</p>	<p>・①</p> <p>・表記上の差異</p>

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較																																																		
	<p>り確認する。</p> <p>表 3.2-1 設置位置 (水密扉) (5/18)</p>  <p>原子炉建屋 T.M.S.L. - 8200mm</p> <table border="1" data-bbox="914 953 1377 1276"> <tr><td>1</td><td>炉心流量 (DIV-IV) 計装ラック, 感震器(D)室 水密扉</td></tr> <tr><td>2</td><td>水圧制御ユニット室, 計装ラック室 水密扉 1</td></tr> <tr><td>3</td><td>水圧制御ユニット室, 計装ラック室 水密扉 2</td></tr> <tr><td>4</td><td>炉心流量 (DIV-I) 計装ラック, 感震器(A)室 水密扉</td></tr> <tr><td>5</td><td>残留熱除去系 [] ボンプ・熱交換器室 水密扉</td></tr> <tr><td>6</td><td>原子炉隔離時冷却系ボンプ・タービン室 水密扉</td></tr> <tr><td>7</td><td>高圧炉心注水系(C)ボンプ室 水密扉</td></tr> <tr><td>8</td><td>残留熱除去系 [] ボンプ・熱交換器室 水密扉</td></tr> <tr><td>9</td><td>炉心流量 (DIV-III) 計装ラック, 感震器(C), 制御棒駆動機構マスターコントロール室 水密扉</td></tr> <tr><td>10</td><td>水圧制御ユニット室, 計装ラック, 制御棒駆動機構マスターコントロール室 水密扉 1</td></tr> <tr><td>11</td><td>水圧制御ユニット室, 計装ラック, 制御棒駆動機構マスターコントロール室 水密扉 2</td></tr> <tr><td>12</td><td>炉心流量 (DIV-II) 計装ラック, 感震器(B)室 水密扉</td></tr> <tr><td>13</td><td>残留熱除去系 [] ボンプ・熱交換器室 水密扉</td></tr> <tr><td>14</td><td>高圧炉心注水系(B)ボンプ室 水密扉</td></tr> </table>	1	炉心流量 (DIV-IV) 計装ラック, 感震器(D)室 水密扉	2	水圧制御ユニット室, 計装ラック室 水密扉 1	3	水圧制御ユニット室, 計装ラック室 水密扉 2	4	炉心流量 (DIV-I) 計装ラック, 感震器(A)室 水密扉	5	残留熱除去系 [] ボンプ・熱交換器室 水密扉	6	原子炉隔離時冷却系ボンプ・タービン室 水密扉	7	高圧炉心注水系(C)ボンプ室 水密扉	8	残留熱除去系 [] ボンプ・熱交換器室 水密扉	9	炉心流量 (DIV-III) 計装ラック, 感震器(C), 制御棒駆動機構マスターコントロール室 水密扉	10	水圧制御ユニット室, 計装ラック, 制御棒駆動機構マスターコントロール室 水密扉 1	11	水圧制御ユニット室, 計装ラック, 制御棒駆動機構マスターコントロール室 水密扉 2	12	炉心流量 (DIV-II) 計装ラック, 感震器(B)室 水密扉	13	残留熱除去系 [] ボンプ・熱交換器室 水密扉	14	高圧炉心注水系(B)ボンプ室 水密扉	<p>算により確認する。</p> <p>表 3-2-1 設置位置 (水密扉) (1/16)</p>  <p>原子炉建屋 T.M.S.L. - 8200mm</p> <table border="1" data-bbox="1555 938 2065 1268"> <tr><td>1</td><td>サブプレッションプール浄化系ボンプ, 原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器種改良試験用ラック室 水密扉</td></tr> <tr><td>2</td><td>原子炉隔離時冷却系ボンプ・蒸気タービン室 水密扉</td></tr> <tr><td>3</td><td>高圧炉心注水系(B)ボンプ室 水密扉</td></tr> <tr><td>4</td><td>高圧炉心注水系(C)ボンプ室 水密扉</td></tr> <tr><td>5</td><td>残留熱除去系 [] ボンプ・熱交換器室 水密扉</td></tr> <tr><td>6</td><td>残留熱除去系 [] ボンプ・熱交換器室 水密扉</td></tr> <tr><td>7</td><td>残留熱除去系 [] ボンプ・熱交換器室 水密扉</td></tr> <tr><td>8</td><td>水圧制御ユニット室, 計装ラック, 制御棒駆動機構マスターコントロール室 水密扉 1</td></tr> <tr><td>9</td><td>水圧制御ユニット室, 計装ラック, 制御棒駆動機構マスターコントロール室 水密扉 2</td></tr> <tr><td>10</td><td>水圧制御ユニット室, 計装ラック室 水密扉 1</td></tr> <tr><td>11</td><td>水圧制御ユニット室, 計装ラック室 水密扉 2</td></tr> </table>	1	サブプレッションプール浄化系ボンプ, 原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器種改良試験用ラック室 水密扉	2	原子炉隔離時冷却系ボンプ・蒸気タービン室 水密扉	3	高圧炉心注水系(B)ボンプ室 水密扉	4	高圧炉心注水系(C)ボンプ室 水密扉	5	残留熱除去系 [] ボンプ・熱交換器室 水密扉	6	残留熱除去系 [] ボンプ・熱交換器室 水密扉	7	残留熱除去系 [] ボンプ・熱交換器室 水密扉	8	水圧制御ユニット室, 計装ラック, 制御棒駆動機構マスターコントロール室 水密扉 1	9	水圧制御ユニット室, 計装ラック, 制御棒駆動機構マスターコントロール室 水密扉 2	10	水圧制御ユニット室, 計装ラック室 水密扉 1	11	水圧制御ユニット室, 計装ラック室 水密扉 2	<p>・設工認申請号機の違いによる差異</p>
1	炉心流量 (DIV-IV) 計装ラック, 感震器(D)室 水密扉																																																				
2	水圧制御ユニット室, 計装ラック室 水密扉 1																																																				
3	水圧制御ユニット室, 計装ラック室 水密扉 2																																																				
4	炉心流量 (DIV-I) 計装ラック, 感震器(A)室 水密扉																																																				
5	残留熱除去系 [] ボンプ・熱交換器室 水密扉																																																				
6	原子炉隔離時冷却系ボンプ・タービン室 水密扉																																																				
7	高圧炉心注水系(C)ボンプ室 水密扉																																																				
8	残留熱除去系 [] ボンプ・熱交換器室 水密扉																																																				
9	炉心流量 (DIV-III) 計装ラック, 感震器(C), 制御棒駆動機構マスターコントロール室 水密扉																																																				
10	水圧制御ユニット室, 計装ラック, 制御棒駆動機構マスターコントロール室 水密扉 1																																																				
11	水圧制御ユニット室, 計装ラック, 制御棒駆動機構マスターコントロール室 水密扉 2																																																				
12	炉心流量 (DIV-II) 計装ラック, 感震器(B)室 水密扉																																																				
13	残留熱除去系 [] ボンプ・熱交換器室 水密扉																																																				
14	高圧炉心注水系(B)ボンプ室 水密扉																																																				
1	サブプレッションプール浄化系ボンプ, 原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器種改良試験用ラック室 水密扉																																																				
2	原子炉隔離時冷却系ボンプ・蒸気タービン室 水密扉																																																				
3	高圧炉心注水系(B)ボンプ室 水密扉																																																				
4	高圧炉心注水系(C)ボンプ室 水密扉																																																				
5	残留熱除去系 [] ボンプ・熱交換器室 水密扉																																																				
6	残留熱除去系 [] ボンプ・熱交換器室 水密扉																																																				
7	残留熱除去系 [] ボンプ・熱交換器室 水密扉																																																				
8	水圧制御ユニット室, 計装ラック, 制御棒駆動機構マスターコントロール室 水密扉 1																																																				
9	水圧制御ユニット室, 計装ラック, 制御棒駆動機構マスターコントロール室 水密扉 2																																																				
10	水圧制御ユニット室, 計装ラック室 水密扉 1																																																				
11	水圧制御ユニット室, 計装ラック室 水密扉 2																																																				

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較						
	<p>表 3.2-1 設置位置 (水密扉) (6/18)</p>  <p>原子炉建屋 T.M.S.L. -1700mm</p> <table border="1" data-bbox="937 932 1350 974"> <tr> <td>1</td> <td>高压代替注水系ポンプ室 水密扉</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>残留熱除去系ポンプハッチ室 水密扉</td> </tr> </table>	1	高压代替注水系ポンプ室 水密扉	2	残留熱除去系ポンプハッチ室 水密扉	<p>表 3-2-1 設置位置 (水密扉) (2/16)</p>  <p>原子炉建屋 T.M.S.L. -1700mm</p> <table border="1" data-bbox="1555 913 2077 955"> <tr> <td>1</td> <td>高压代替注水系ポンプ室 水密扉</td> </tr> </table>	1	高压代替注水系ポンプ室 水密扉	<ul style="list-style-type: none"> ・設工認申請号機の違いによる差異
1	高压代替注水系ポンプ室 水密扉								
2	残留熱除去系ポンプハッチ室 水密扉								
1	高压代替注水系ポンプ室 水密扉								

島根原子力発電所 第2号機

柏崎刈羽原子力発電所 第7号機

柏崎刈羽原子力発電所 第6号機

柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

表 3.2-1 設置位置 (水密扉) (7/18)

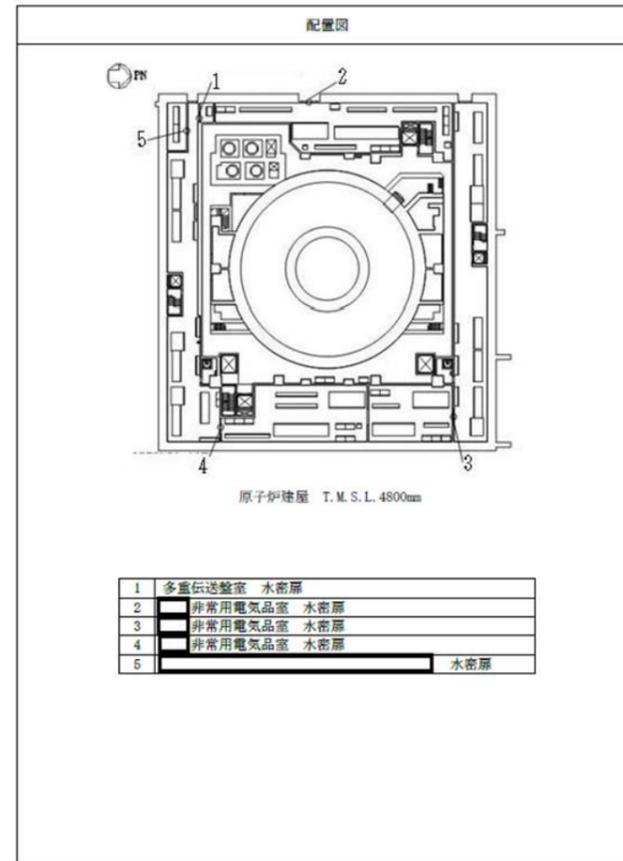
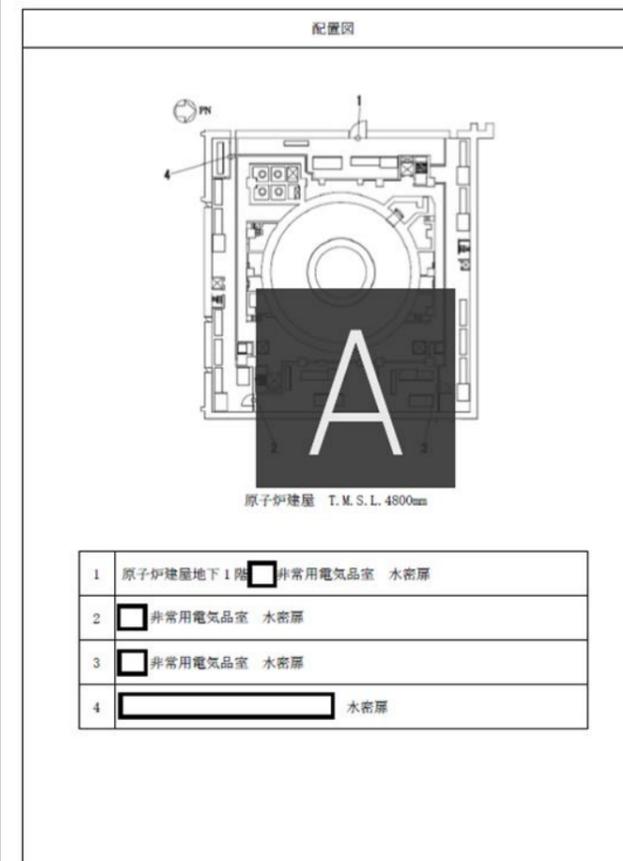


表 3-2-1 設置位置 (水密扉) (3/16)



・設工認申請号機の違いによる差異

島根原子力発電所 第2号機

柏崎刈羽原子力発電所 第7号機

柏崎刈羽原子力発電所 第6号機

柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

表 3.2-1 設置位置 (水密扉) (8/18)

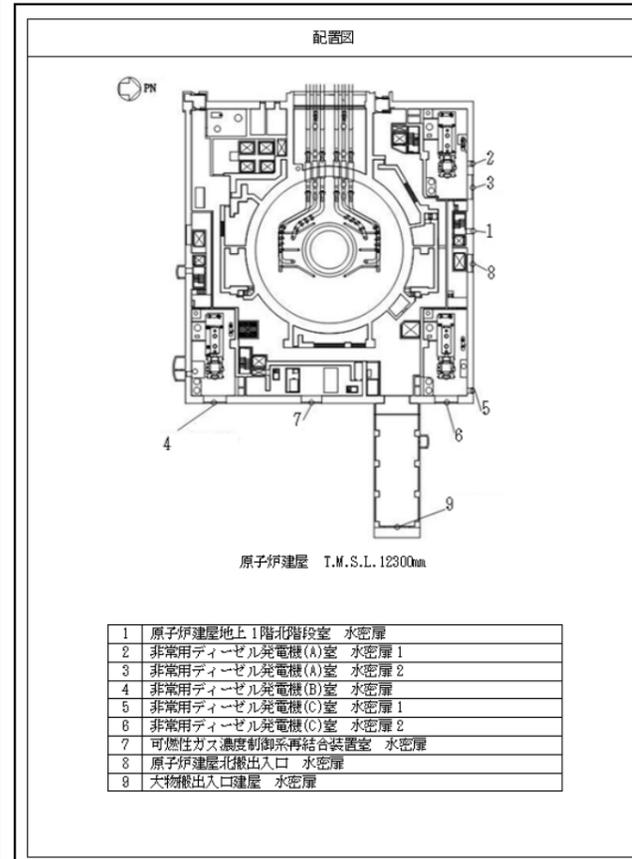
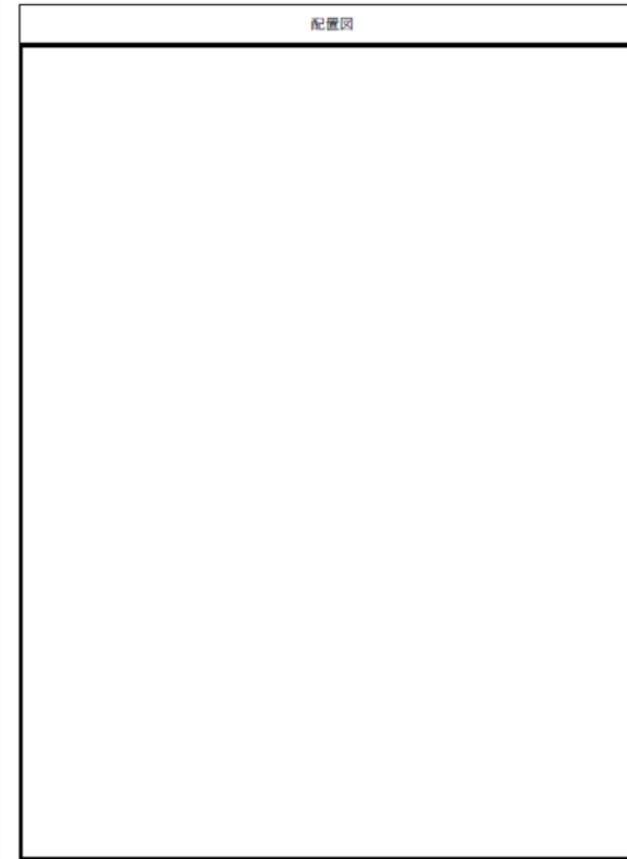
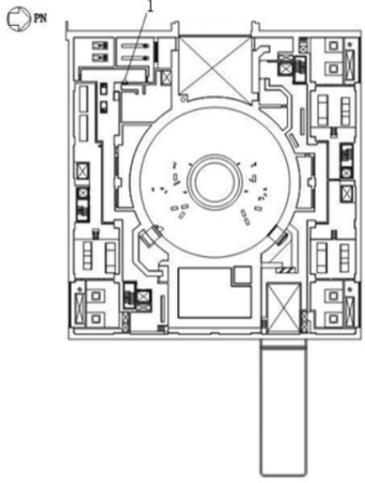
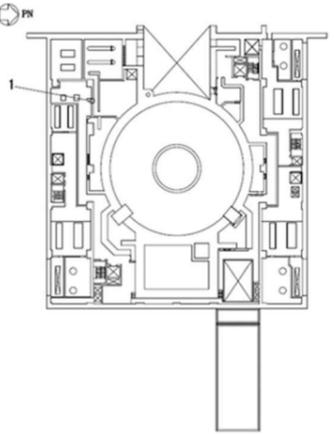
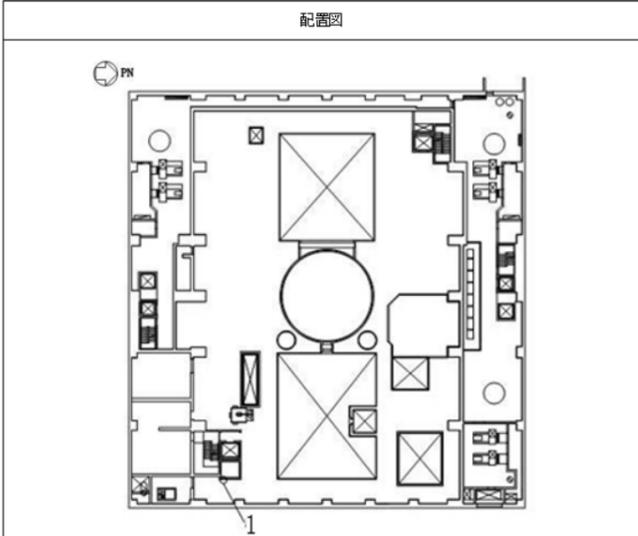
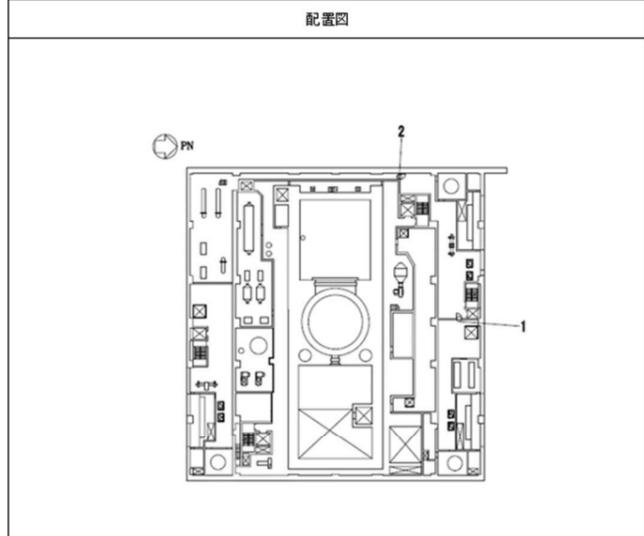


表 3-2-1 設置位置 (水密扉) (4/16)



・設工認申請号機の違いによる差異

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p data-bbox="825 275 1308 306">表 3.2-1 設置位置 (水密扉) (9/18)</p> <div data-bbox="825 367 1463 1234"> <p data-bbox="1121 380 1190 401">配置図</p>  <p data-bbox="1041 919 1240 940">原子炉建屋 T.M.S.L.18100mm</p> <div data-bbox="952 997 1344 1031"> <p>1 燃料プール冷却浄化系弁室 水密扉</p> </div> </div>	<p data-bbox="1492 275 1976 306">表 3-2-1 設置位置 (水密扉) (5/16)</p> <div data-bbox="1492 367 2131 1234"> <p data-bbox="1789 380 1857 401">配置図</p>  <p data-bbox="1715 919 1914 940">原子炉建屋 T.M.S.L.18100mm</p> <div data-bbox="1558 997 2080 1031"> <p>1 燃料プール冷却浄化系熱交換器室, 燃料プール冷却浄化系弁室 水密扉</p> </div> </div>	<ul data-bbox="2169 367 2585 394" style="list-style-type: none"> ・設工認申請号機の違いによる差異

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較						
	<p>表 3.2-1 設置位置 (水密扉) (10/18)</p> <p>配置図</p>  <p>原子炉建屋 T.M.S.L. 31700mm</p> <table border="1" data-bbox="943 997 1344 1029"> <tr> <td>1</td> <td>原子炉建屋地上4階トレイ室 水密扉</td> </tr> </table>	1	原子炉建屋地上4階トレイ室 水密扉	<p>表 3-2-1 設置位置 (水密扉) (6/16)</p> <p>配置図</p>  <p>原子炉建屋 T.M.S.L. 29500mm</p> <table border="1" data-bbox="1558 1039 2077 1123"> <tr> <td>1</td> <td>非常用ディーゼル発電機(A)補機室 水密扉</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>原子炉建屋地上3階南北連絡通路 水密扉</td> </tr> </table>	1	非常用ディーゼル発電機(A)補機室 水密扉	2	原子炉建屋地上3階南北連絡通路 水密扉	<ul style="list-style-type: none"> ・設工認申請号機の違いによる差異
1	原子炉建屋地上4階トレイ室 水密扉								
1	非常用ディーゼル発電機(A)補機室 水密扉								
2	原子炉建屋地上3階南北連絡通路 水密扉								

島根原子力発電所 第2号機

柏崎刈羽原子力発電所 第7号機

柏崎刈羽原子力発電所 第6号機

柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

表 3.2-1 設置位置 (水密扉) (1/18)

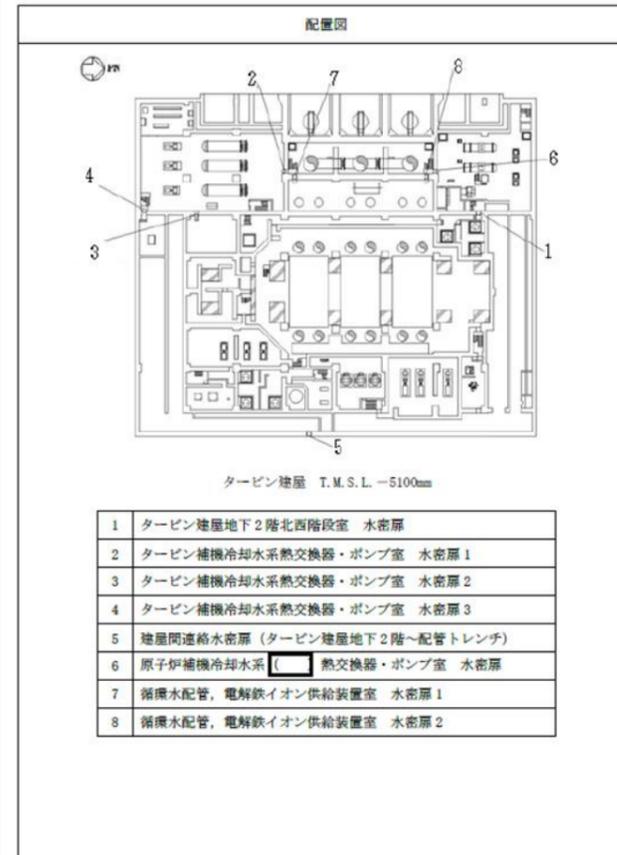
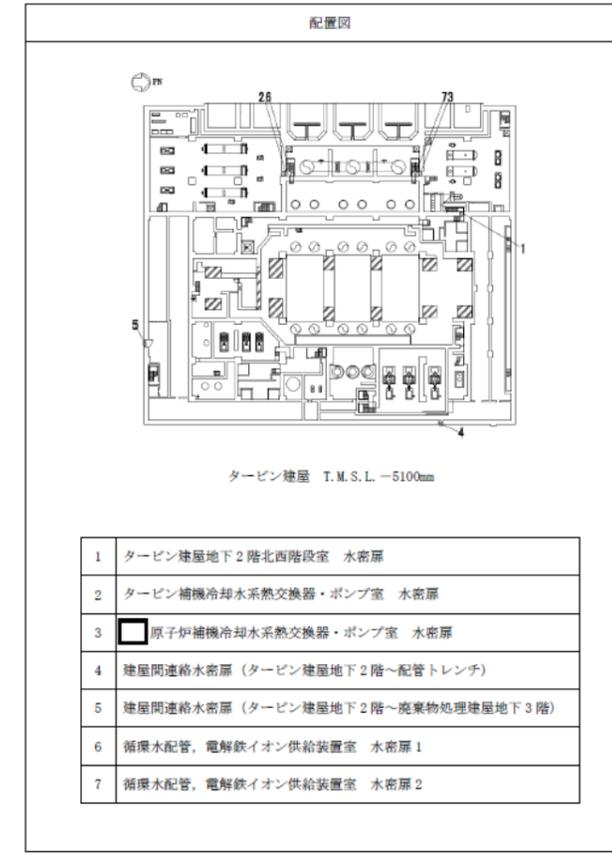


表 3-2-1 設置位置 (水密扉) (7/16)



・設工認申請号機の違いによる差異

島根原子力発電所 第2号機

柏崎刈羽原子力発電所 第7号機

柏崎刈羽原子力発電所 第6号機

柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

表 3.2-1 設置位置 (水密扉) (2/18)

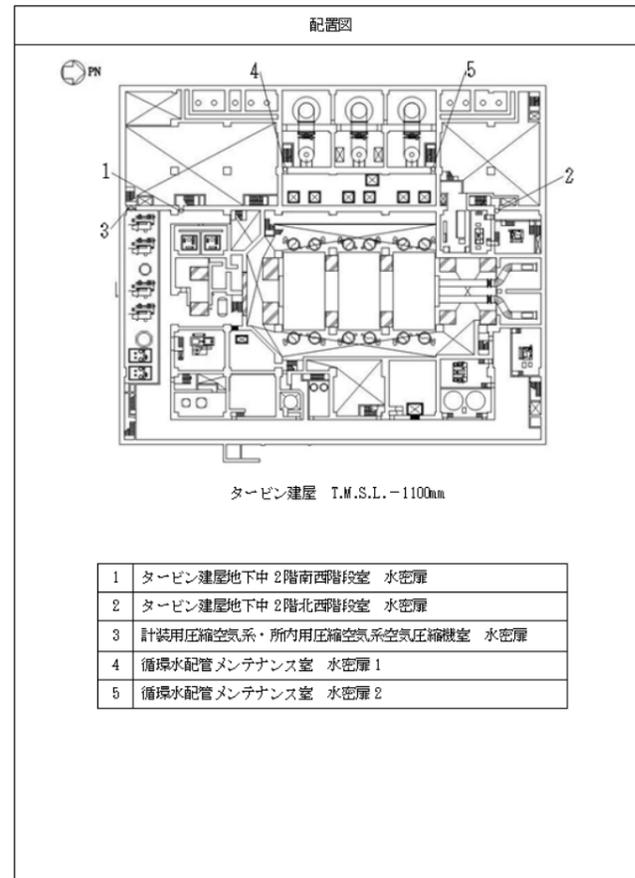
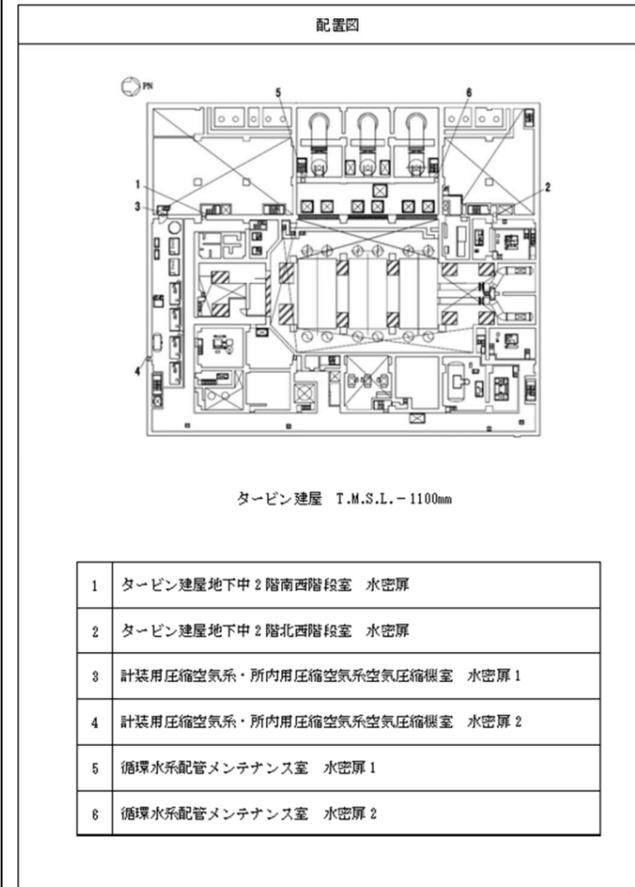


表 3-2-1 設置位置 (水密扉) (8/16)



・設工認申請号機の違いによる差異

島根原子力発電所 第2号機

柏崎刈羽原子力発電所 第7号機

柏崎刈羽原子力発電所 第6号機

柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

表 3.2-1 設置位置 (水密扉) (3/18)

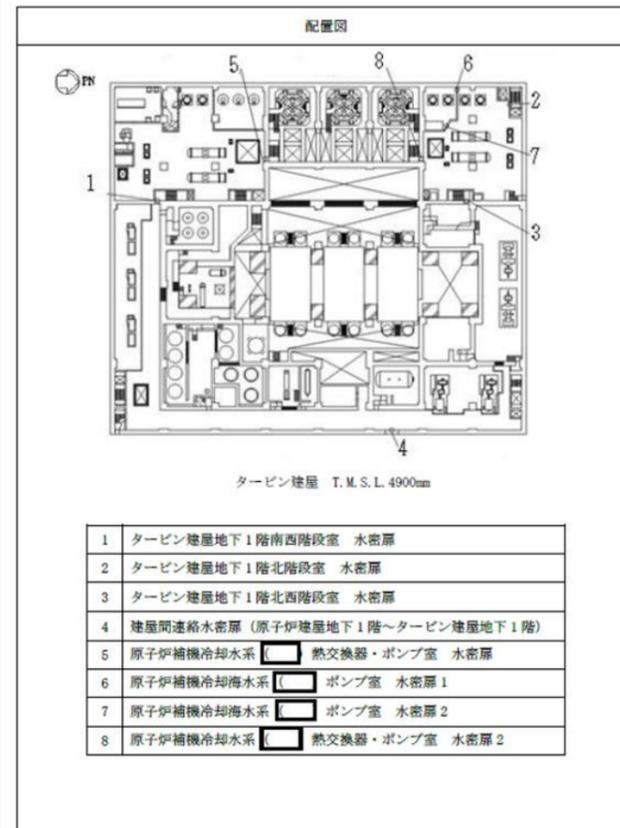
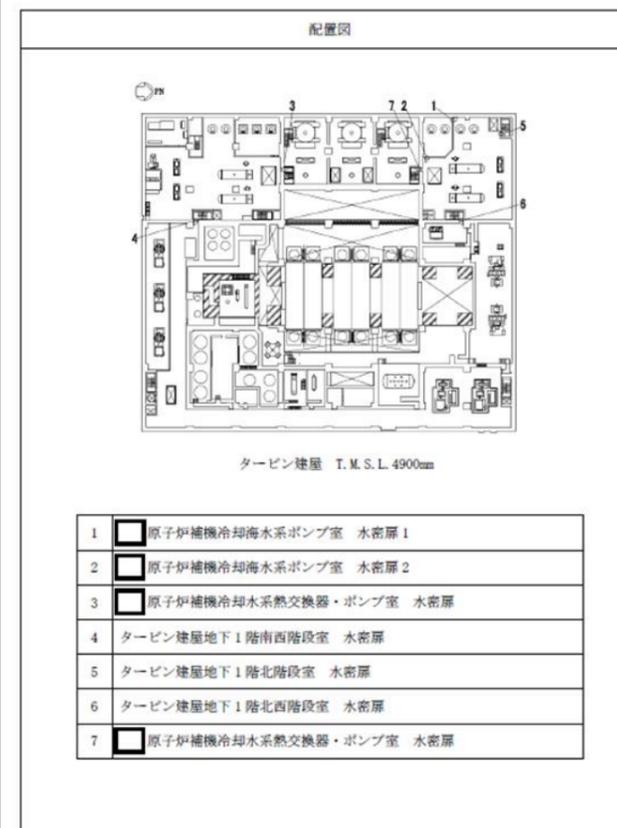


表 3-2-1 設置位置 (水密扉) (9/16)



・設工認申請号機の違いによる差異

島根原子力発電所 第2号機

柏崎刈羽原子力発電所 第7号機

柏崎刈羽原子力発電所 第6号機

柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

表 3.2-1 設置位置 (水密扉) (4/18)

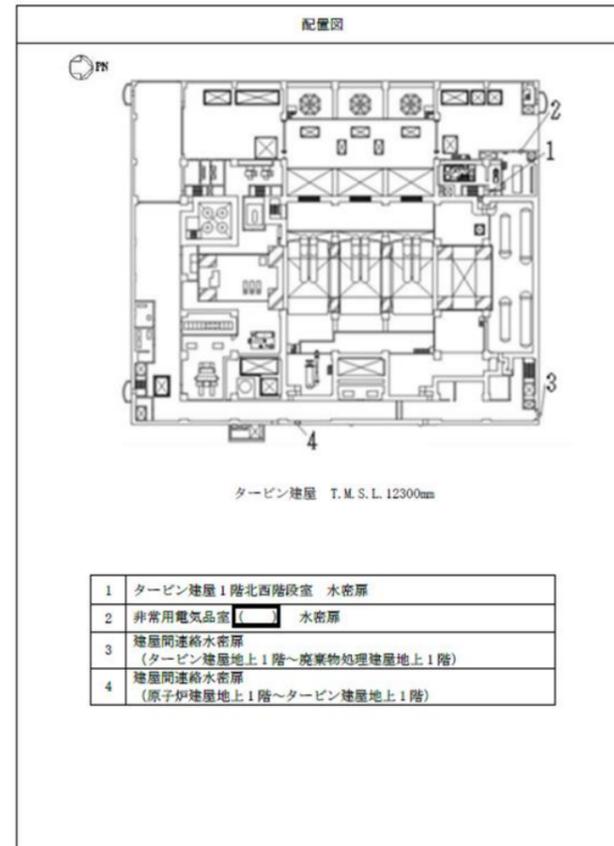
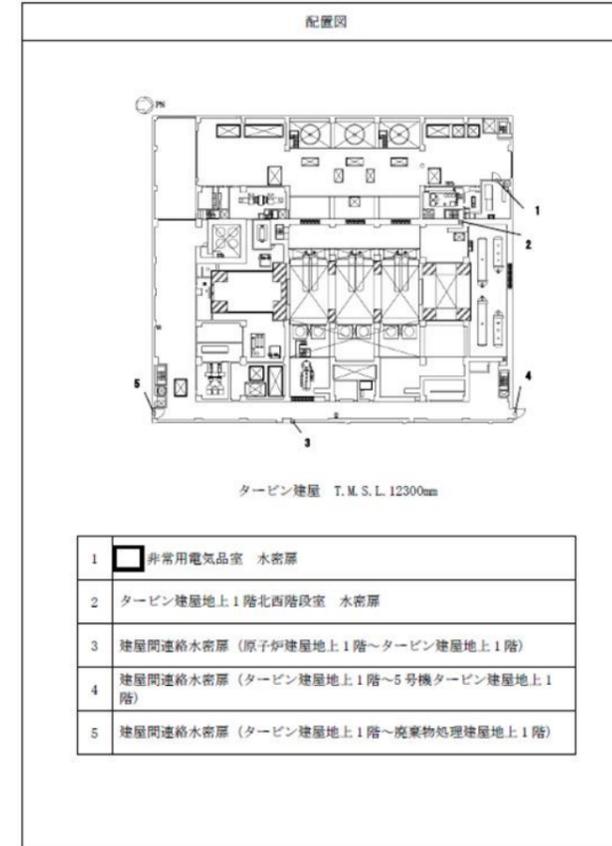
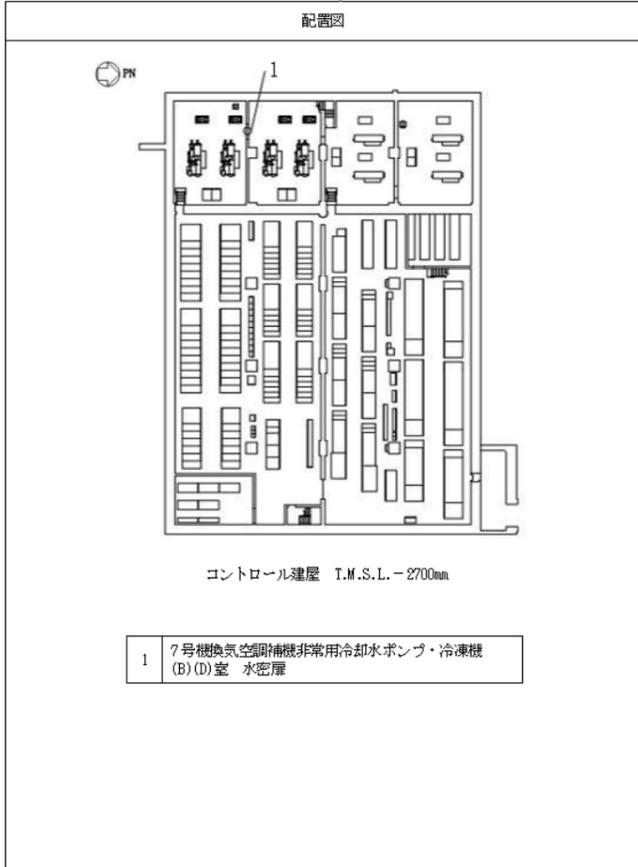
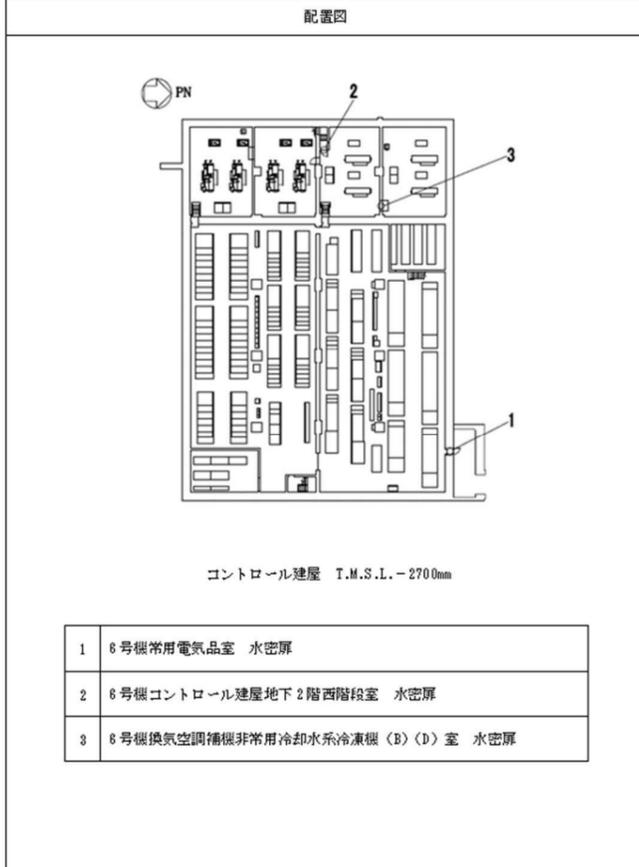
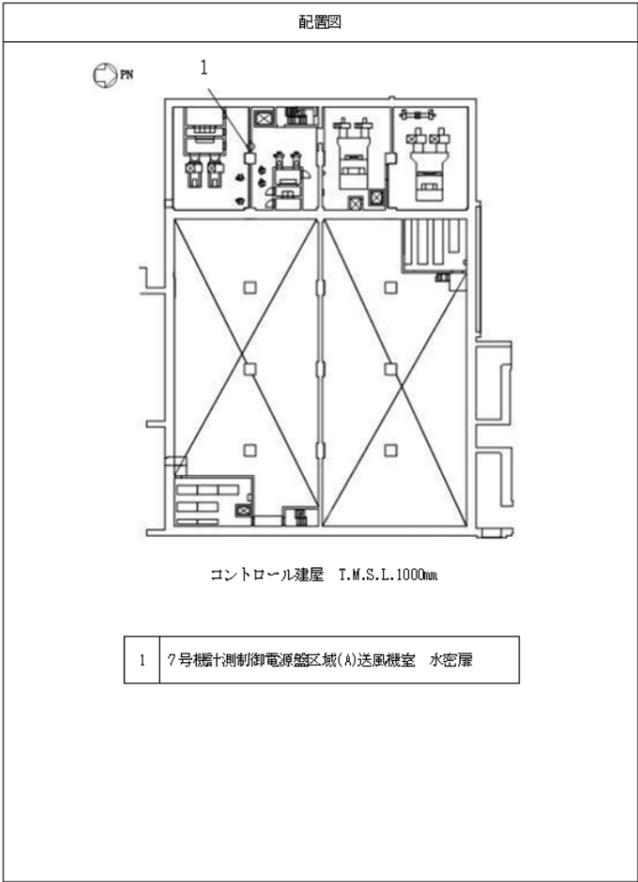
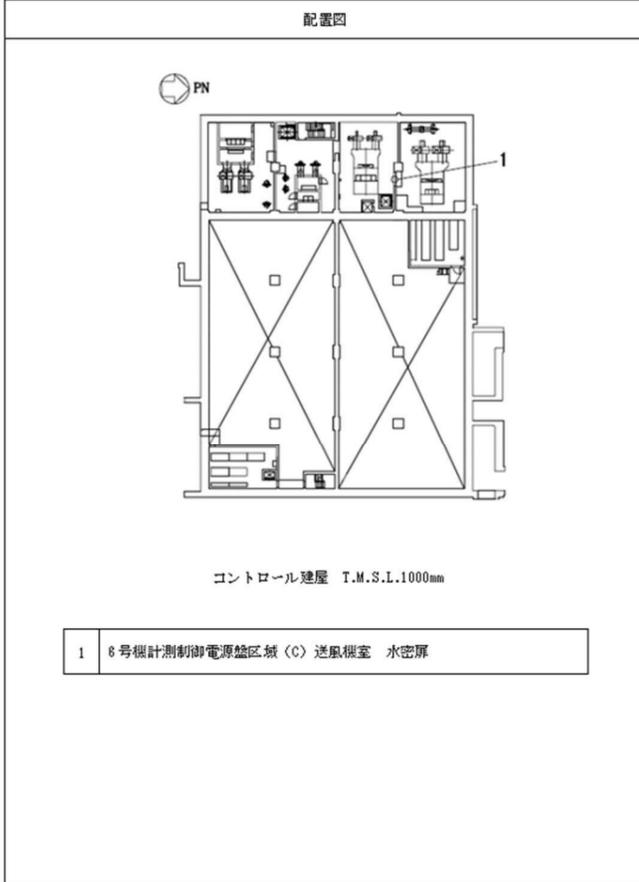


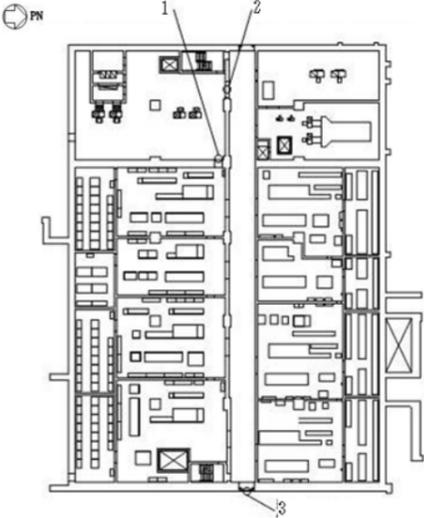
表 3-2-1 設置位置 (水密扉) (10/16)

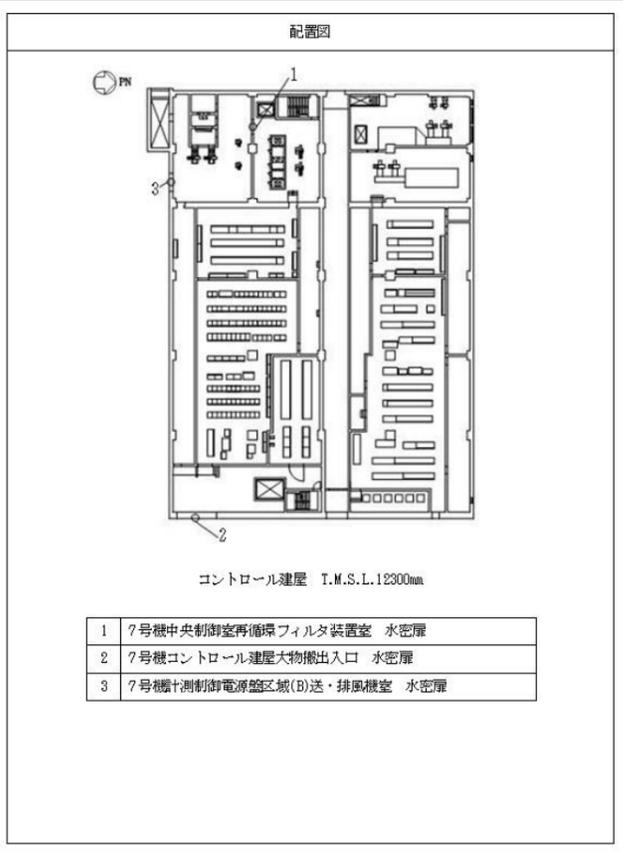
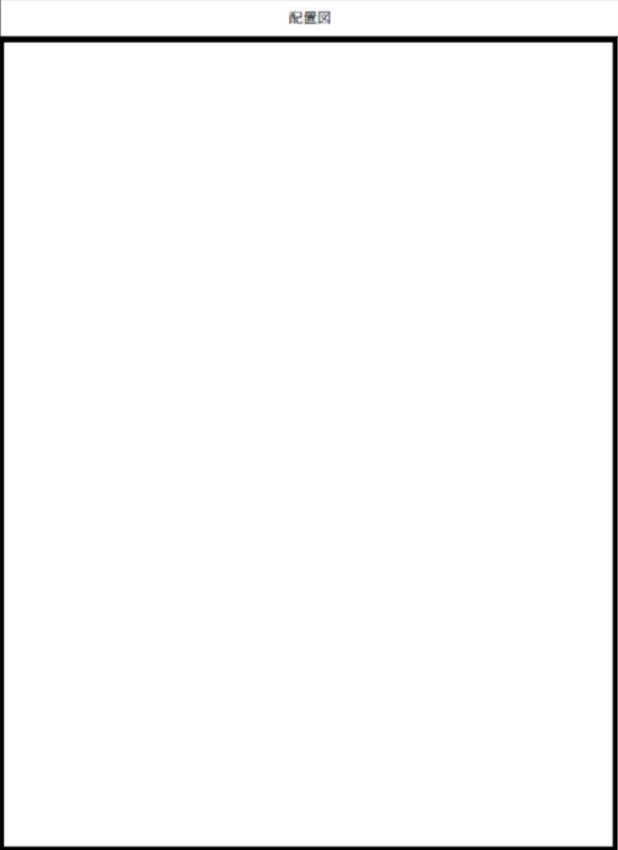


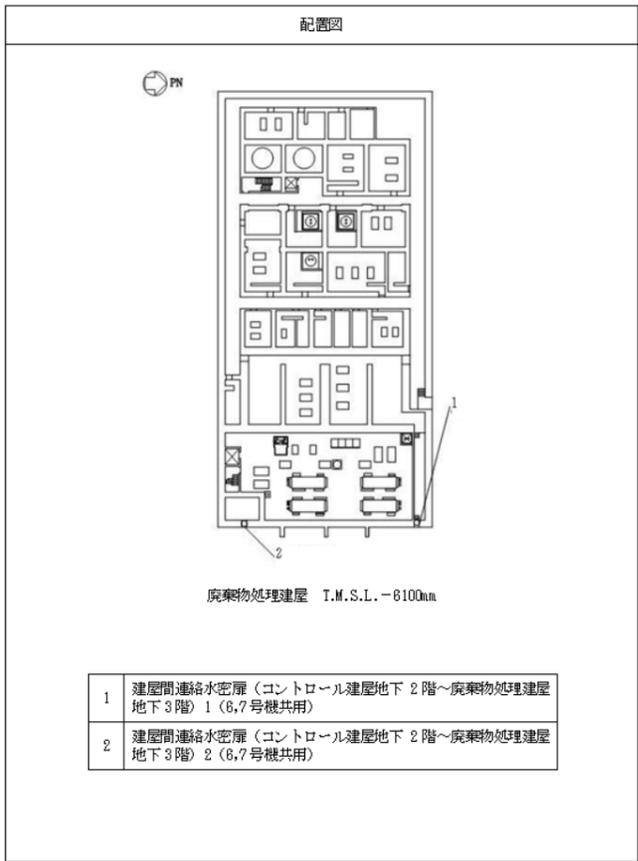
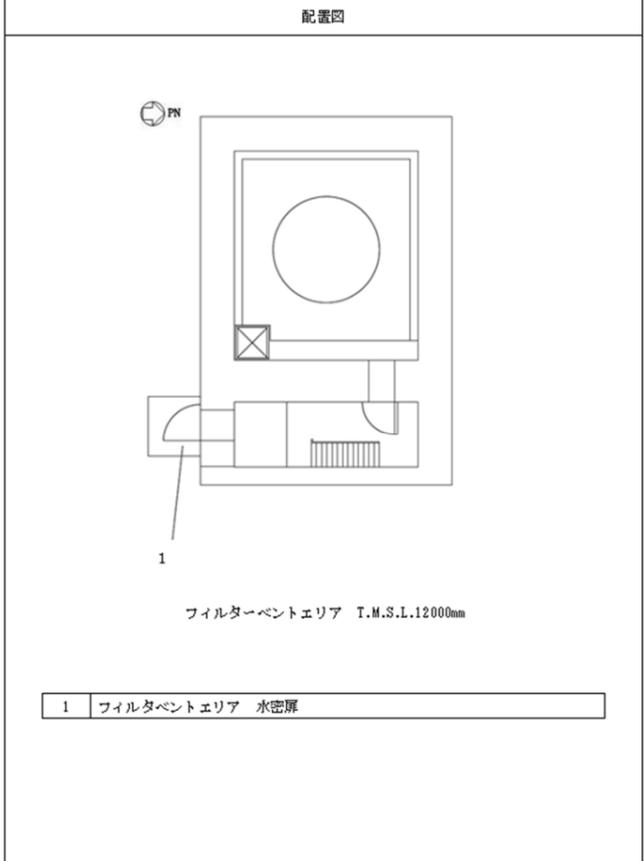
・設工認申請号機の違いによる差異

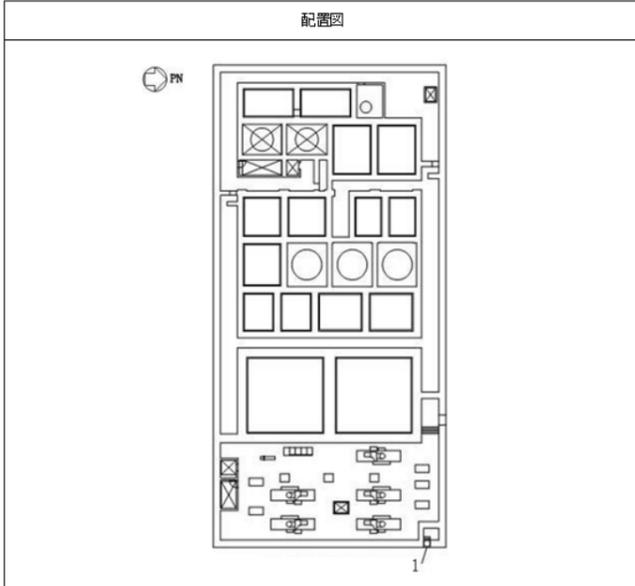
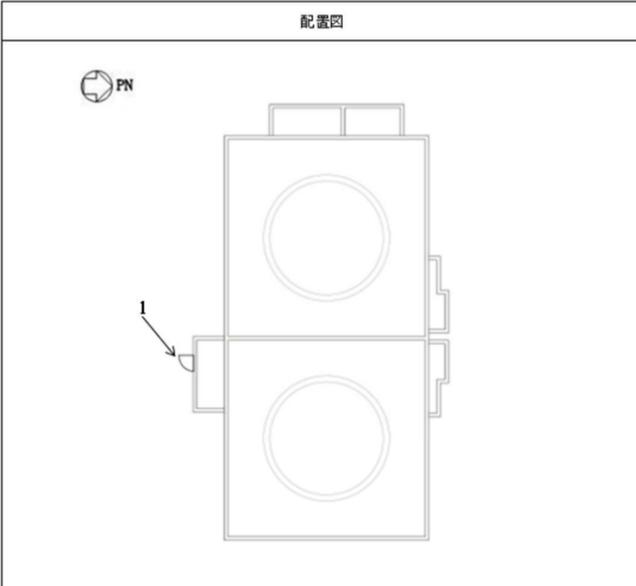
島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較								
	<p>表 3.2-1 設置位置 (水密扉) (11/18)</p>  <p>コントロール建屋 T.M.S.L.-2700mm</p> <table border="1" data-bbox="943 1003 1344 1052"> <tr> <td>1</td> <td>7号機換気空調補機非常用冷却水ポンプ・冷凍機 (B) (D)室 水密扉</td> </tr> </table>	1	7号機換気空調補機非常用冷却水ポンプ・冷凍機 (B) (D)室 水密扉	<p>表 3-2-1 設置位置 (水密扉) (11/16)</p>  <p>コントロール建屋 T.M.S.L.-2700mm</p> <table border="1" data-bbox="1552 993 2080 1129"> <tr> <td>1</td> <td>6号機常用電気品室 水密扉</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>6号機コントロール建屋地下2階西階段室 水密扉</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>6号機換気空調補機非常用冷却水系冷凍機 (B) (D)室 水密扉</td> </tr> </table>	1	6号機常用電気品室 水密扉	2	6号機コントロール建屋地下2階西階段室 水密扉	3	6号機換気空調補機非常用冷却水系冷凍機 (B) (D)室 水密扉	<p>・設工認申請号機の違いによる差異</p>
1	7号機換気空調補機非常用冷却水ポンプ・冷凍機 (B) (D)室 水密扉										
1	6号機常用電気品室 水密扉										
2	6号機コントロール建屋地下2階西階段室 水密扉										
3	6号機換気空調補機非常用冷却水系冷凍機 (B) (D)室 水密扉										

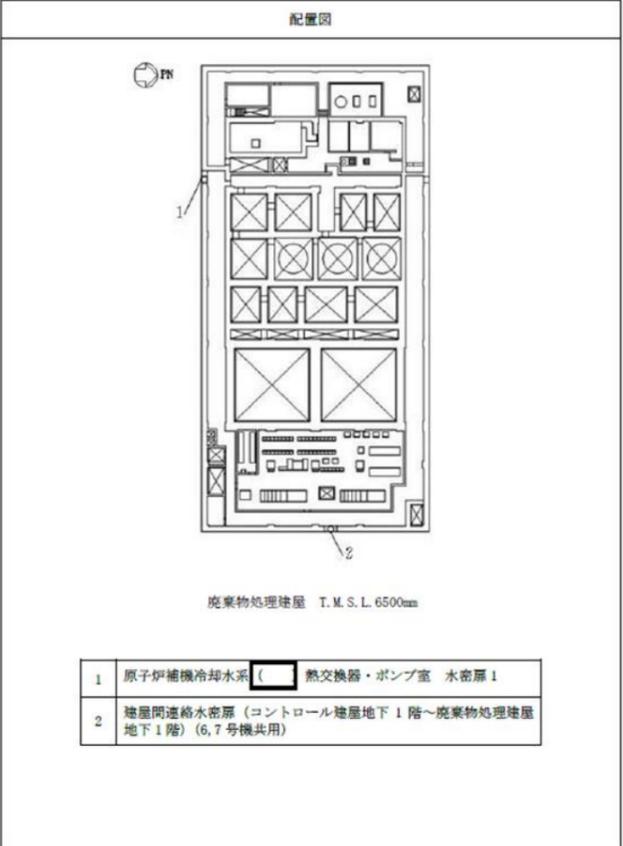
島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>表 3.2-1 設置位置 (水密扉) (12/18)</p>  <p>配置図</p> <p>コントロール建屋 T.M.S.L.1000mm</p> <p>1 7号機計測制御電源盤区域(A)送風機室 水密扉</p>	<p>表 3-2-1 設置位置 (水密扉) (12/16)</p>  <p>配置図</p> <p>コントロール建屋 T.M.S.L.1000mm</p> <p>1 6号機計測制御電源盤区域(C)送風機室 水密扉</p>	<p>・設工認申請号機の違いによる差異</p>

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較										
	<p data-bbox="825 275 1308 304">表 3.2-1 設置位置 (水密扉) (13/18)</p> <div data-bbox="825 363 1463 1241"> <p data-bbox="1121 373 1181 394">配置図</p>  <p data-bbox="1032 961 1270 982">コントロール建屋 T.M.S.L.8500mm</p> <table border="1" data-bbox="914 1041 1383 1136"> <tr> <td>1</td> <td>7号機区分I計測制御用電源盤室 水密扉</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>7号機計測制御電源盤区域(C)送・排風機室 水密扉1</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>建屋間連絡水密扉 (コントロール建屋地下1階～サービス建屋地下1階)</td> </tr> </table> </div>	1	7号機区分I計測制御用電源盤室 水密扉	2	7号機計測制御電源盤区域(C)送・排風機室 水密扉1	3	建屋間連絡水密扉 (コントロール建屋地下1階～サービス建屋地下1階)	<p data-bbox="1492 275 1976 304">表 3-2-1 設置位置 (水密扉) (13/16)</p> <div data-bbox="1492 363 2131 1241"> <p data-bbox="1789 373 1849 394">配置図</p>  <p data-bbox="1700 961 1938 982">コントロール建屋 T.M.S.L.8500mm</p> <table border="1" data-bbox="1552 1020 2080 1115"> <tr> <td>1</td> <td>6号機コントロール建屋地下1階空調ダクト, ケーブル処理室 水密扉</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>6号機計測制御電源盤区域(A)送・排風機室 水密扉</td> </tr> </table> </div>	1	6号機コントロール建屋地下1階空調ダクト, ケーブル処理室 水密扉	2	6号機計測制御電源盤区域(A)送・排風機室 水密扉	<p data-bbox="2169 411 2585 441">・設工認申請号機の違いによる差異</p>
1	7号機区分I計測制御用電源盤室 水密扉												
2	7号機計測制御電源盤区域(C)送・排風機室 水密扉1												
3	建屋間連絡水密扉 (コントロール建屋地下1階～サービス建屋地下1階)												
1	6号機コントロール建屋地下1階空調ダクト, ケーブル処理室 水密扉												
2	6号機計測制御電源盤区域(A)送・排風機室 水密扉												

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較						
	<p>表 3.2-1 設置位置 (水密扉) (14/18)</p>  <p>配置図</p> <p>コントロール建屋 T.M.S.L.12300mm</p> <table border="1" data-bbox="923 989 1368 1073"> <tr> <td>1</td> <td>7号機中央制御室再循環フィルタ装置室 水密扉</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>7号機コントロール建屋大物機出入口 水密扉</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>7号機計測制御電源盤区域(B)送・排風機室 水密扉</td> </tr> </table>	1	7号機中央制御室再循環フィルタ装置室 水密扉	2	7号機コントロール建屋大物機出入口 水密扉	3	7号機計測制御電源盤区域(B)送・排風機室 水密扉	<p>表 3-2-1 設置位置 (水密扉) (14/16)</p>  <p>配置図</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設工認申請号機の違いによる差異
1	7号機中央制御室再循環フィルタ装置室 水密扉								
2	7号機コントロール建屋大物機出入口 水密扉								
3	7号機計測制御電源盤区域(B)送・排風機室 水密扉								

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較						
	<p>表 3.2-1 設置位置 (水密扉) (15/18)</p>  <p>配置図</p> <p>廃棄物処理建屋 T.M.S.L.-6100mm</p> <table border="1" data-bbox="914 997 1380 1092"> <tr> <td>1</td> <td>建屋間連絡水密扉 (コントロール建屋地下2階~廃棄物処理建屋地下3階) 1 (6,7号機共用)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>建屋間連絡水密扉 (コントロール建屋地下2階~廃棄物処理建屋地下3階) 2 (6,7号機共用)</td> </tr> </table>	1	建屋間連絡水密扉 (コントロール建屋地下2階~廃棄物処理建屋地下3階) 1 (6,7号機共用)	2	建屋間連絡水密扉 (コントロール建屋地下2階~廃棄物処理建屋地下3階) 2 (6,7号機共用)	<p>表 3-2-1 設置位置 (水密扉) (15/16)</p>  <p>配置図</p> <p>フィルターベントエリア T.M.S.L.12000mm</p> <table border="1" data-bbox="1537 1018 2092 1045"> <tr> <td>1</td> <td>フィルターベントエリア 水密扉</td> </tr> </table>	1	フィルターベントエリア 水密扉	<ul style="list-style-type: none"> ・設工認申請号機の違いによる差異
1	建屋間連絡水密扉 (コントロール建屋地下2階~廃棄物処理建屋地下3階) 1 (6,7号機共用)								
2	建屋間連絡水密扉 (コントロール建屋地下2階~廃棄物処理建屋地下3階) 2 (6,7号機共用)								
1	フィルターベントエリア 水密扉								

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較				
	<p>表 3.2-1 設置位置 (水密扉) (16/18)</p> <p>配置図</p>  <p>廃棄物処理建屋 T.M.S.L.-1100mm</p> <table border="1" data-bbox="914 1010 1383 1073"> <tr> <td>1</td> <td>建屋間連絡水密扉 (廃棄物処理建屋地下2階~配管トレンチ) (8,7号機共用)</td> </tr> </table>	1	建屋間連絡水密扉 (廃棄物処理建屋地下2階~配管トレンチ) (8,7号機共用)	<p>表 3-2-1 設置位置 (水密扉) (16/16)</p> <p>配置図</p>  <p>燃料移送ポンプエリア T.M.S.L.12000mm</p> <table border="1" data-bbox="1537 1010 2101 1031"> <tr> <td>1</td> <td>燃料移送ポンプエリア(B系)水密扉</td> </tr> </table>	1	燃料移送ポンプエリア(B系)水密扉	<ul style="list-style-type: none"> 設工認申請号機の違いによる差異
1	建屋間連絡水密扉 (廃棄物処理建屋地下2階~配管トレンチ) (8,7号機共用)						
1	燃料移送ポンプエリア(B系)水密扉						

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>表 3.2-1 設置位置 (水密扉) (17/18)</p> 		<ul style="list-style-type: none"> ・設工認申請号機の違いによる差異

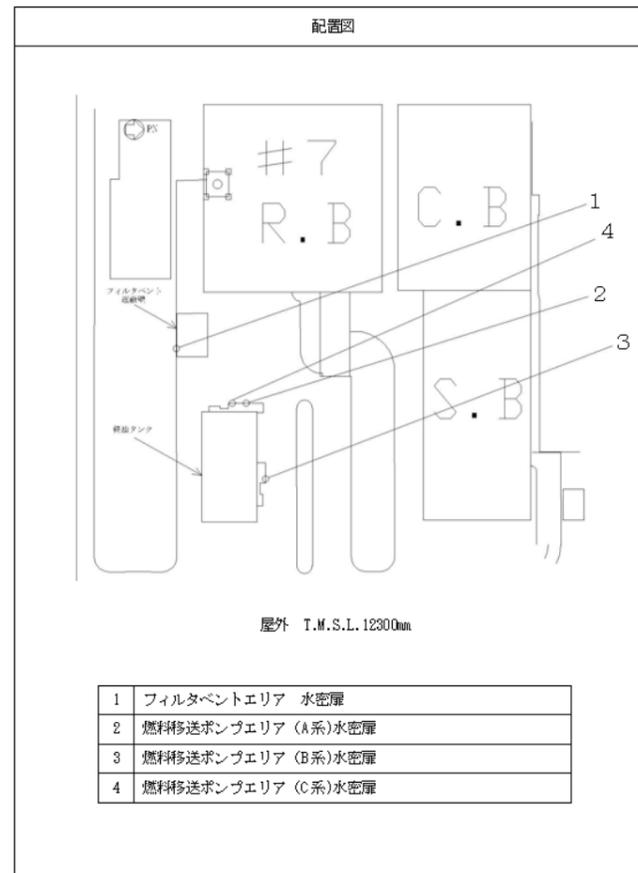
島根原子力発電所 第2号機

柏崎刈羽原子力発電所 第7号機

柏崎刈羽原子力発電所 第6号機

柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

表 3.2-1 設置位置 (水密扉) (18/18)



・設工認申請号機の違いによる差異

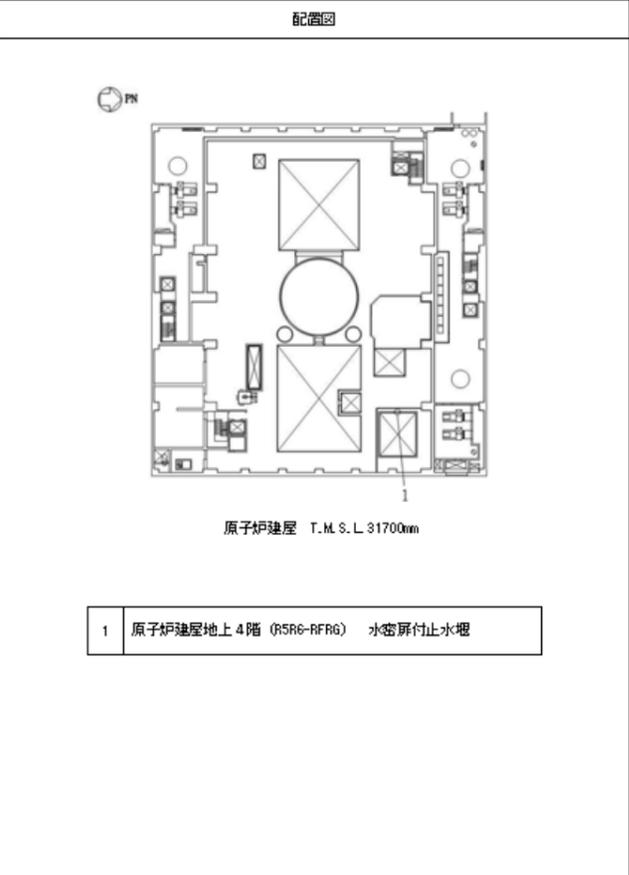
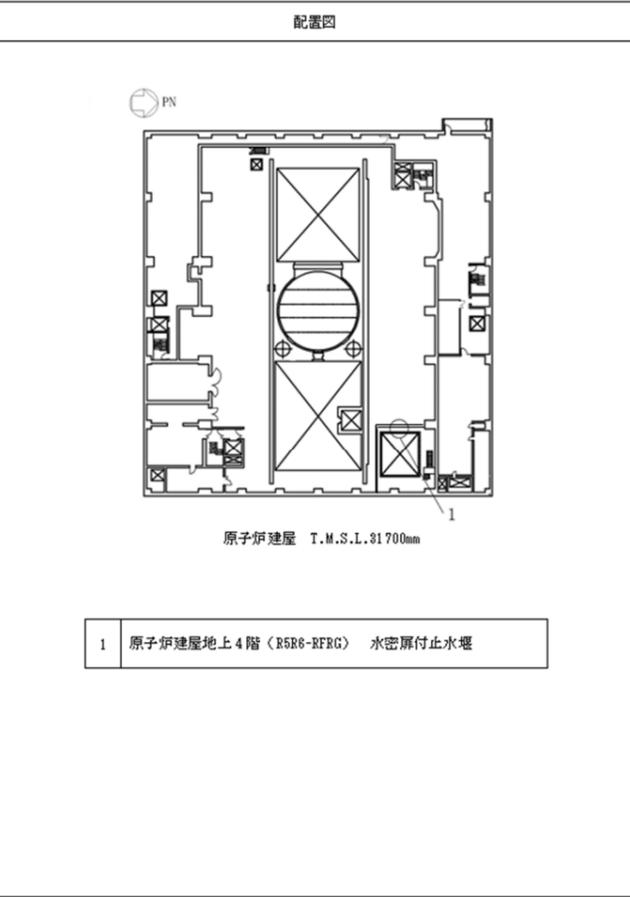
表 3.2-2 構造計画 (水密扉) (1/1)

計画の概要		概略構造図
主体構造	支持構造	
片開型の鋼製扉とし、鋼製の扉板に芯材を取付け、扉に設置された締付装置を鋼製の扉枠に差し込み、扉と扉枠を一体化させる構造とする。また、扉と躯体の接続はヒンジを介する構造とする。	扉開放時においては、ヒンジにより扉が扉枠に固定され、扉閉止時には、締付装置により扉と扉枠が一体化する構造とする。扉枠はアンカーボルトにより躯体へ固定する構造とする。	

表 3-2-2 構造計画 (水密扉) (1/1)

計画の概要		概略構造図
主体構造	支持構造	
片開型の鋼製扉とし、鋼製の扉板に芯材を取付け、扉に設置された締付装置を鋼製の扉枠に差し込み、扉と扉枠を一体化させる構造とする。また、扉と躯体の接続はヒンジを介する構造とする。	扉開放時においては、ヒンジにより扉が扉枠に固定され、扉閉止時には、締付装置により扉と扉枠が一体化する構造とする。扉枠はアンカーボルトにより躯体へ固定する構造とする。	

・差異なし

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>表 3.2-3 設置位置 (水密扉付止水堰) (1/2)</p> 	<p>表 3-2-3 設置位置 (水密扉付止水堰) (1/2)</p> 	<p>設工認申請号機の違いによる差異</p>

島根原子力発電所 第2号機

柏崎刈羽原子力発電所 第7号機

柏崎刈羽原子力発電所 第6号機

柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

表 3.2-3 設置位置 (水密扉付止水堰) (2/2)

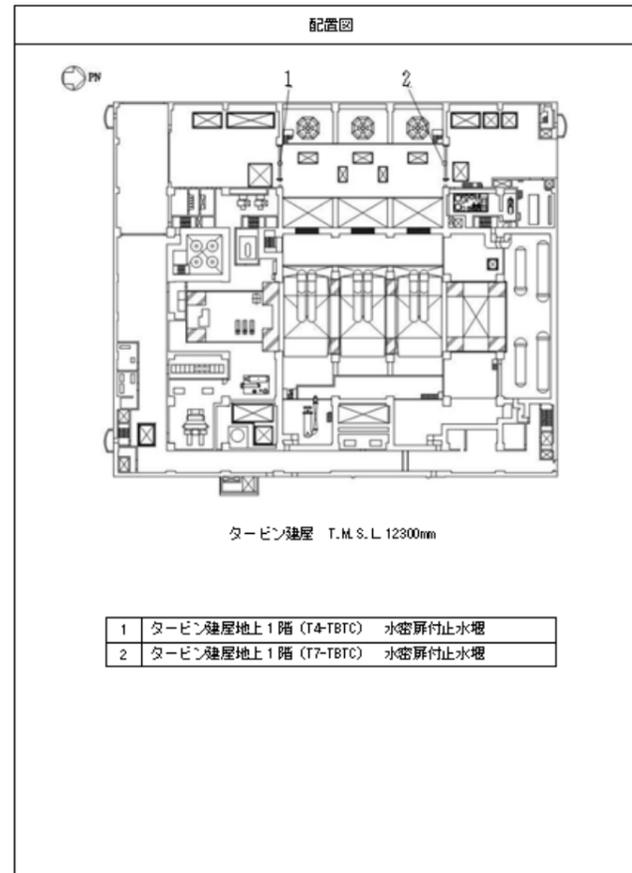
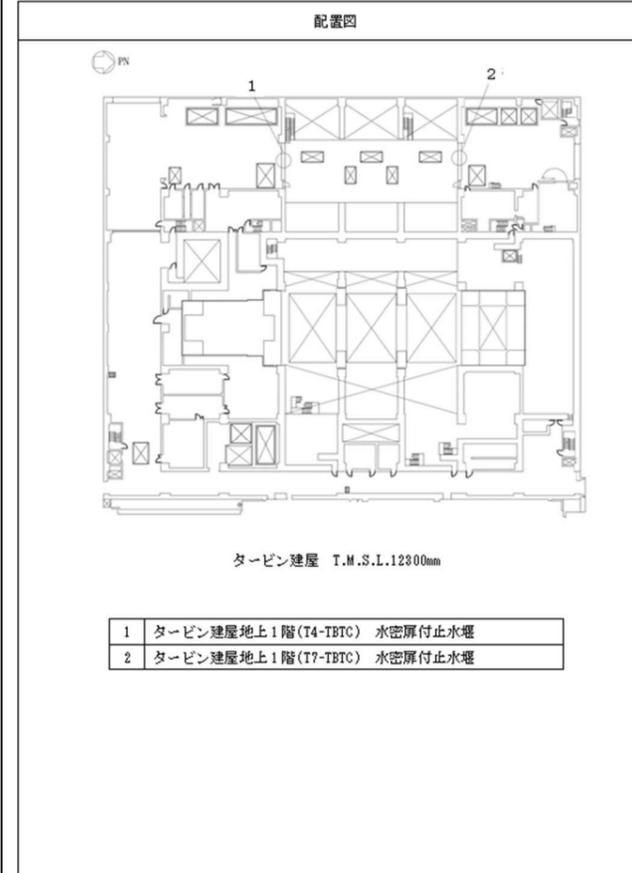


表 3-2-3 設置位置 (水密扉付止水堰) (2/2)



設工認申請号機の違いによる差異

表 3.2-4 構造計画 (水密扉付止水堰) (1/1)

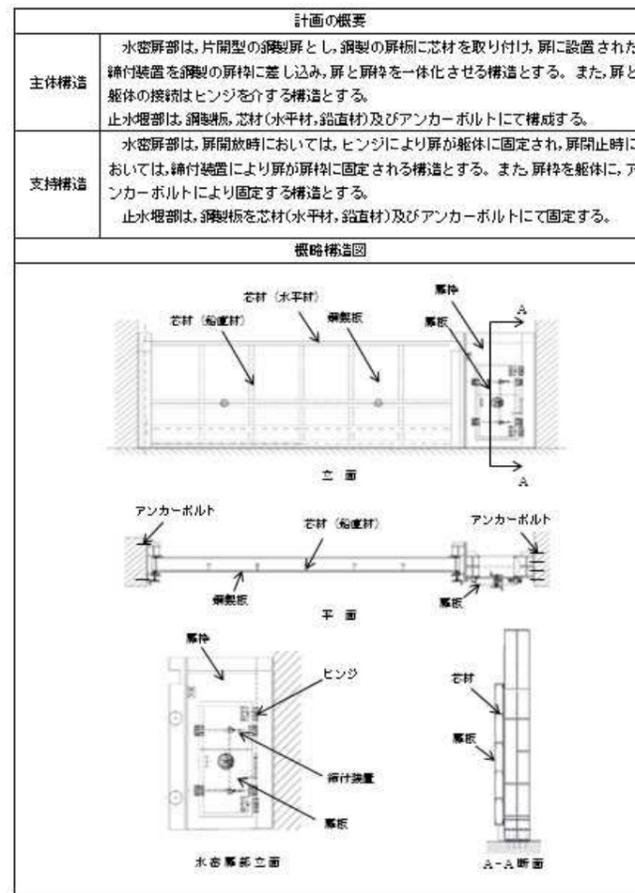
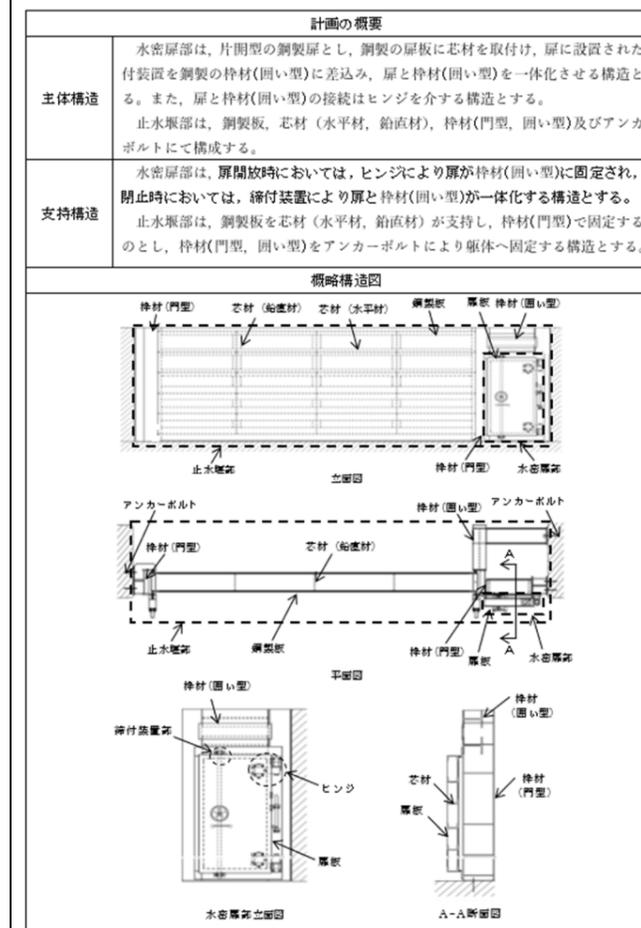


表 3-2-4 構造計画 (水密扉付止水堰) (1/1)



・設工認申請号機の違いによる差異

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>(3) 溢水伝播防止堰</p> <p>a. 構造設計</p> <p>溢水伝播防止堰は、「3.1 構造強度の設計方針」で設定している設計方針及び「4.1 荷重及び荷重の組合せ」で設定している荷重を踏まえ、以下の構造とする。</p> <p>溢水伝播防止堰は、鋼製堰及び鉄筋コンクリート製堰に分類できる。</p> <p>溢水伝播防止堰のうち鋼製堰は、鋼製板、芯材及びアンカーボルト等を主体構造とし、既設コンクリートを基礎として、アンカーボルトで固定し支持する構造とする。また、作用する荷重については、鋼製堰に作用し、アンカーボルトを介し、既設コンクリートに伝達する構造とする。</p> <p>溢水伝播防止堰のうち鉄筋コンクリート製堰は、鉄筋コンクリート、アンカー筋又はアンカーボルトを主体構造とし、既設コンクリートを基礎として、アンカー筋又はアンカーボルトで固定し、支持する構造とする。また、作用する荷重については、鉄筋コンクリート製の堰に作用し、アンカー筋を介し、既設コンクリートに伝達する構造とする。</p> <p>溢水伝播防止堰の設置位置を表 3.2-5 に示す。また、溢水伝播防止堰の構造計画を表 3.2-6 に示す。</p> <p>b. 評価方針</p> <p>溢水伝播防止堰は、「a. 構造設計」を踏まえ、以下の強度評価方針とする。</p> <p>溢水伝播防止堰は、発生を想定する溢水による静水圧荷重に対して、溢水伝播防止堰の評価対象部位に作用する応力が、おおむね弾性状態にとどまることを計算により確認する。</p>	<p>(3) 溢水伝播防止堰</p> <p>a. 構造設計</p> <p>溢水伝播防止堰は、「3.1 構造強度の設計方針」で設定している設計方針及び「4.1 荷重及び荷重の組合せ」で設定している荷重を踏まえ、以下の構造とする。</p> <p>溢水伝播防止堰は、鋼製堰及び鉄筋コンクリート製堰に分類できる。</p> <p>溢水伝播防止堰のうち鋼製堰は、鋼製板、芯材及びアンカーボルト等を主体構造とし、既設コンクリートを基礎として、アンカーボルトで固定し支持する構造とする。また、作用する荷重については、鋼製堰に作用し、アンカーボルトを介し、既設コンクリートに伝達する構造とする。</p> <p>溢水伝播防止堰のうち鉄筋コンクリート製堰は、鉄筋コンクリート及びアンカー筋を主体構造とし、既設コンクリートを基礎として、アンカー筋で固定し、支持する構造とする。また、作用する荷重については、鉄筋コンクリート製の堰に作用し、アンカー筋を介し、既設コンクリートに伝達する構造とする。</p> <p>溢水伝播防止堰の設置位置を表 3-2-5 に示す。また、溢水伝播防止堰の構造計画を表 3-2-6 に示す。</p> <p>b. 評価方針</p> <p>溢水伝播防止堰は、「a. 構造設計」を踏まえ、以下の強度評価方針とする。</p> <p>溢水伝播防止堰は、発生を想定する溢水による静水圧荷重に対して、溢水伝播防止堰の評価対象部位に作用する応力が、おおむね弾性状態にとどまることを計算により確認する。</p>	<p>・記載の適正化 (アンカーボルト→アンカー筋に統一)</p>

島根原子力発電所 第2号機

柏崎刈羽原子力発電所 第7号機

柏崎刈羽原子力発電所 第6号機

柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

表 3.2-5 設置位置 (溢水伝播防止堰) (1/15)

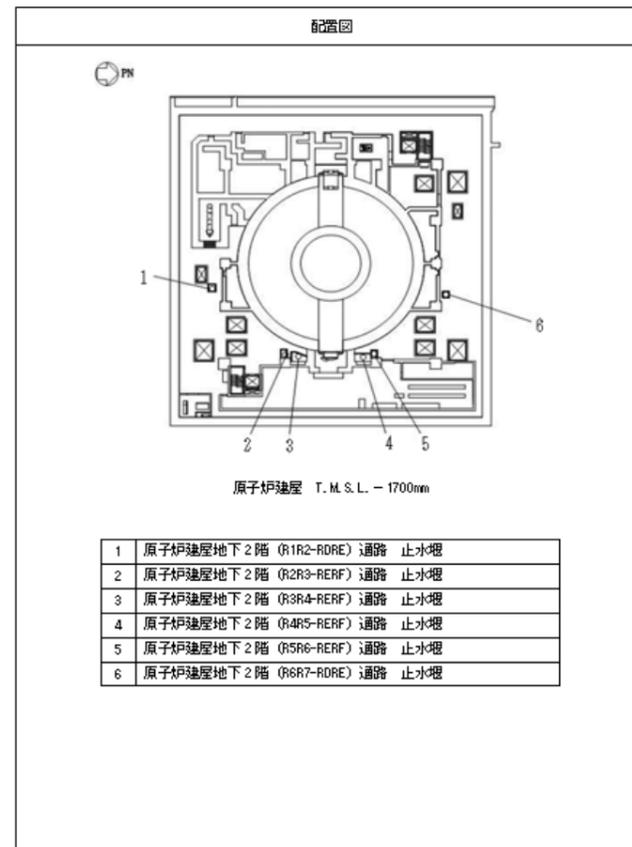
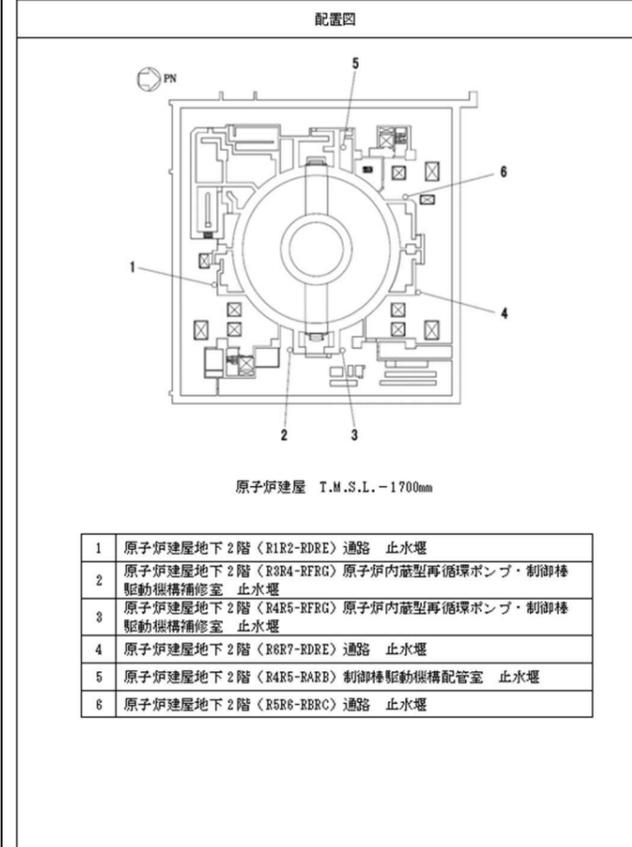


表 3-2-5 設置位置 (溢水伝播防止堰) (1/15)



・設工認申請号機の違いによる差異

島根原子力発電所 第2号機

柏崎刈羽原子力発電所 第7号機

柏崎刈羽原子力発電所 第6号機

柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

表 3.2-5 設置位置 (溢水伝播防止堰) (2/15)

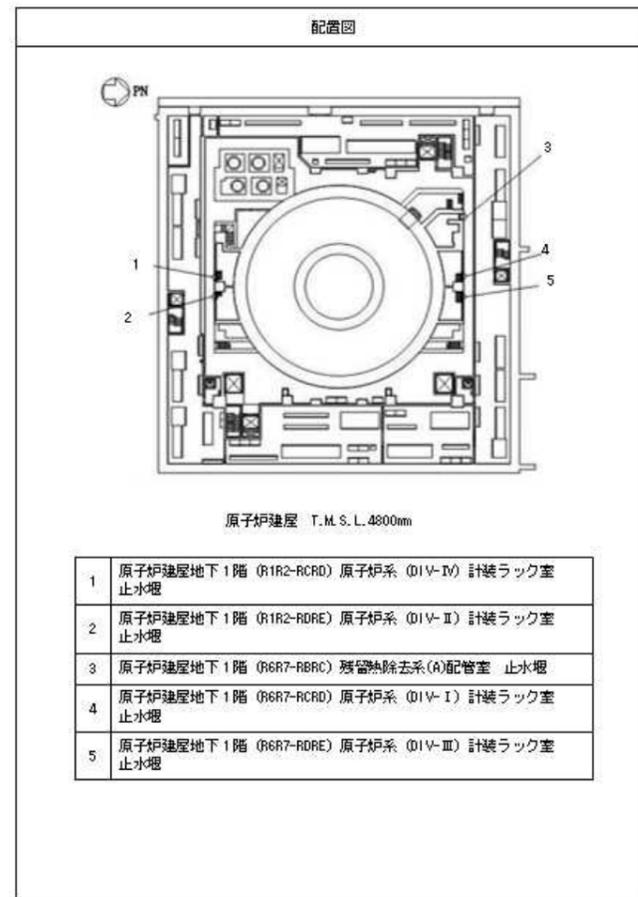
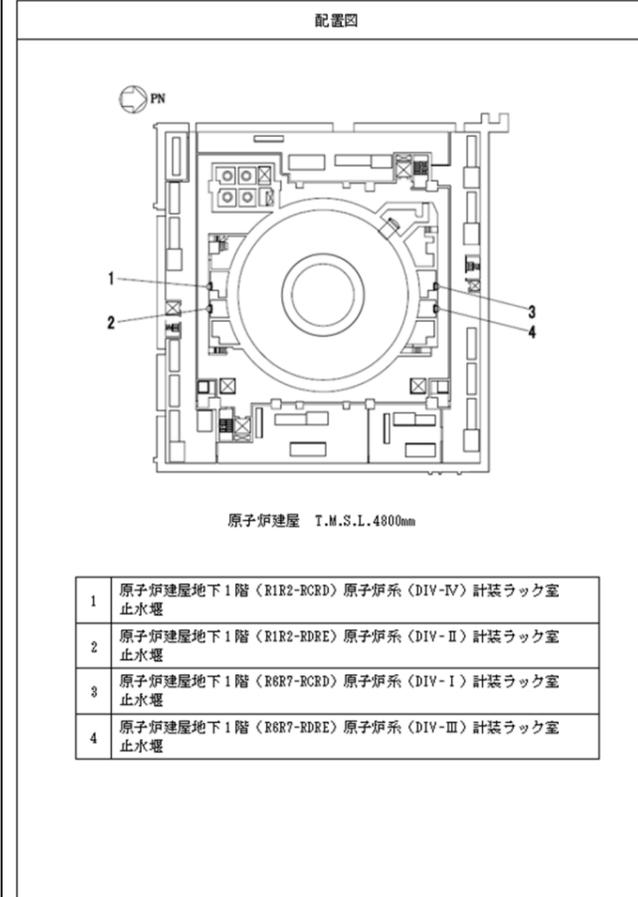


表 3-2-5 設置位置 (溢水伝播防止堰) (2/15)



・設工認申請号機の違いによる差異

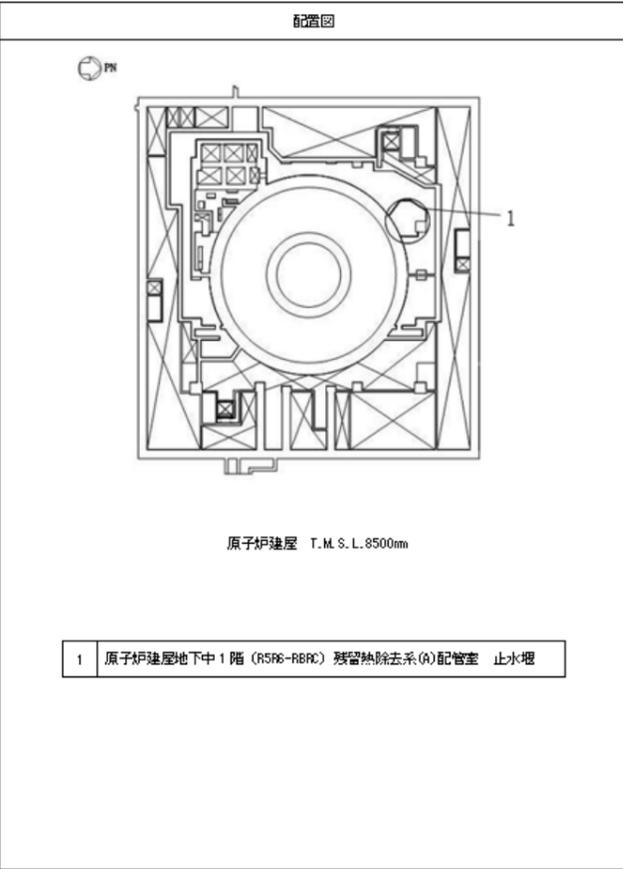
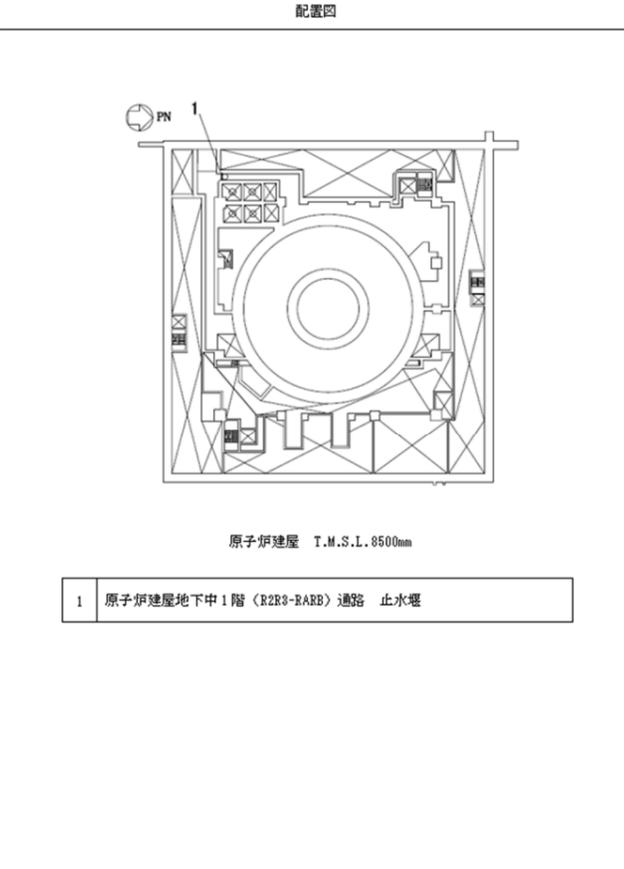
島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>表 3.2-5 設置位置 (溢水伝播防止堰) (3/15)</p> 	<p>表 3-2-5 設置位置 (溢水伝播防止堰) (3/15)</p> 	<p>・設工認申請号機の違いによる差異</p>

表 3.2-5 設置位置 (溢水伝播防止堰) (4/15)

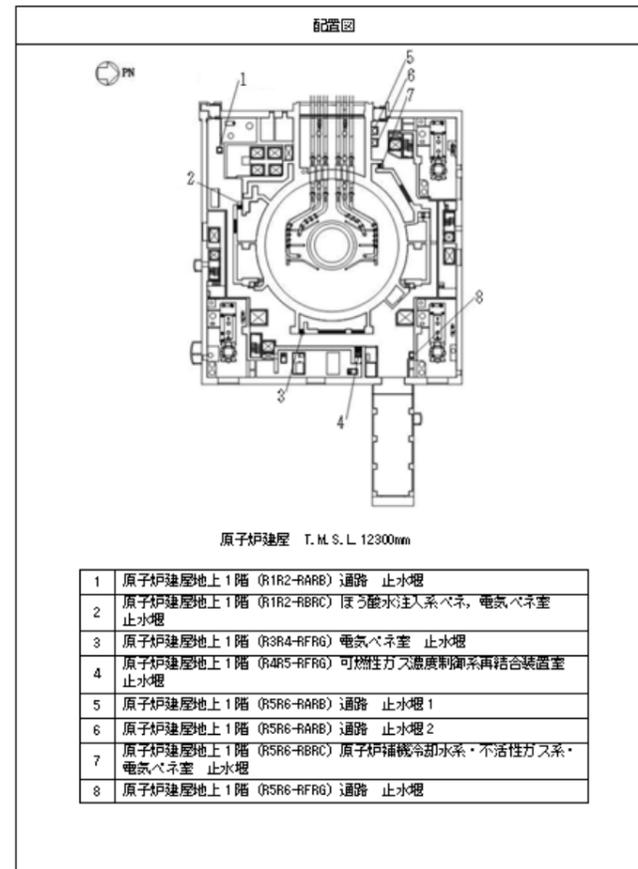
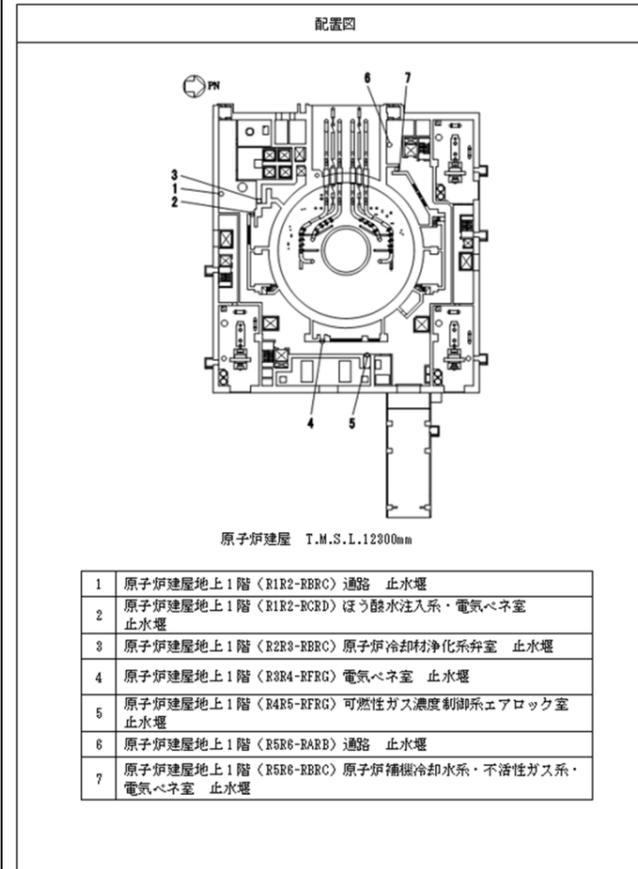


表 3-2-5 設置位置 (溢水伝播防止堰) (4/15)



・設工認申請号機の違いによる差異

表 3.2-5 設置位置 (溢水伝播防止堰) (5/15)

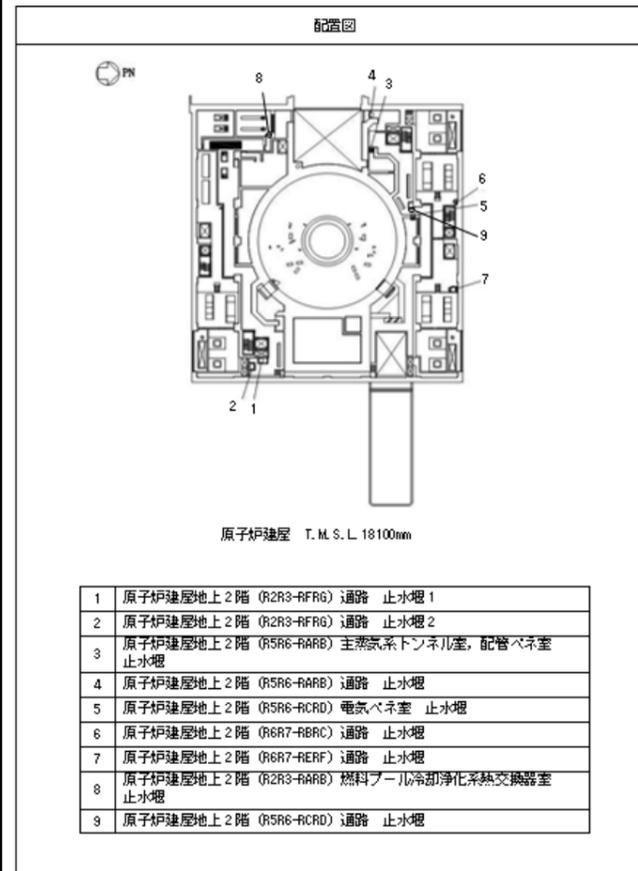
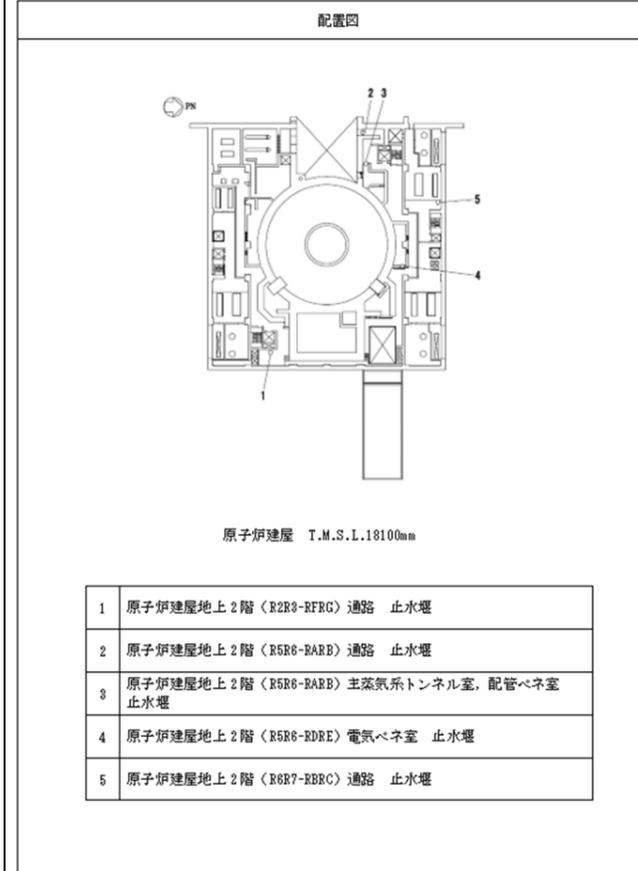


表 3-2-5 設置位置 (溢水伝播防止堰) (5/15)



・設工認申請号機の違いによる差異

表 3.2-5 設置位置 (溢水伝播防止堰) (6/15)

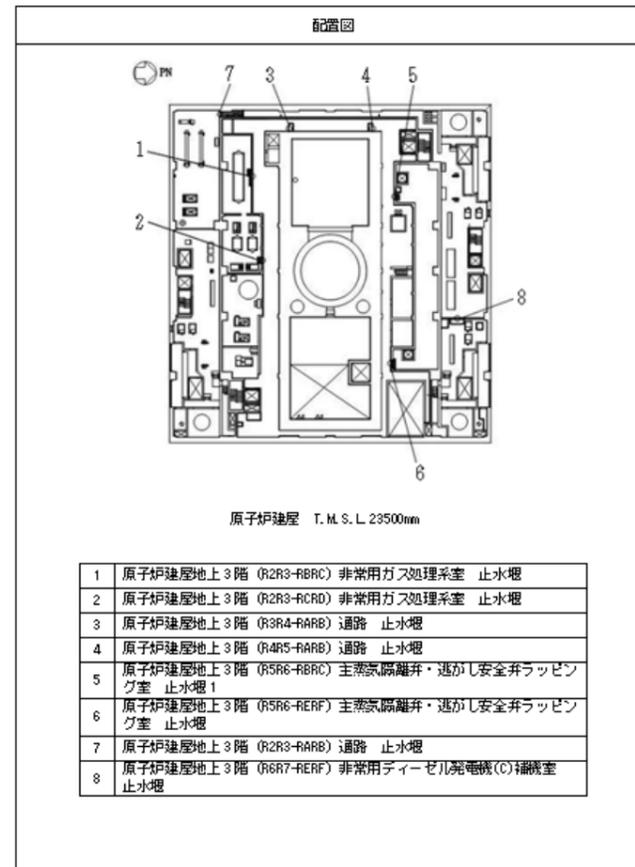
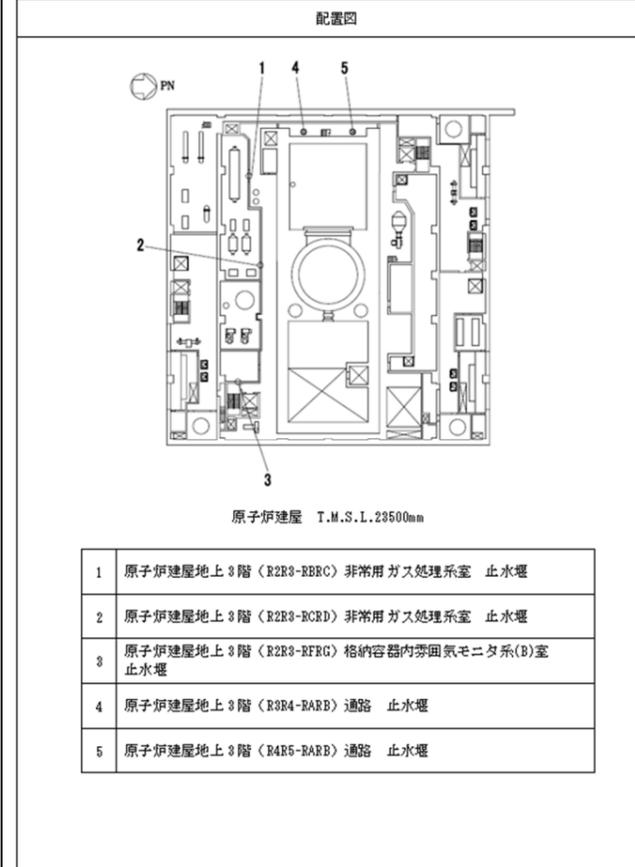


表 3-2-5 設置位置 (溢水伝播防止堰) (6/15)



・設工認申請号機の違いによる差異

島根原子力発電所 第2号機

柏崎刈羽原子力発電所 第7号機

柏崎刈羽原子力発電所 第6号機

柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

表 3.2-5 設置位置 (溢水伝播防止堰) (7/15)

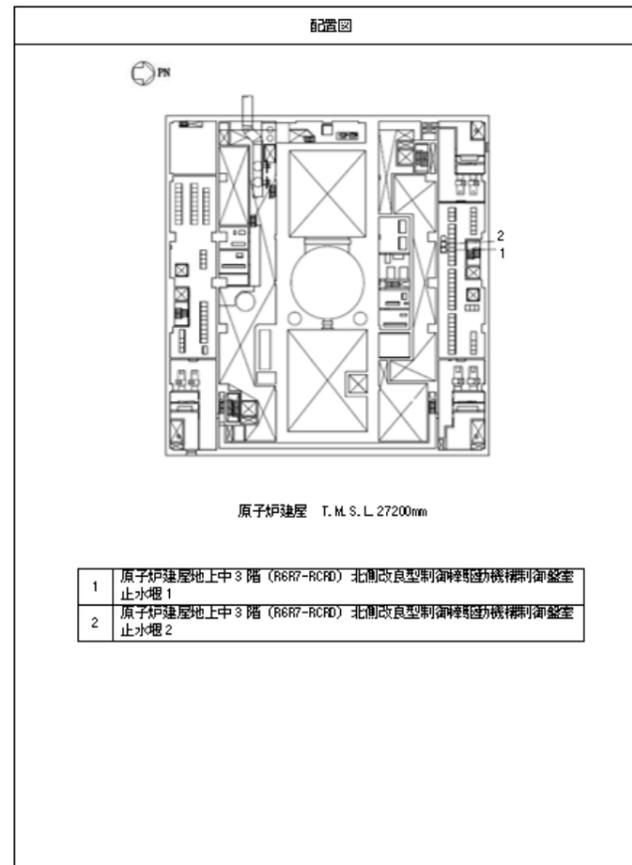
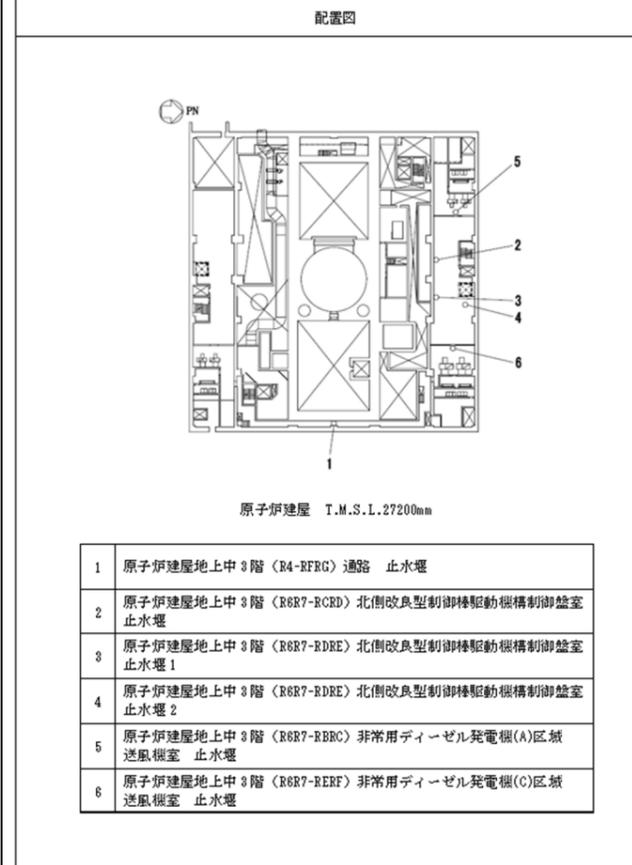


表 3-2-5 設置位置 (溢水伝播防止堰) (7/15)



・設工認申請号機の違いによる差異

島根原子力発電所 第2号機

柏崎刈羽原子力発電所 第7号機

柏崎刈羽原子力発電所 第6号機

柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

表 3.2-5 設置位置 (溢水伝播防止堰) (8/15)

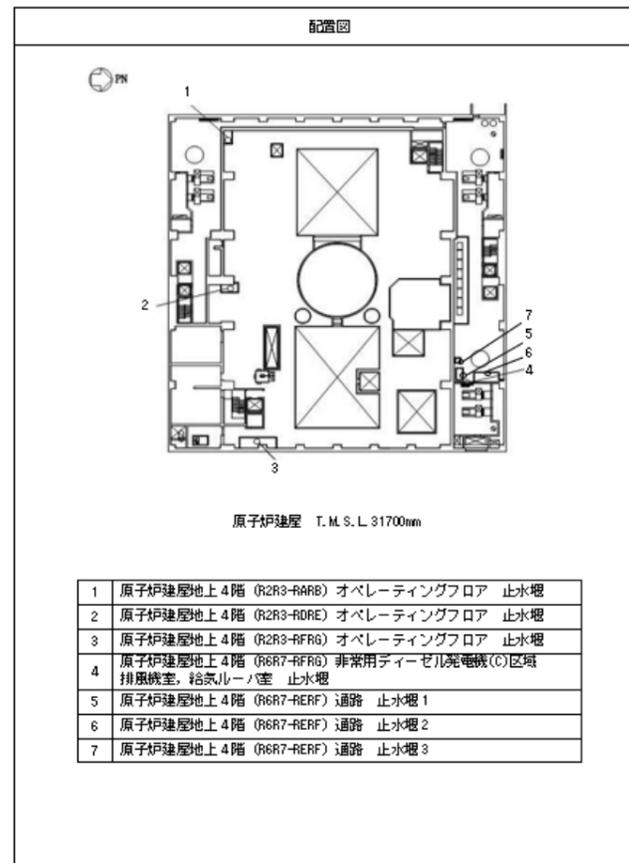
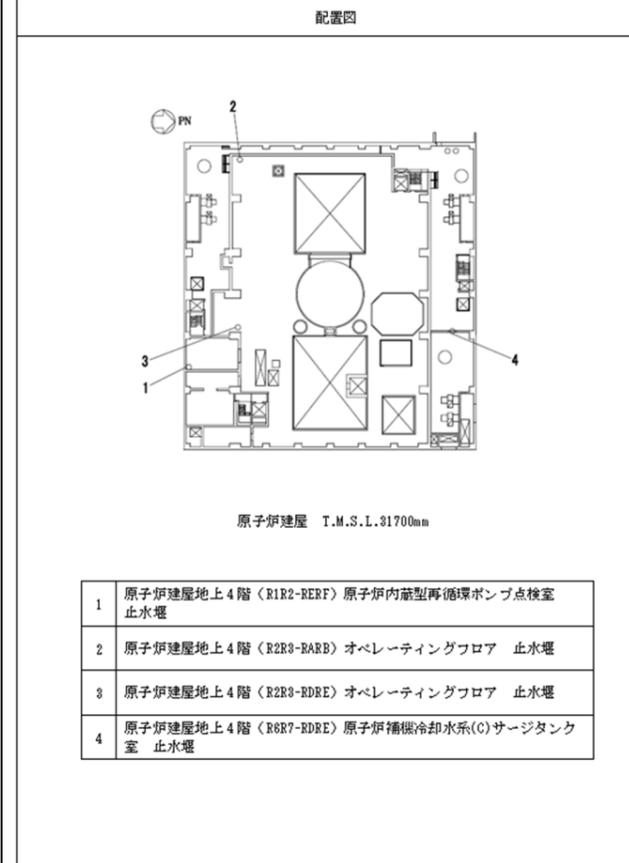


表 3-2-5 設置位置 (溢水伝播防止堰) (8/15)



・設工認申請号機の違いによる差異

島根原子力発電所 第2号機

柏崎刈羽原子力発電所 第7号機

柏崎刈羽原子力発電所 第6号機

柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

表 3.2-5 設置位置 (溢水伝播防止堰) (9/15)

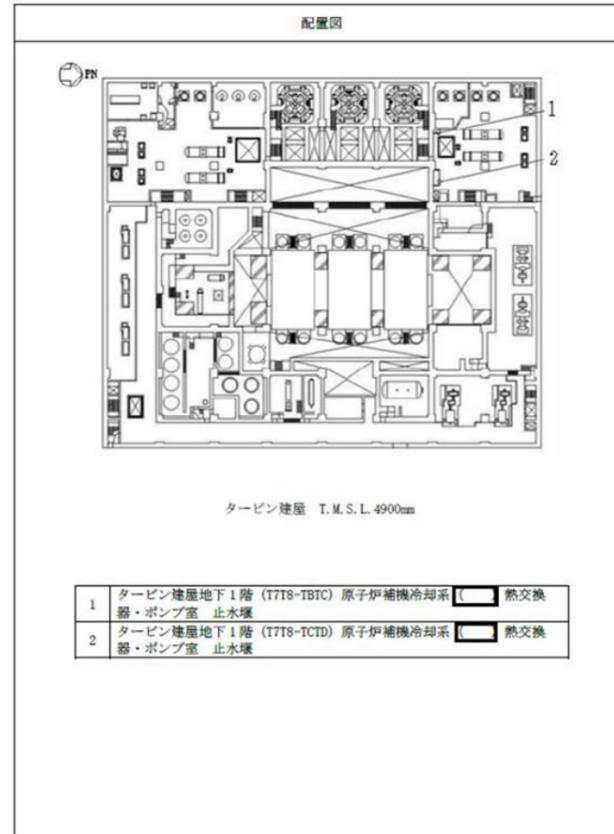
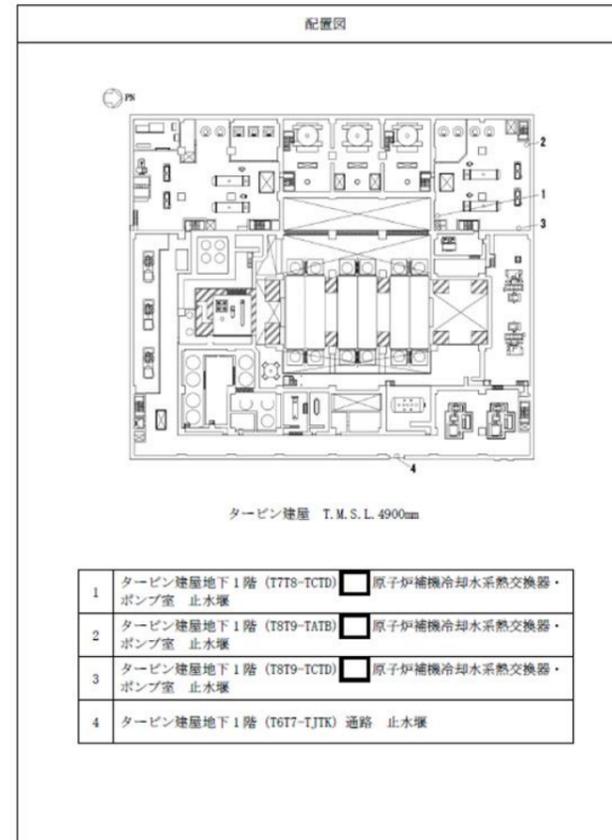


表 3-2-5 設置位置 (溢水伝播防止堰) (9/15)



・設工認申請号機の違いによる差異

表 3.2-5 設置位置 (溢水伝播防止堰) (10/15)

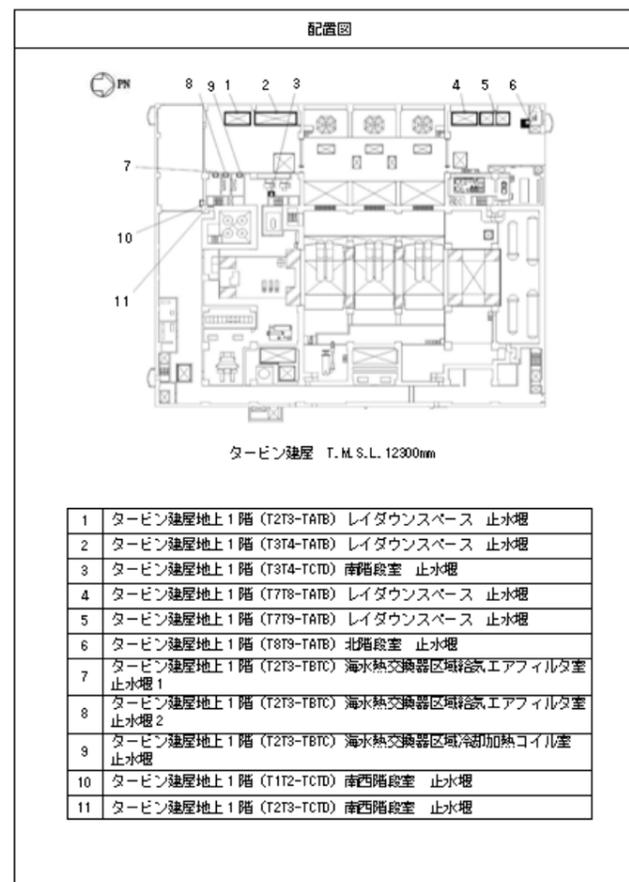
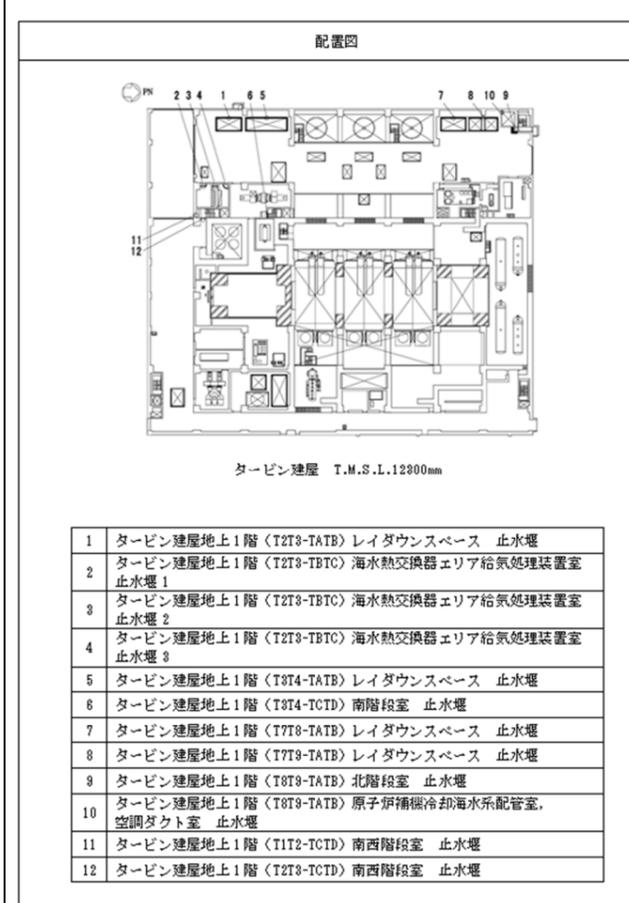


表 3-2-5 設置位置 (溢水伝播防止堰) (10/15)



・設工認申請号機の違いによる差異

島根原子力発電所 第2号機

柏崎刈羽原子力発電所 第7号機

柏崎刈羽原子力発電所 第6号機

柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

表 3.2-5 設置位置 (溢水伝播防止堰) (11/15)

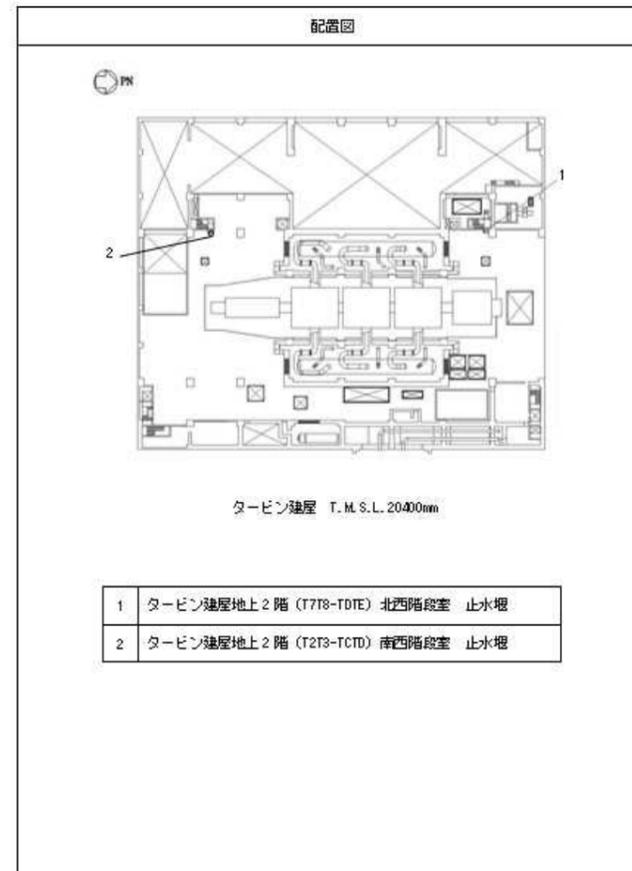
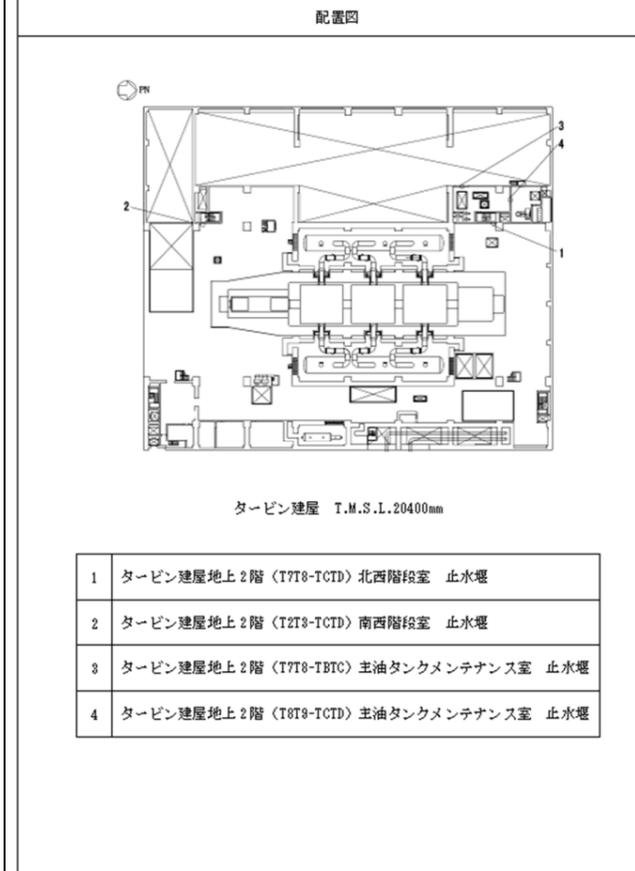
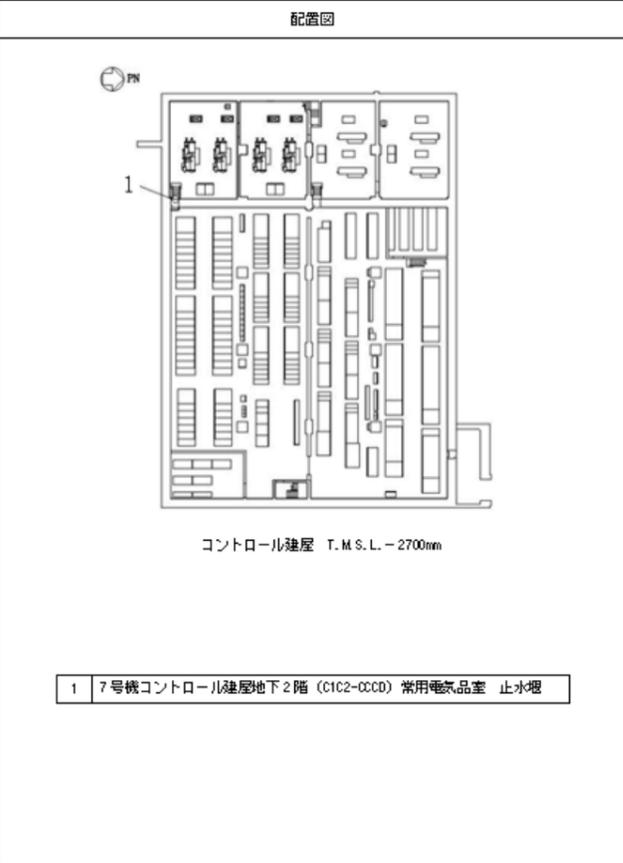
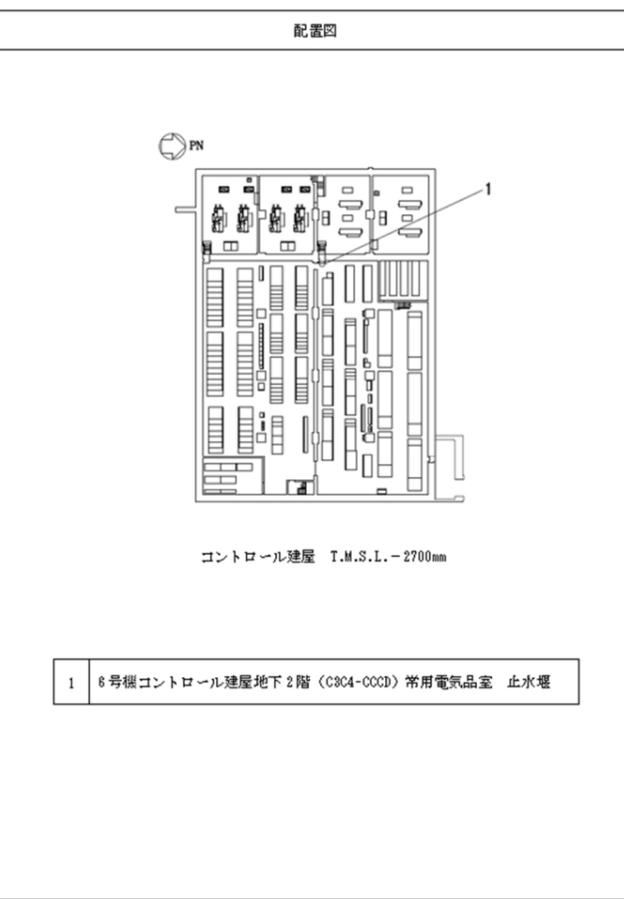


表 3-2-5 設置位置 (溢水伝播防止堰) (11/15)



・設工認申請号機の違いによる差異

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>表 3.2-5 設置位置 (溢水伝播防止堰) (12/15)</p>  <p>配置図</p> <p>コントロール建屋 T.M.S.L.-2700mm</p> <p>1 7号機コントロール建屋地下2階 (C1C2-00CD) 常用電気品室 止水堰</p>	<p>表 3-2-5 設置位置 (溢水伝播防止堰) (12/15)</p>  <p>配置図</p> <p>コントロール建屋 T.M.S.L.-2700mm</p> <p>1 6号機コントロール建屋地下2階 (C8C4-00CD) 常用電気品室 止水堰</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設工認申請号機の違いによる差異

島根原子力発電所 第2号機

柏崎刈羽原子力発電所 第7号機

柏崎刈羽原子力発電所 第6号機

柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

表 3.2-5 設置位置 (溢水伝播防止堰) (13/15)

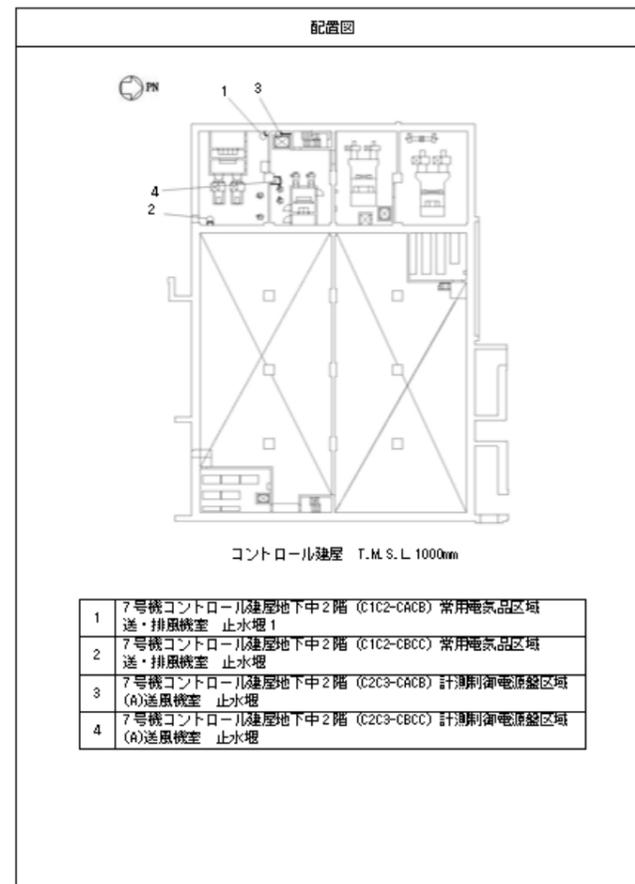
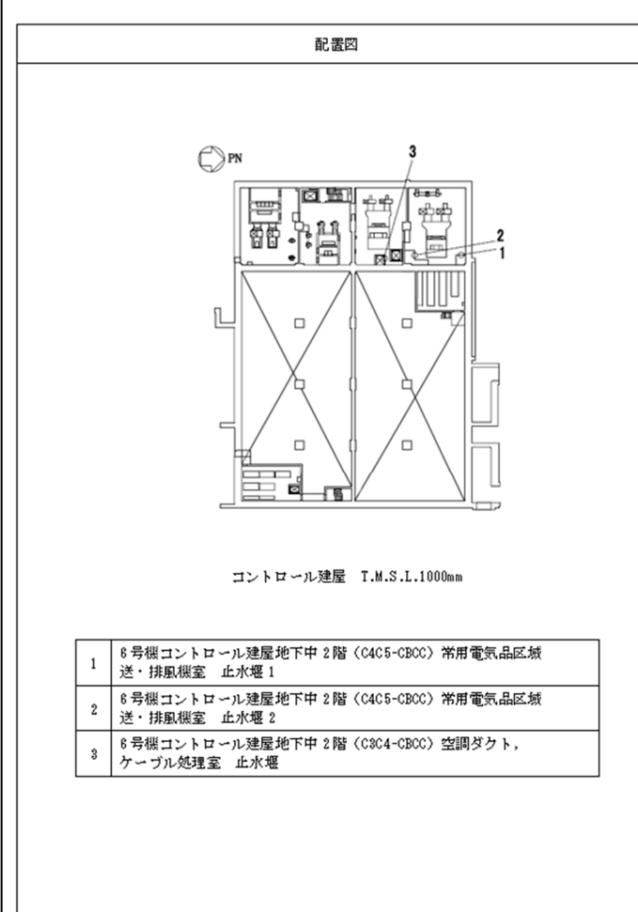


表 3-2-5 設置位置 (溢水伝播防止堰) (13/15)



・ 設工認申請号機の違いによる差異

表 3.2-5 設置位置 (溢水伝播防止堰) (14/15)

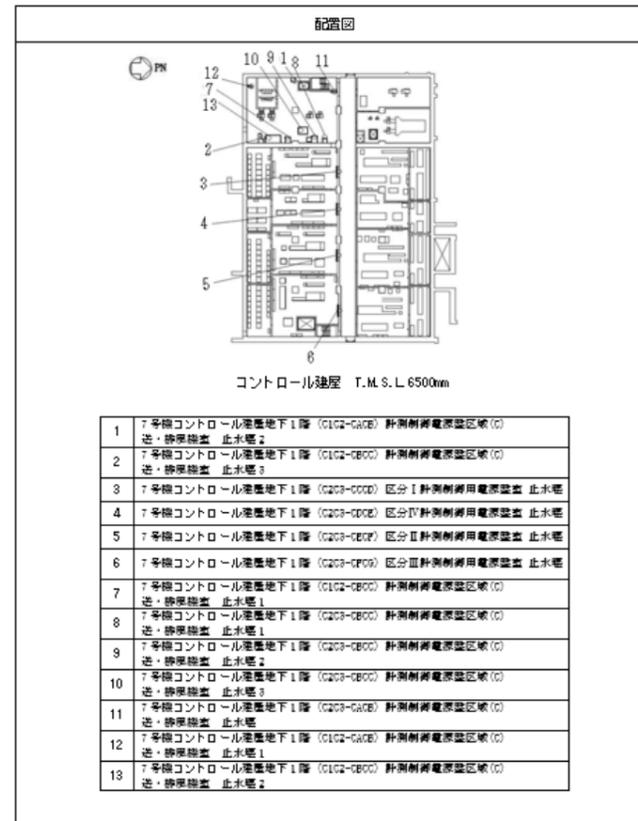
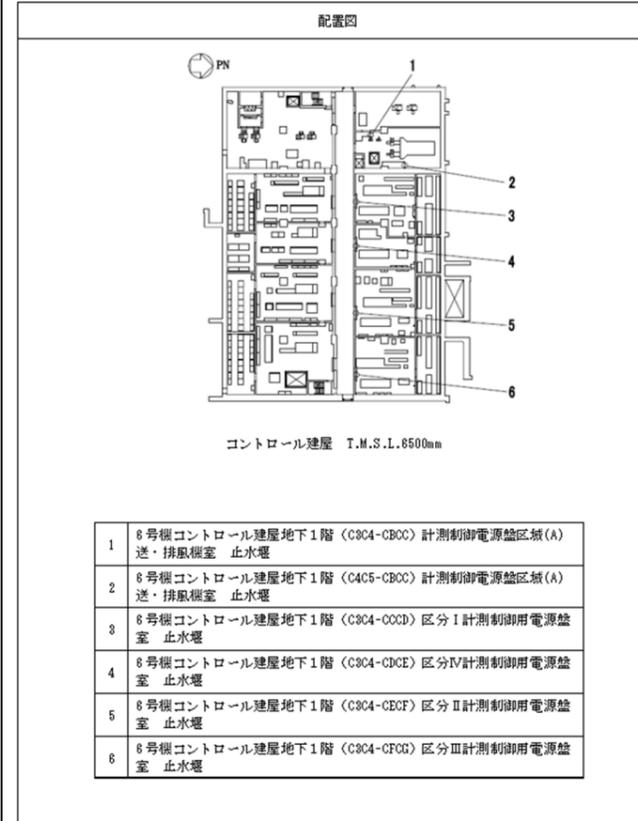


表 3-2-5 設置位置 (溢水伝播防止堰) (14/15)



・設工認申請号機の違いによる差異

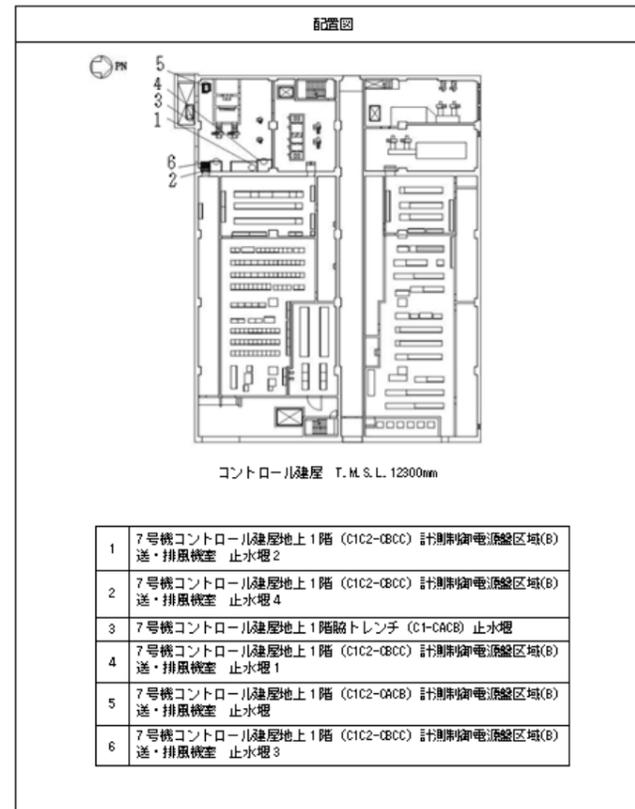
島根原子力発電所 第2号機

柏崎刈羽原子力発電所 第7号機

柏崎刈羽原子力発電所 第6号機

柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

表 3.2-5 設置位置 (溢水伝播防止堰) (15/15)



・設工認申請号機の違いによる差異

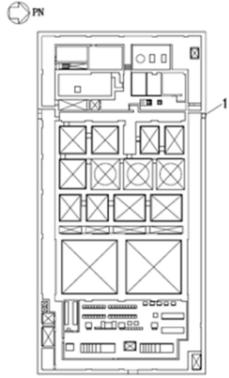
島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
		<p data-bbox="1492 275 2110 304">表 3-2-5 設置位置 (溢水伝播防止堰) (15/15)</p> <div data-bbox="1492 321 2139 1144"> <p data-bbox="1792 331 1843 352">配置図</p>  <p data-bbox="1694 856 1902 877">廃棄物処理建屋 T.M.S.L. 6500mm</p> <div data-bbox="1576 947 2065 989"> <p data-bbox="1581 957 1961 978">1 廃棄物処理建屋地下1階 (RWRW7-RWRWC) 通路 止水堰</p> </div> </div>	<ul data-bbox="2169 453 2585 483" style="list-style-type: none"> ・設工認申請号機の違いによる差異

表 3.2-6 構造計画(溢水伝播防止堰) (1/3)

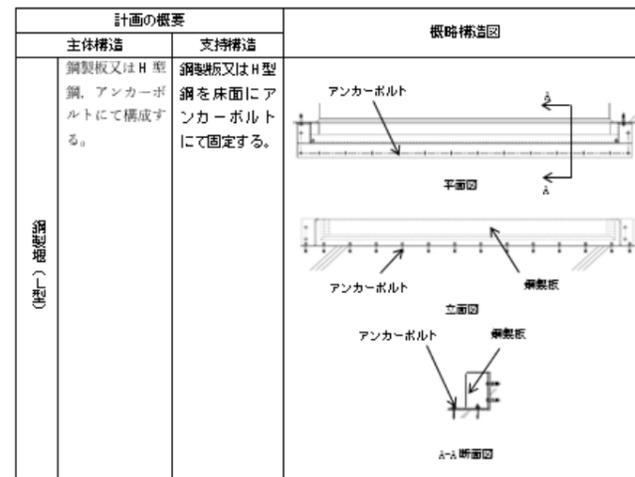


表 3-2-6 構造計画(溢水伝播防止堰) (1/4)

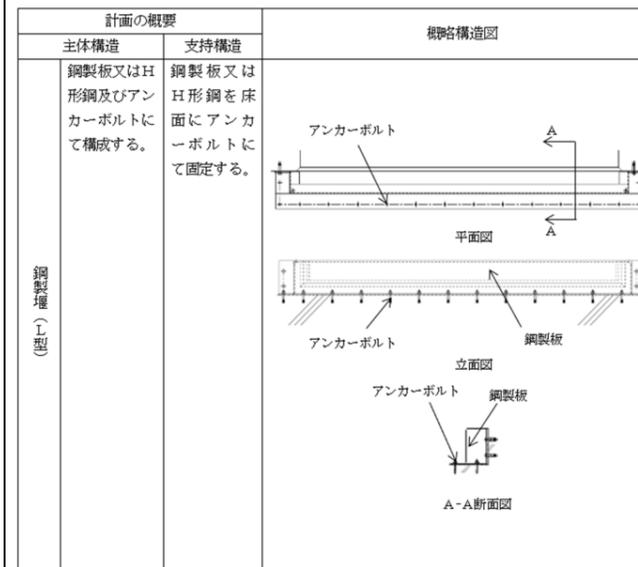
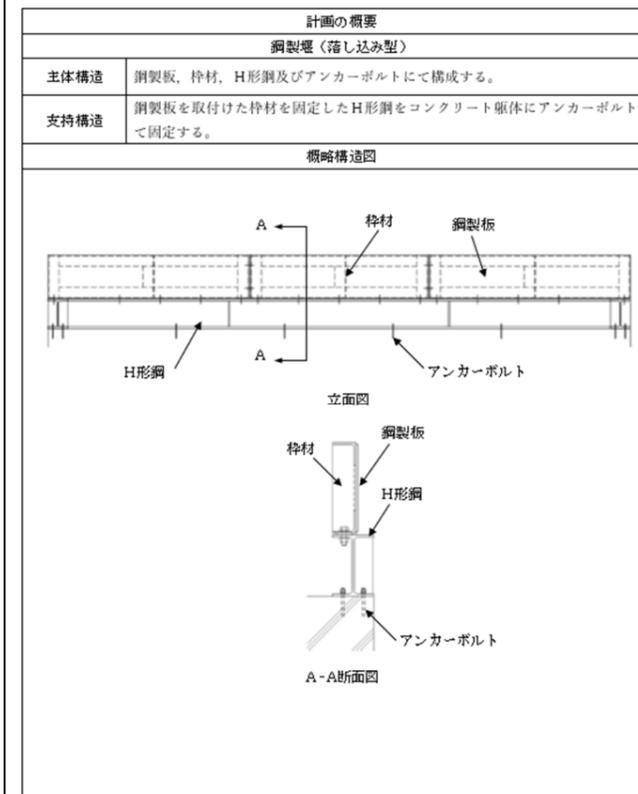


表 3-2-6 構造計画(溢水伝播防止堰) (2/4)



・記載の適正化
(H型钢追記)

表 3.2-6 構造計画(溢水伝播防止堰) (2/3)

計画の概要		概略構造図
主体構造	支持構造	
コンクリート、主筋(横筋)及びアンカー筋により構成する。	堰を既設コンクリート床面にアンカー筋で固定する。	<p>横筋 アンカー筋 ▽堰天端 ▽設置レベル コンクリート 既設コンクリート床面 (既存躯体)</p>
コンクリート、主筋(縦筋, 横筋)及びアンカーボルトにより構成する。	堰を既設コンクリート床面にアンカーボルトで固定する。	<p>横筋 縦筋 アンカーボルト ▽堰天端 ▽設置レベル コンクリート 既設コンクリート床面 (既存躯体)</p> <p>注記※：鉄筋のうち、既存躯体に埋め込まれた部分をアンカーボルト、堰に接続した部分を鉄筋と定義する。</p>

表 3.2-6 構造計画(溢水伝播防止堰) (3/3)

計画の概要		概略構造図
主体構造	支持構造	
止水板、梁材、柱材、ベースプレート及びアンカーボルトにて構成する。	鋼材で補強した止水板を床面及び必要に応じ壁面にアンカーボルトにて固定する。	下の構造図参照

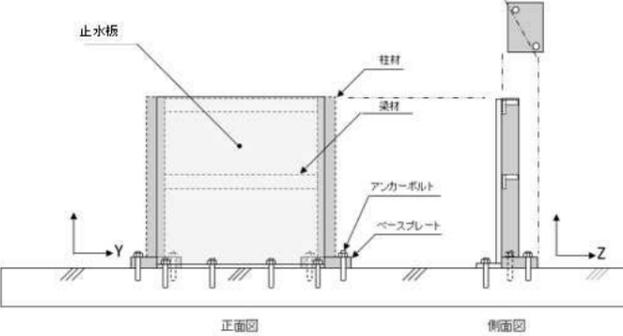
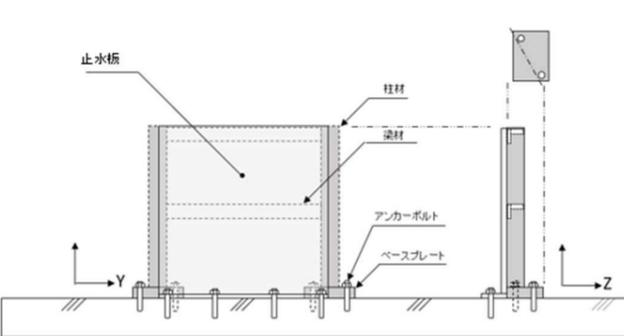
表 3-2-6 構造計画(溢水伝播防止堰) (3/4)

計画の概要		概略構造図
主体構造	支持構造	
コンクリート、主筋(横筋)及びアンカー筋により構成する。	堰を既設コンクリート床面にアンカー筋で固定する。	<p>横筋 アンカー筋 ▽堰天端 ▽設置レベル コンクリート 既設コンクリート床面 (既存躯体)</p>
コンクリート、主筋(縦筋, 横筋)及びアンカー筋により構成する。	堰を既設コンクリート床面にアンカー筋で固定する。	<p>横筋 縦筋 アンカー筋 ▽堰天端 ▽設置レベル コンクリート 既設コンクリート床面 (既存躯体)</p> <p>注記※：鉄筋のうち、既存躯体に埋め込まれた部分をアンカー筋、堰に接続した部分を鉄筋と定義する。</p>

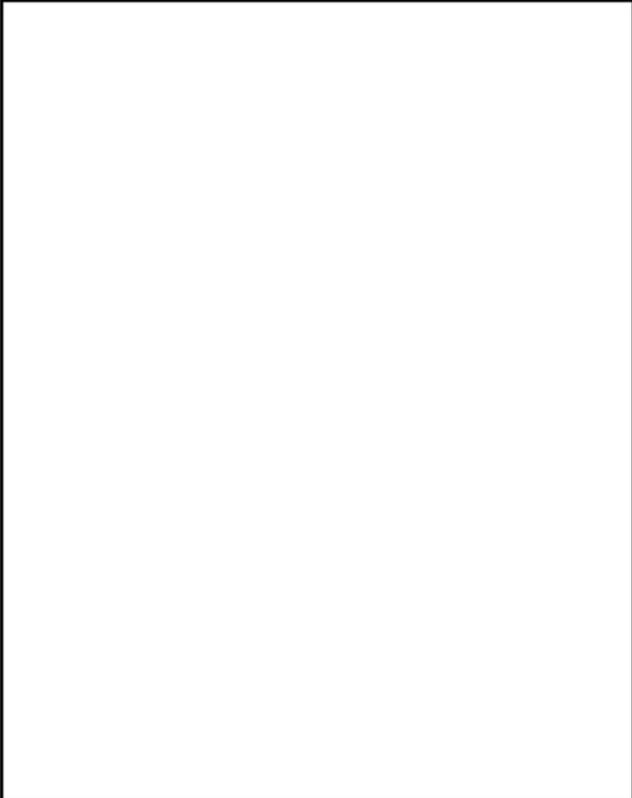
表 3-2-6 構造計画(溢水伝播防止堰) (4/4)

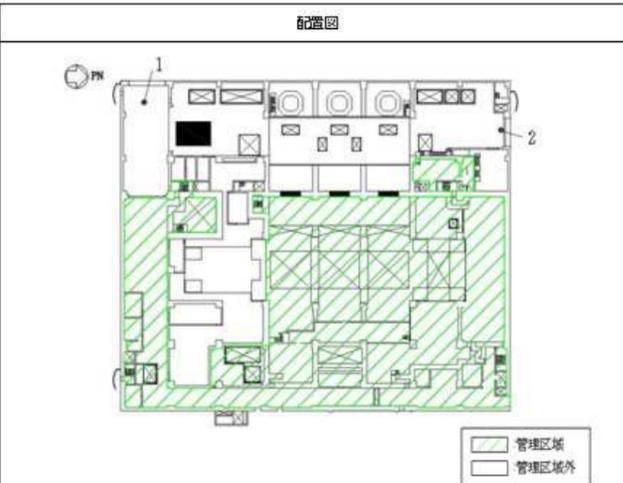
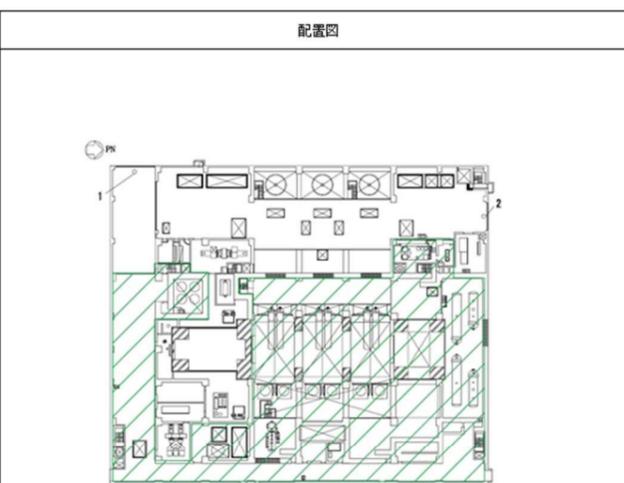
計画の概要		概略構造図
主体構造	支持構造	
止水板、梁材、柱材、ベースプレート及びアンカーボルトにて構成する。	鋼材で補強した止水板を床面及び必要に応じ壁面にアンカーボルトにて固定する。	下の構造図参照

・記載の適正化
(アンカーボルト→アンカー筋に統一)

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	 <p>構造図（鋼板組合せ堰）</p> <p>(4) 管理区域外伝播防止堰</p> <p>a. 構造設計</p> <p>管理区域外伝播防止堰は、「3.1 構造強度の設計方針」で設定している設計方針及び「4.1 荷重及び荷重の組合せ」で設定している荷重を踏まえ、以下の構造とする。</p> <p>管理区域外伝播防止堰は、鋼製堰及び鉄筋コンクリート製堰に分類できる。</p> <p>管理区域外伝播防止堰のうち鋼製堰は、鋼製板、芯材及びアンカーボルト等を主体構造とし、既設コンクリートを基礎として、アンカーボルトで固定し支持する構造とする。また、作用する荷重については、鋼製堰に作用し、アンカーボルトを介し、既設コンクリートに伝達する構造とする。</p> <p>管理区域外伝播防止堰のうち鉄筋コンクリート製堰は、鉄筋コンクリート、アンカー筋又はアンカーボルトを主体構造とし、既設コンクリートを基礎として、アンカー筋又はアンカーボルトで固定し、支持する構造とする。また、作用する荷重については、鉄筋コンクリート製の堰に作用し、アンカー筋を介</p>	 <p>構造図（鋼板組合せ堰）</p> <p>(4) 管理区域外伝播防止堰</p> <p>a. 構造設計</p> <p>管理区域外伝播防止堰は、「3.1 構造強度の設計方針」で設定している設計方針及び「4.1 荷重及び荷重の組合せ」で設定している荷重を踏まえ、以下の構造とする。</p> <p>管理区域外伝播防止堰は、鋼製堰及び鉄筋コンクリート製堰に分類できる。</p> <p>管理区域外伝播防止堰のうち鋼製堰は、鋼製板、ハンドル、柱、アンカーボルト及びインサートボルト等を主体構造とし、既設コンクリートを基礎として、アンカーボルト及びインサートボルトで固定し支持する構造とする。また、作用する荷重については、鋼製堰に作用し、柱を介してアンカーボルト及びインサートボルトにより既設コンクリートに伝達する構造とする。</p> <p>管理区域外伝播防止堰のうち鉄筋コンクリート製堰は、鉄筋コンクリート及びアンカー筋を主体構造とし、既設コンクリートを基礎として、アンカー筋で固定し、支持する構造とする。また、作用する荷重については、鉄筋コンクリート製の堰に作用し、アンカー筋を介し、既設コンクリートに伝達する構造と</p>	<p>設工認申請号機の違いによる差異</p> <p>・記載の適正化 (アンカーボルト→アンカー筋に統一)</p>

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>し、既設コンクリートに伝達する構造とする。</p> <p>管理区域外伝播防止堰の設置位置を表 3.2-7 に示す。また、管理区域外伝播防止堰の構造計画を表 3.2-8 に示す。</p> <p>b. 評価方針</p> <p>管理区域外伝播防止堰は、「a. 構造設計」を踏まえ、以下の強度評価方針とする。</p> <p>管理区域外伝播防止堰は、発生を想定する溢水による静水圧荷重に対して、管理区域外伝播防止堰の評価対象部位に作用する応力がおおむね弾性状態にとどまることを計算により確認する。</p>	<p>する。</p> <p>管理区域外伝播防止堰の設置位置を表 3-2-7 に示す。また、管理区域外伝播防止堰の構造計画を表 3-2-8 に示す。</p> <p>b. 評価方針</p> <p>管理区域外伝播防止堰は、「a. 構造設計」を踏まえ、以下の強度評価方針とする。</p> <p>管理区域外伝播防止堰は、発生を想定する溢水による静水圧荷重に対して、管理区域外伝播防止堰の評価対象部位に作用する応力がおおむね弾性状態にとどまることを計算により確認する。</p>	<p>・差異なし</p>

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
		<p data-bbox="1492 275 2110 348">表3-2-7 設置位置(管理区域外伝播防止堰) (1/2)</p> <div data-bbox="1492 380 2133 1226" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1792 390 1840 411" style="text-align: center;">配置図</p>  </div>	<ul data-bbox="2169 856 2585 888" style="list-style-type: none"> ・設工認申請号機の違いによる差異

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較								
	<p>表 3.2-7 設置位置(管理区域外伝播防止堰) (1/2)</p> <p>配置図</p>  <p>タービン建屋 T.M.S.L.12300mm</p> <table border="1" data-bbox="905 955 1389 1045"> <tr> <td>1</td> <td>タービン建屋地上1階 (T1T2-TATB) 大物搬出入口 止水堰</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>タービン建屋地上1階 (T8T9-TBTC) レイダウンスペース 止水堰</td> </tr> </table>	1	タービン建屋地上1階 (T1T2-TATB) 大物搬出入口 止水堰	2	タービン建屋地上1階 (T8T9-TBTC) レイダウンスペース 止水堰	<p>表 3-2-7 設置位置(管理区域外伝播防止堰) (2/2)</p> <p>配置図</p>  <p>タービン建屋 T.M.S.L.12300mm</p> <table border="1" data-bbox="1573 1039 2056 1129"> <tr> <td>1</td> <td>タービン建屋地上1階 (T1T2-TATB) 大物搬出入口 止水堰</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>タービン建屋地上1階 (T8T9-TBTC) レイダウンスペース 止水堰</td> </tr> </table>	1	タービン建屋地上1階 (T1T2-TATB) 大物搬出入口 止水堰	2	タービン建屋地上1階 (T8T9-TBTC) レイダウンスペース 止水堰	<p>・設工認申請号機の違いによる差異</p>
1	タービン建屋地上1階 (T1T2-TATB) 大物搬出入口 止水堰										
2	タービン建屋地上1階 (T8T9-TBTC) レイダウンスペース 止水堰										
1	タービン建屋地上1階 (T1T2-TATB) 大物搬出入口 止水堰										
2	タービン建屋地上1階 (T8T9-TBTC) レイダウンスペース 止水堰										

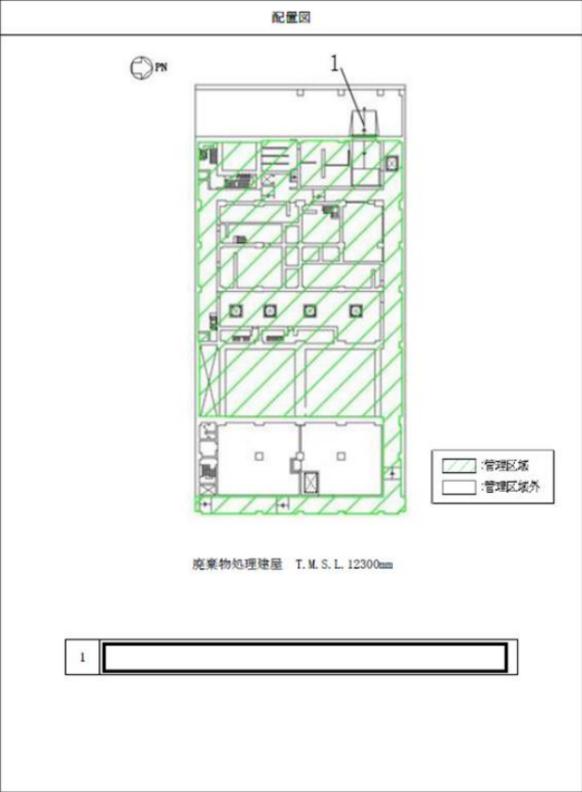
島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p data-bbox="822 268 1469 300">表 3.2-7 設置位置(管理区域外伝播防止堰) (2/2)</p> 		<ul data-bbox="2169 317 2585 348" style="list-style-type: none"> ・設工認申請号機の違いによる差異

表 3.2-8 構造計画(管理区域外伝播防止堰) (1/2)

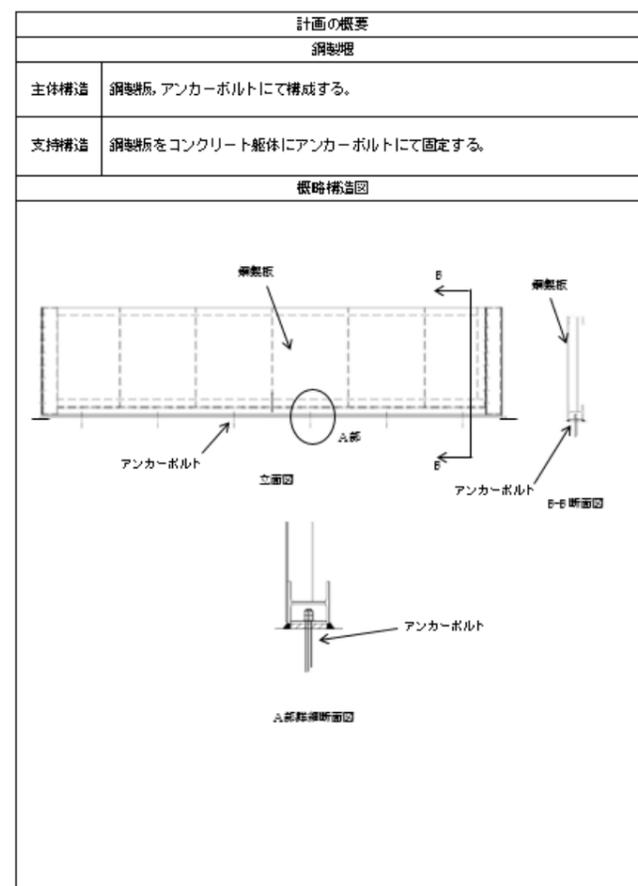
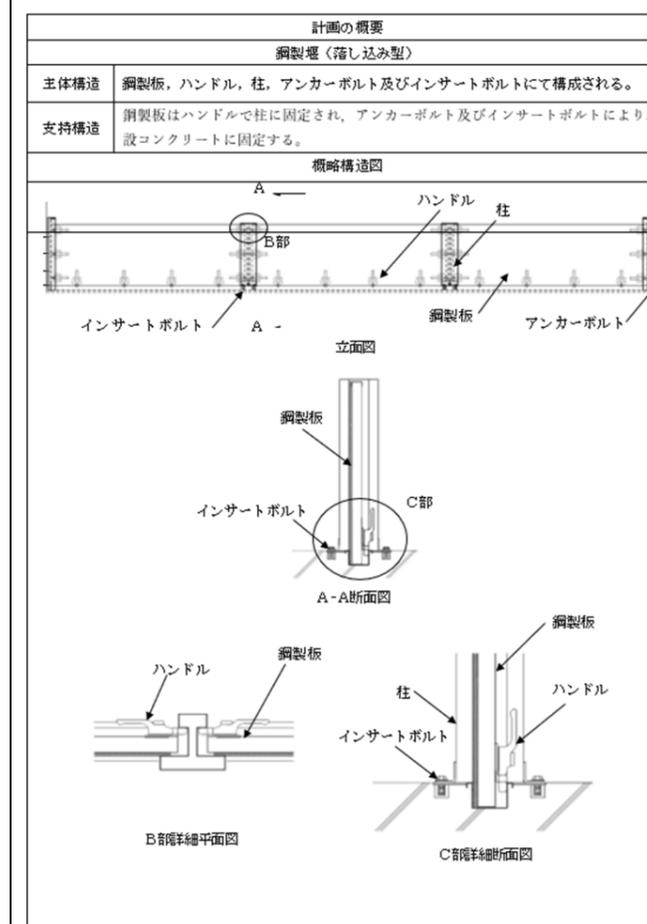


表 3-2-8 構造計画(管理区域外伝播防止堰) (1/2)



・設工認申請号機の違いによる差異

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較																
	<p>表 3.2-8 構造計画(管理区域外伝播防止堰) (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">計画の概要</th> <th rowspan="2">概略構造図</th> </tr> <tr> <th>主体構造</th> <th>支持構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート、主筋(横筋)及びアンカー筋により構成する。</td> <td>堰を既設コンクリート床面にアンカー筋で固定する。</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>鉄筋コンクリート堰</p>	計画の概要		概略構造図	主体構造	支持構造	コンクリート、主筋(横筋)及びアンカー筋により構成する。	堰を既設コンクリート床面にアンカー筋で固定する。		<p>表 3-2-8 構造計画(管理区域外伝播防止堰) (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">計画の概要</th> <th rowspan="2">概略構造図</th> </tr> <tr> <th>主体構造</th> <th>支持構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート、主筋(横筋)及びアンカー筋により構成する。</td> <td>堰を既設コンクリート床面にアンカー筋で固定する。</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>鉄筋コンクリート堰</p>	計画の概要		概略構造図	主体構造	支持構造	コンクリート、主筋(横筋)及びアンカー筋により構成する。	堰を既設コンクリート床面にアンカー筋で固定する。		<p>・差異なし</p>
計画の概要		概略構造図																	
主体構造	支持構造																		
コンクリート、主筋(横筋)及びアンカー筋により構成する。	堰を既設コンクリート床面にアンカー筋で固定する。																		
計画の概要		概略構造図																	
主体構造	支持構造																		
コンクリート、主筋(横筋)及びアンカー筋により構成する。	堰を既設コンクリート床面にアンカー筋で固定する。																		

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>(5) 床ドレンライン浸水防止治具</p> <p>a. 構造設計</p> <p>床ドレンライン浸水防止治具は、フロート式治具、スプリング式治具、閉止キャップ及び閉止栓があり、「3.1 構造強度の設計方針」で設定している設計方針及び「4.1 荷重及び荷重の組合せ」で設定している荷重を踏まえ、以下の構造とする。</p> <p>フロート式治具は、弁本体、フロート及びフロートガイドを主体構造とし、荷重が作用した場合でもフロート式治具が動かないように床面設置の床ドレン配管のねじ切り部に直接ねじ込み固定する構造若しくは、台座と取付金具を接着剤で取付け、本体フランジに取</p>	<p>(5) 床ドレンライン浸水防止治具</p> <p>a. 構造設計</p> <p>床ドレンライン浸水防止治具は、フロート式治具、スプリング式治具、閉止キャップ及び閉止栓があり、「3.1 構造強度の設計方針」で設定している設計方針及び「4.1 荷重及び荷重の組合せ」で設定している荷重を踏まえ、以下の構造とする。</p> <p>フロート式治具は、弁本体、フロート及びフロートガイドを主体構造とし、荷重が作用した場合でもフロート式治具が動かないように床面設置の床ドレン配管のねじ切り部に直接ねじ込み固定する構造若しくは、台座と取付金具を接着剤で取付け、本体フランジに取</p>	<p>・差異なし</p>

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>付金具をボルトにて固定し、支持する構造とする。また、作用する荷重は、フロート式治具に作用し、ねじ込み又は接着剤で固定した部分を介して建物内の床面に伝達する構造とする。</p> <p>スプリング式治具は、弁本体、弁体及び弁体を弁座に導くガイドを主体構造とし、荷重が作用した場合でもスプリング式治具が動かないように床面設置の床ドレン配管のねじ切り部に直接ねじ込み固定する構造若しくは、台座と取付金具を接着剤で取付け、本体フランジに取付金具をボルトにて固定し、支持する構造とする。また、作用する荷重は、スプリング式治具に作用し、ねじ込み又は接着剤で固定した部分を介して建物内の床面に伝達する構造とする。</p> <p>閉止キャップは、閉止キャップを主体構造とし、荷重が作用した場合でも閉止キャップが動かないように床面設置の床ドレン配管にねじ込み固定し、支持する構造とする。また、作用する荷重は、閉止キャップに作用し、ねじ込みで固定した部分を介して建物内の床面に伝達する構造とする。</p> <p>閉止栓は、閉止栓を主体構造とし、荷重が作用した場合でも閉止栓が動かないように床面設置の床ドレン配管にゴムの圧着により固定し、支持する構造とする。また、作用する荷重は、閉止栓に作用し、ゴムの圧着で固定した部分を介して建物内の床面に伝達する構造とする。</p> <p>床ドレンライン浸水防止治具の設置位置を表3.2-9に示す。また、構造計画を表3.2-10に示す。</p>	<p>付金具をボルトにて固定し、支持する構造とする。また、作用する荷重は、フロート式治具に作用し、ねじ込み又は接着剤で固定した部分を介して建物内の床面に伝達する構造とする。</p> <p>スプリング式治具は、弁本体、弁体及び弁体を弁座に導くガイドを主体構造とし、荷重が作用した場合でもスプリング式治具が動かないように床面設置の床ドレン配管のねじ切り部に直接ねじ込み固定する構造若しくは、台座と取付金具を接着剤で取付け、本体フランジに取付金具をボルトにて固定し、支持する構造とする。また、作用する荷重は、スプリング式治具に作用し、ねじ込み又は接着剤で固定した部分を介して建物内の床面に伝達する構造とする。</p> <p>閉止キャップは、閉止キャップを主体構造とし、荷重が作用した場合でも閉止キャップが動かないように床面設置の床ドレン配管にねじ込み固定し、支持する構造とする。また、作用する荷重は、閉止キャップに作用し、ねじ込みで固定した部分を介して建物内の床面に伝達する構造とする。</p> <p>閉止栓は、閉止栓を主体構造とし、荷重が作用した場合でも閉止栓が動かないように床面設置の床ドレン配管にゴムの圧着により固定し、支持する構造とする。また、作用する荷重は、閉止栓に作用し、ゴムの圧着で固定した部分を介して建物内の床面に伝達する構造とする。</p> <p>床ドレンライン浸水防止治具の設置位置を表3-2-9に示す。また、構造計画を表3-2-10に示す。</p>	<p>・表記上の差異</p>

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較																																																												
	<p>b. 評価方針</p> <p>床ドレンライン浸水防止治具は、「a. 構造設計」を踏まえ、以下の強度評価方針とする。</p> <p>床ドレンライン浸水防止治具は発生を想定する溢水による静水圧に対して、床ドレンライン浸水防止治具の評価対象部位に作用する応力がおおむね弾性状態にとどまることを確認する。</p> <p>表 3.2-9 設置位置(床ドレンライン浸水防止治具)</p> <table border="1" data-bbox="834 785 1463 1675"> <thead> <tr> <th colspan="3">設置位置図</th> </tr> <tr> <th>建屋名称*</th> <th colspan="2">設置階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子炉建屋</td> <td>地下3階</td> <td>T.M.S.L. - 8200mm</td> </tr> <tr> <td>地下2階</td> <td>T.M.S.L. - 1700mm</td> </tr> <tr> <td>地下1階</td> <td>T.M.S.L. 4800mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">タービン建屋</td> <td>地下2階</td> <td>T.M.S.L. - 5100mm</td> </tr> <tr> <td>地下中2階</td> <td>T.M.S.L. - 1100mm</td> </tr> <tr> <td>地下1階</td> <td>T.M.S.L. 4900mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コントロール建屋</td> <td>地下2階</td> <td>T.M.S.L. - 2700mm</td> </tr> <tr> <td>地下中2階</td> <td>T.M.S.L. 1000mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃棄物処理建屋</td> <td>地下3階</td> <td>T.M.S.L. - 6100mm</td> </tr> <tr> <td>地下1階</td> <td>T.M.S.L. 6500mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*：建屋外周エリアを含む</p>	設置位置図			建屋名称*	設置階		原子炉建屋	地下3階	T.M.S.L. - 8200mm	地下2階	T.M.S.L. - 1700mm	地下1階	T.M.S.L. 4800mm	タービン建屋	地下2階	T.M.S.L. - 5100mm	地下中2階	T.M.S.L. - 1100mm	地下1階	T.M.S.L. 4900mm	コントロール建屋	地下2階	T.M.S.L. - 2700mm	地下中2階	T.M.S.L. 1000mm	廃棄物処理建屋	地下3階	T.M.S.L. - 6100mm	地下1階	T.M.S.L. 6500mm	<p>b. 評価方針</p> <p>床ドレンライン浸水防止治具は、「a. 構造設計」を踏まえ、以下の強度評価方針とする。</p> <p>床ドレンライン浸水防止治具は発生を想定する溢水による静水圧に対して、床ドレンライン浸水防止治具の評価対象部位に作用する応力がおおむね弾性状態にとどまることを確認する。</p> <p>表 3-2-9 設置位置(床ドレンライン浸水防止治具)</p> <table border="1" data-bbox="1501 785 2131 1675"> <thead> <tr> <th colspan="3">設置位置図</th> </tr> <tr> <th>建屋名称*</th> <th colspan="2">設置階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子炉建屋</td> <td>地下3階</td> <td>T.M.S.L. - 8200mm</td> </tr> <tr> <td>地下2階</td> <td>T.M.S.L. - 1700mm</td> </tr> <tr> <td>地下1階</td> <td>T.M.S.L. 4900mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">タービン建屋</td> <td>地下2階</td> <td>T.M.S.L. - 5100mm</td> </tr> <tr> <td>地下中2階</td> <td>T.M.S.L. - 1100mm</td> </tr> <tr> <td>地下1階</td> <td>T.M.S.L. 4900mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コントロール建屋</td> <td>地下2階</td> <td>T.M.S.L. - 2700mm</td> </tr> <tr> <td>地下中2階</td> <td>T.M.S.L. 1000mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃棄物処理建屋</td> <td>地下3階</td> <td>T.M.S.L. - 6100mm</td> </tr> <tr> <td>地下1階</td> <td>T.M.S.L. 6500mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*：建屋外周エリアを含む</p>	設置位置図			建屋名称*	設置階		原子炉建屋	地下3階	T.M.S.L. - 8200mm	地下2階	T.M.S.L. - 1700mm	地下1階	T.M.S.L. 4900mm	タービン建屋	地下2階	T.M.S.L. - 5100mm	地下中2階	T.M.S.L. - 1100mm	地下1階	T.M.S.L. 4900mm	コントロール建屋	地下2階	T.M.S.L. - 2700mm	地下中2階	T.M.S.L. 1000mm	廃棄物処理建屋	地下3階	T.M.S.L. - 6100mm	地下1階	T.M.S.L. 6500mm	<p>・設工認申請号機の違いによる差異</p>
設置位置図																																																															
建屋名称*	設置階																																																														
原子炉建屋	地下3階	T.M.S.L. - 8200mm																																																													
	地下2階	T.M.S.L. - 1700mm																																																													
	地下1階	T.M.S.L. 4800mm																																																													
タービン建屋	地下2階	T.M.S.L. - 5100mm																																																													
	地下中2階	T.M.S.L. - 1100mm																																																													
	地下1階	T.M.S.L. 4900mm																																																													
コントロール建屋	地下2階	T.M.S.L. - 2700mm																																																													
	地下中2階	T.M.S.L. 1000mm																																																													
廃棄物処理建屋	地下3階	T.M.S.L. - 6100mm																																																													
	地下1階	T.M.S.L. 6500mm																																																													
設置位置図																																																															
建屋名称*	設置階																																																														
原子炉建屋	地下3階	T.M.S.L. - 8200mm																																																													
	地下2階	T.M.S.L. - 1700mm																																																													
	地下1階	T.M.S.L. 4900mm																																																													
タービン建屋	地下2階	T.M.S.L. - 5100mm																																																													
	地下中2階	T.M.S.L. - 1100mm																																																													
	地下1階	T.M.S.L. 4900mm																																																													
コントロール建屋	地下2階	T.M.S.L. - 2700mm																																																													
	地下中2階	T.M.S.L. 1000mm																																																													
廃棄物処理建屋	地下3階	T.M.S.L. - 6100mm																																																													
	地下1階	T.M.S.L. 6500mm																																																													

表 3.2-10 構造計画(床ドレンライン浸水防止治具)
(1/3)

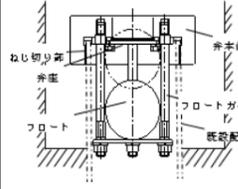
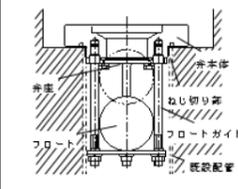
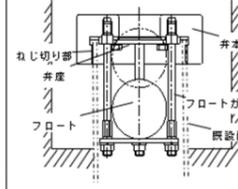
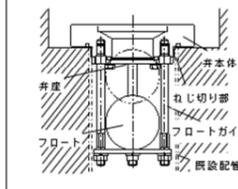
計画の概要				概略構造図
型式	主体構造	支持構造		
フロート式治具	外ねじ取付型	弁座を含む弁本体、弁体であるフロート及びフロートを弁座に導くフロートガイドで構成する。	配管のねじ切り部に直接ねじ込み固定とする。	
	内ねじ取付型			
	フランジ取付型			台座と取付金具を接着剤で固定し、本体フランジと取付金具をボルトで固定する。

表 3-2-10 構造計画(床ドレンライン浸水防止治具)
(1/3)

計画の概要				概略構造図
型式	主体構造	支持構造		
フロート式治具	外ねじ取付型	弁座を含む弁本体、弁体であるフロート及びフロートを弁座に導くフロートガイドで構成する。	配管のねじ切り部に直接ねじ込み固定とする。	
	内ねじ取付型			
	フランジ取付型			台座と取付金具を接着剤で固定し、本体フランジと取付金具をボルトで固定する。

・差異なし

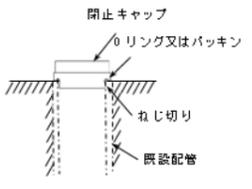
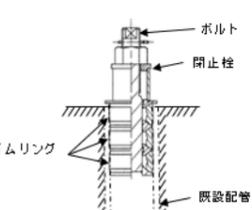
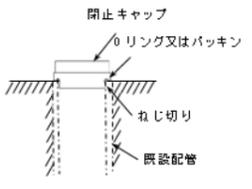
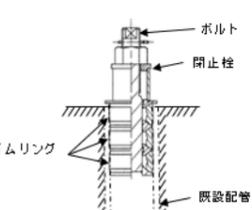
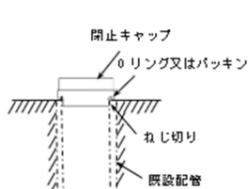
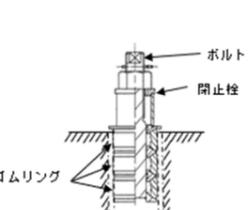
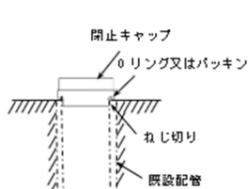
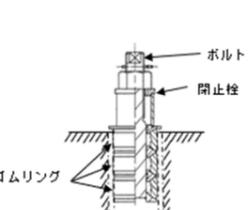
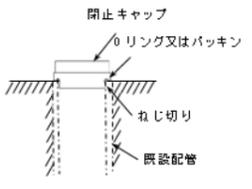
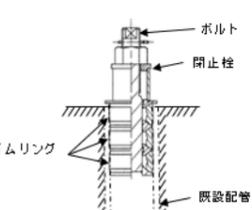
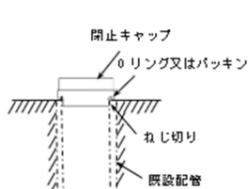
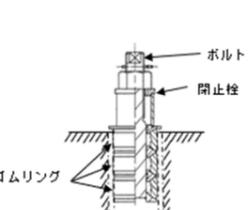
表 3.2-10 構造計画(床ドレンライン浸水防止治具)
(2/3)

型式	計画の概要		概略構造図
	主体構造	支持構造	
外ねじ取付型			
スプリング式治具	弁座を含む弁本体, 弁体, 弁体を弁座に導くガイド, ばねが内挿されるばねガイドで構成する。	配管のねじ切り部に直接ねじ込み固定とする。	
		台座と取付金具を接着剤で固定し, 本体フランジと取付金具をボルトで固定する。	

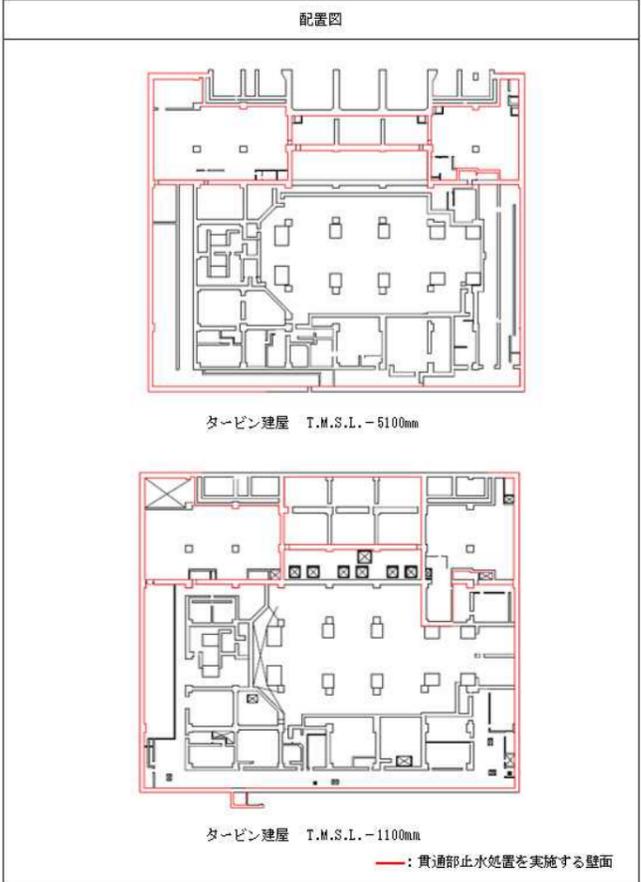
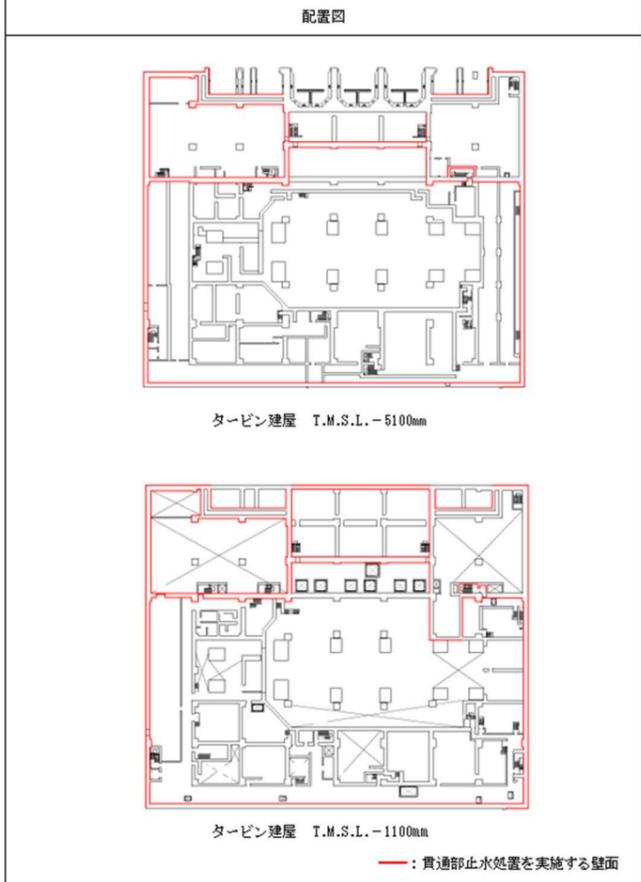
表 3-2-10 構造計画(床ドレンライン浸水防止治具)
(2/3)

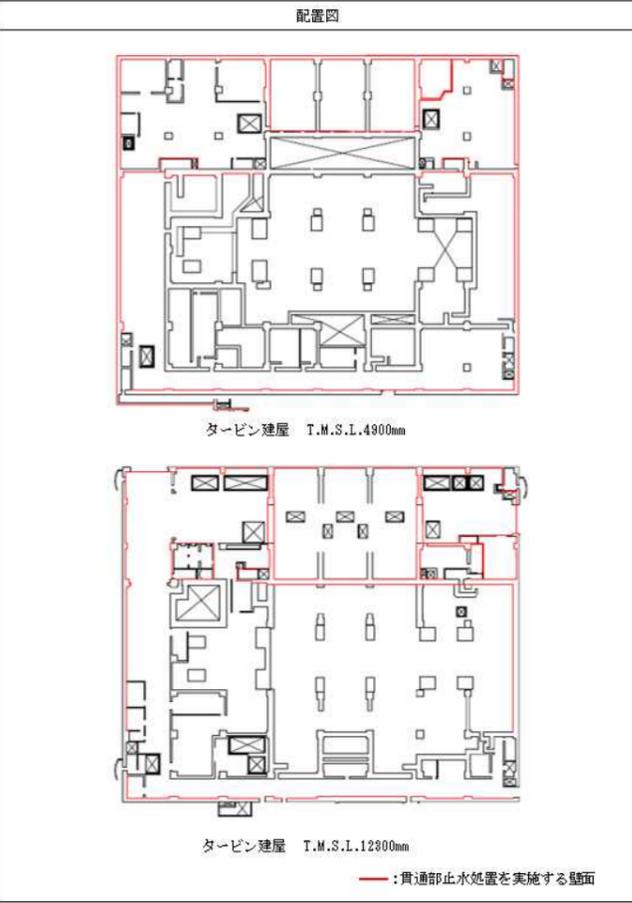
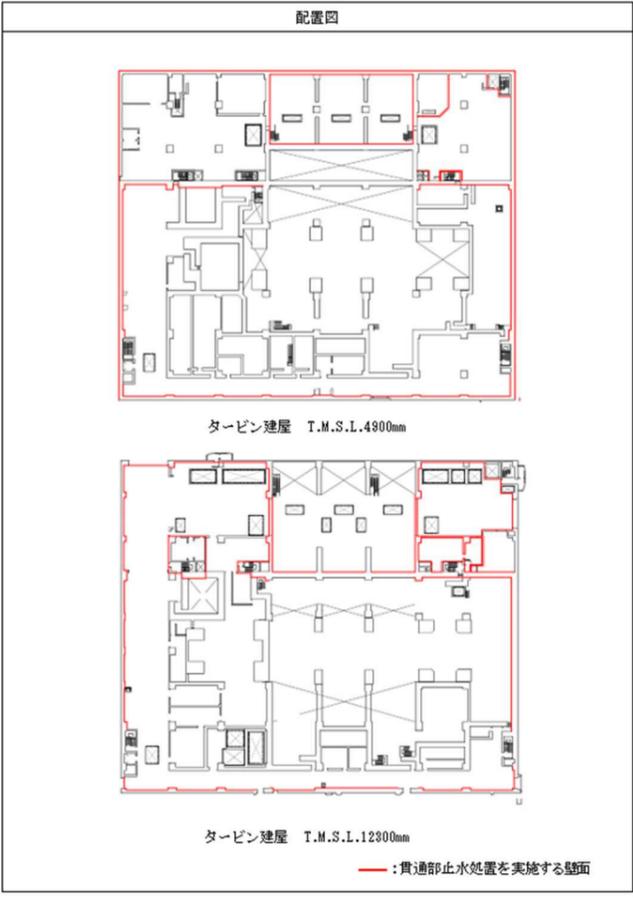
型式	計画の概要		概略構造図
	主体構造	支持構造	
外ねじ取付型			
スプリング式治具	弁座を含む弁本体, 弁体, 弁体を弁座に導くガイド, ばねが内挿されるばねガイドで構成する。	配管のねじ切り部に直接ねじ込み固定とする。	
		台座と取付金具を接着剤で固定し, 本体フランジと取付金具をボルトで固定する。	

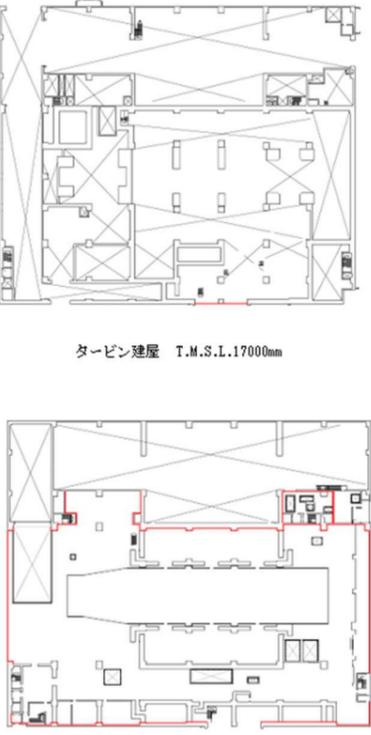
・差異なし

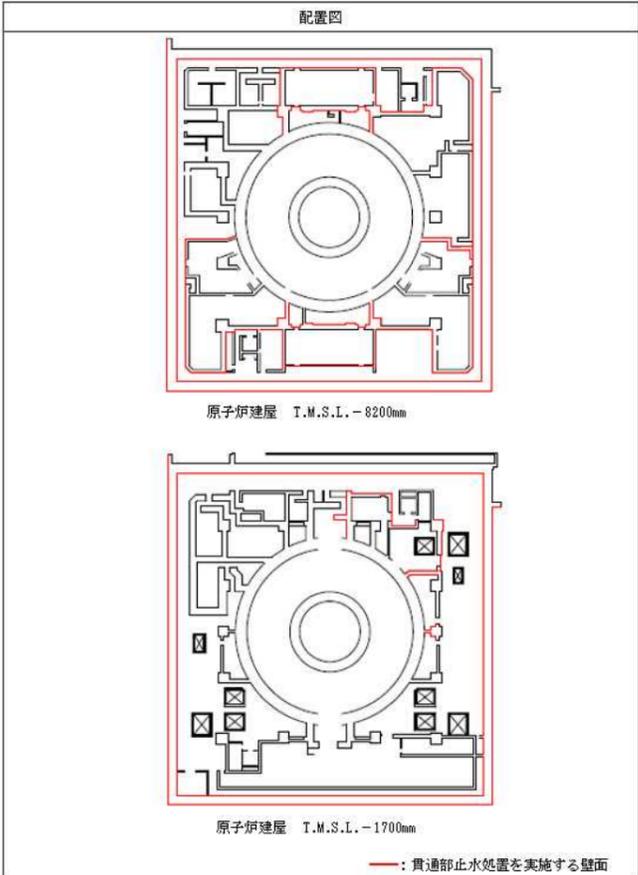
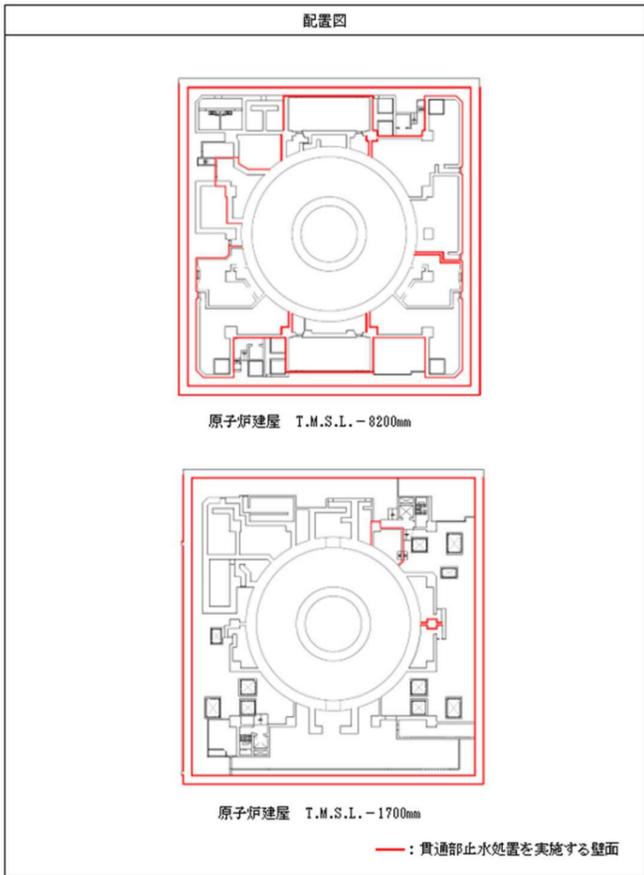
島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較																												
	<p>表 3.2-10 構造計画(床ドレンライン浸水防止治具) (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">型式</th> <th colspan="2">計画の概要</th> <th rowspan="2">概略構造図</th> </tr> <tr> <th>主体構造</th> <th>支持構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>閉止キャップ</td> <td>閉止キャップで構成する。</td> <td>配管にねじ込み固定する。</td> <td>  </td> </tr> <tr> <td>閉止栓</td> <td>閉止栓で構成する。</td> <td>ゴムの圧着により固定する。</td> <td>  </td> </tr> </tbody> </table>	型式	計画の概要		概略構造図	主体構造	支持構造	閉止キャップ	閉止キャップで構成する。	配管にねじ込み固定する。		閉止栓	閉止栓で構成する。	ゴムの圧着により固定する。		<p>表 3-2-10 構造計画(床ドレンライン浸水防止治具) (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">型式</th> <th colspan="2">計画の概要</th> <th rowspan="2">概略構造図</th> </tr> <tr> <th>主体構造</th> <th>支持構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>閉止キャップ</td> <td>閉止キャップで構成する。</td> <td>配管にねじ込み固定する。</td> <td>  </td> </tr> <tr> <td>閉止栓</td> <td>閉止栓で構成する。</td> <td>ゴムの圧着により固定する。</td> <td>  </td> </tr> </tbody> </table>	型式	計画の概要		概略構造図	主体構造	支持構造	閉止キャップ	閉止キャップで構成する。	配管にねじ込み固定する。		閉止栓	閉止栓で構成する。	ゴムの圧着により固定する。		<p>・差異なし</p>
型式	計画の概要		概略構造図																												
	主体構造	支持構造																													
閉止キャップ	閉止キャップで構成する。	配管にねじ込み固定する。																													
閉止栓	閉止栓で構成する。	ゴムの圧着により固定する。																													
型式	計画の概要		概略構造図																												
	主体構造	支持構造																													
閉止キャップ	閉止キャップで構成する。	配管にねじ込み固定する。																													
閉止栓	閉止栓で構成する。	ゴムの圧着により固定する。																													

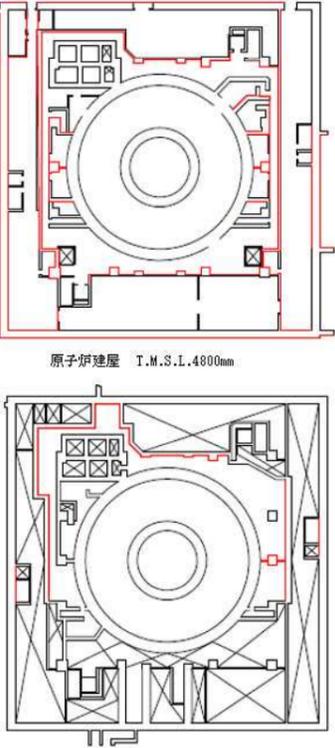
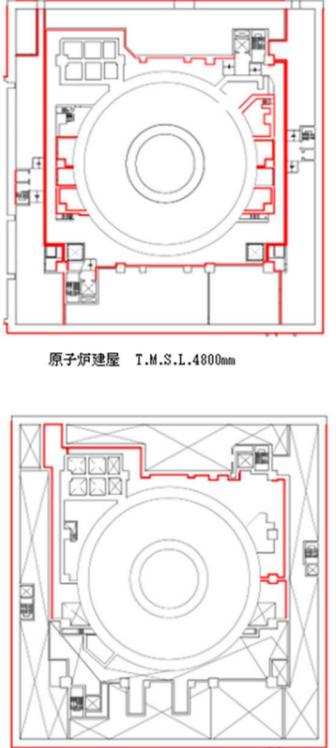
島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>(6) 貫通部止水処置</p> <p>a. 構造設計</p> <p>貫通部止水処置は、「3.1 構造強度の設計方針」で設定している設計方針及び「4.1 荷重及び荷重の組合せ」で設定している荷重を踏まえ、以下の構造とする。</p> <p>貫通部止水処置は、建屋内の壁又は床面の貫通口と貫通物の隙間をシール材、ブーツ、閉止板（鉄板、フラップゲート）及びモルタルにより止水する構造とする。</p> <p>なお、シール材をケーブルトレイ貫通部の止水に用いる場合は、シール材が型崩れしないように金属ボックスをアンカーボルトで壁・床面に固定し、金属ボックスにシール材を充填、もしくは塗布する。</p> <p>また、作用する荷重については、受圧面へ全面的に作用した場合に、止水処置部全体へ伝達する構造とする。</p> <p>貫通部止水処置の設置位置を表 3.2-11 に示す。また、構造計画を表 3.2-12 に示す。なお、貫通部止水処置の選定については、図 3-1 に示す貫通部止水処置の選定フローによる。</p> <p>b. 評価方針</p> <p>貫通部止水処置は、「a. 構造設計」を踏まえ、以下の強度評価方針とする。</p> <p>シール材及びブーツによる止水処置については、発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、有意な漏えいが生じないことを確認する。</p> <p>閉止板（鉄板、フラップゲート）及びモルタルによる止水処置については、発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、おおむね弾性状態にとどまることを確認する。</p>	<p>(6) 貫通部止水処置</p> <p>a. 構造設計</p> <p>貫通部止水処置は、「3.1 構造強度の設計方針」で設定している設計方針及び「4.1 荷重及び荷重の組合せ」で設定している荷重を踏まえ、以下の構造とする。</p> <p>貫通部止水処置は、建屋内の壁又は床面の貫通口と貫通物の隙間をシール材、ブーツ、閉止板（鉄板、止水ダンパ）及びモルタルにより止水する構造とする。</p> <p>なお、シール材をケーブルトレイ貫通部の止水に用いる場合は、シール材が型崩れしないように金属ボックスをアンカーボルトで壁・床面に固定し、金属ボックスにシール材を充填、もしくは塗布する。</p> <p>また、作用する荷重については、受圧面へ全面的に作用した場合に、止水処置部全体へ伝達する構造とする。</p> <p>貫通部止水処置の設置位置を表 3-2-11 に示す。また、構造計画を表 3-2-12 に示す。なお、貫通部止水処置の選定については、図 3-1 に示す貫通部止水処置の選定フローによる。</p> <p>b. 評価方針</p> <p>貫通部止水処置は、「a. 構造設計」を踏まえ、以下の強度評価方針とする。</p> <p>シール材、ブーツ及び閉止板（止水ダンパ）による止水処置については、発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、有意な漏えいが生じないことを確認する。</p> <p>閉止板（鉄板、止水ダンパ）及びモルタルによる止水処置については、発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、おおむね弾性状態にとどまることを確認する。</p>	<p>・設工認申請号機の違いによる差異（製品（製造メーカー）の差異）</p> <p>・設工認申請号機の違いによる差異（製品（製造メーカー）の差異）記載の適正化（止水ダンパを記載）</p>

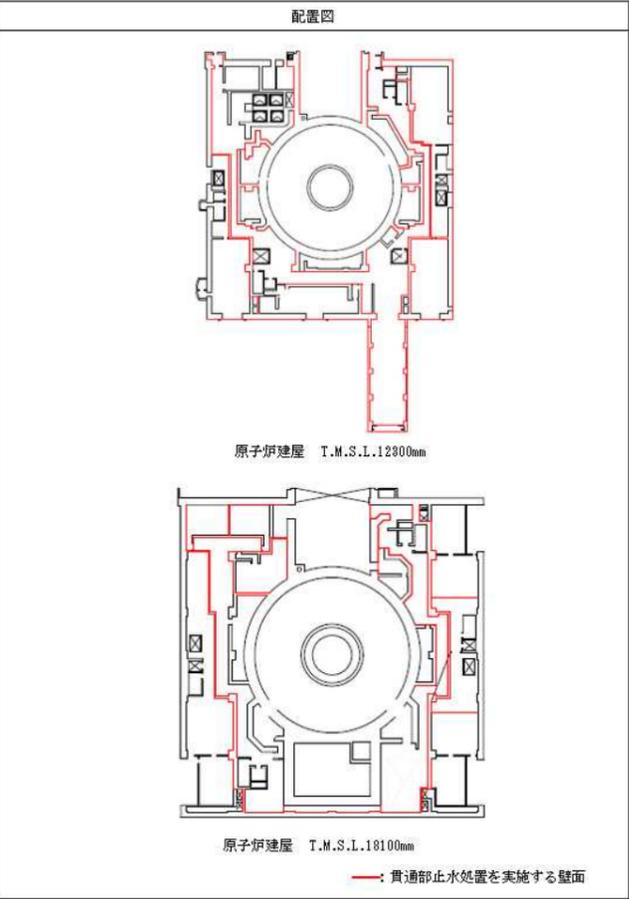
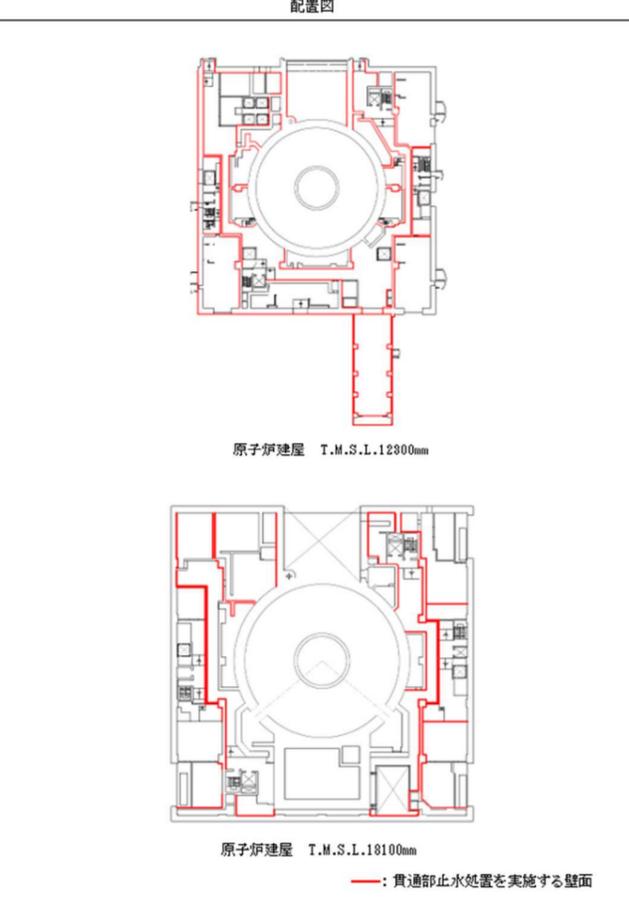
島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>ケーブルトレイ金属ボックスによる止水処置については、発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、おおむね弾性状態にとどまることを確認する。</p> <p>表 3.2-11 設置位置（貫通部止水処置）（1/12）</p>  <p>タービン建屋 T.M.S.L. -5100mm</p> <p>タービン建屋 T.M.S.L. -1100mm</p> <p>—: 貫通部止水処置を実施する壁面</p>	<p>ケーブルトレイ金属ボックスによる止水処置については、発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、<u>金属ボックスに有意な漏えいが生じないこと及びアンカーボルトがおおむね弾性状態にとどまることを確認する。</u></p> <p>表 3-2-11 設置位置（貫通部止水処置）（1/13）</p>  <p>タービン建屋 T.M.S.L. -5100mm</p> <p>タービン建屋 T.M.S.L. -1100mm</p> <p>—: 貫通部止水処置を実施する壁面</p>	<p>・設工認申請号機の違いによる差異 (プラントメーカーの違いによる, 構造差異)</p> <p>・設工認申請号機の違いによる差異</p>

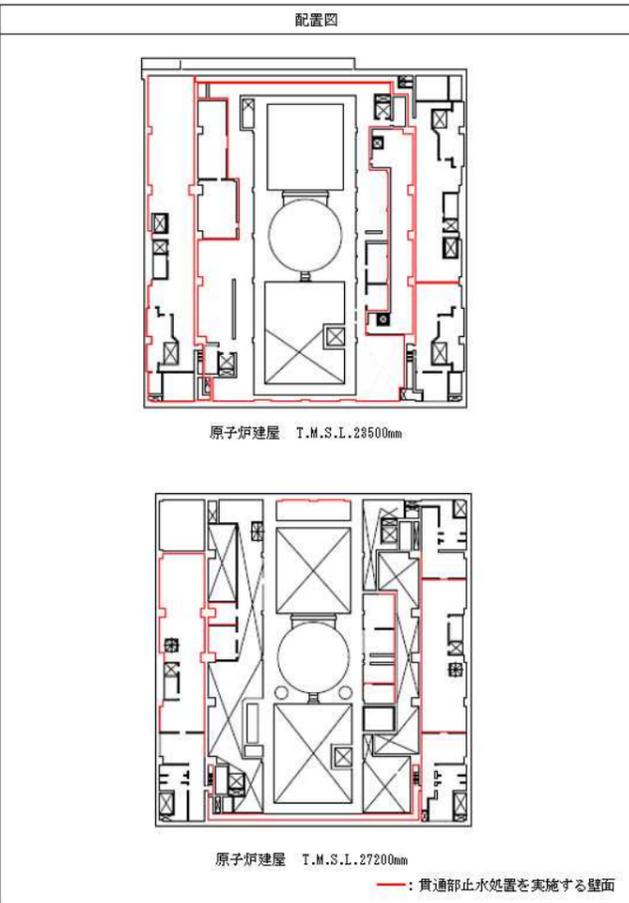
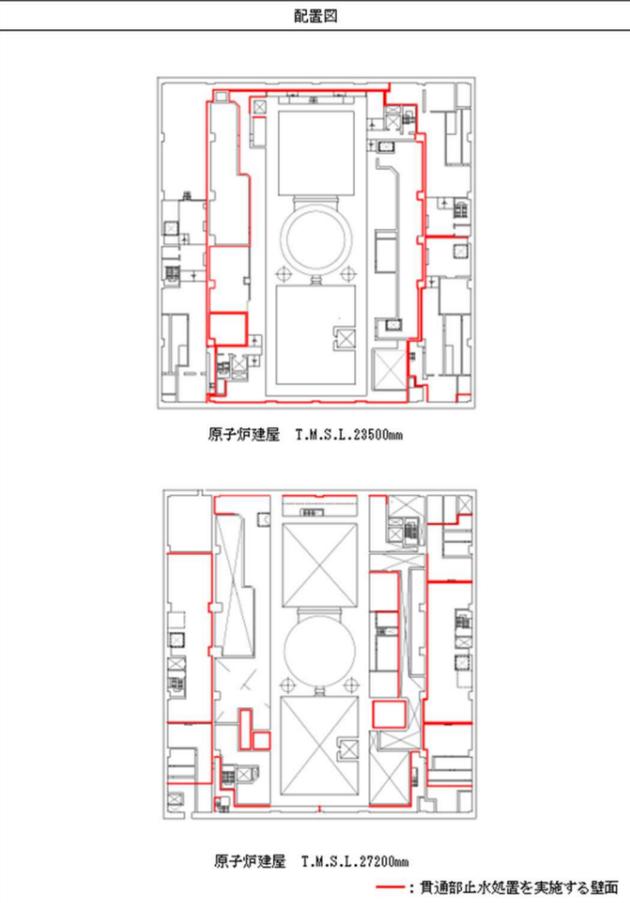
島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>表 3.2-11 設置位置(貫通部止水処置) (2/12)</p> <p>配置図</p>  <p>タービン建屋 T.M.S.L.4800mm</p> <p>タービン建屋 T.M.S.L.12800mm</p> <p>—:貫通部止水処置を実施する壁面</p>	<p>表 3-2-11 設置位置(貫通部止水処置) (2/13)</p> <p>配置図</p>  <p>タービン建屋 T.M.S.L.4800mm</p> <p>タービン建屋 T.M.S.L.12800mm</p> <p>—:貫通部止水処置を実施する壁面</p>	<p>設工認申請号機の違いによる差異</p>

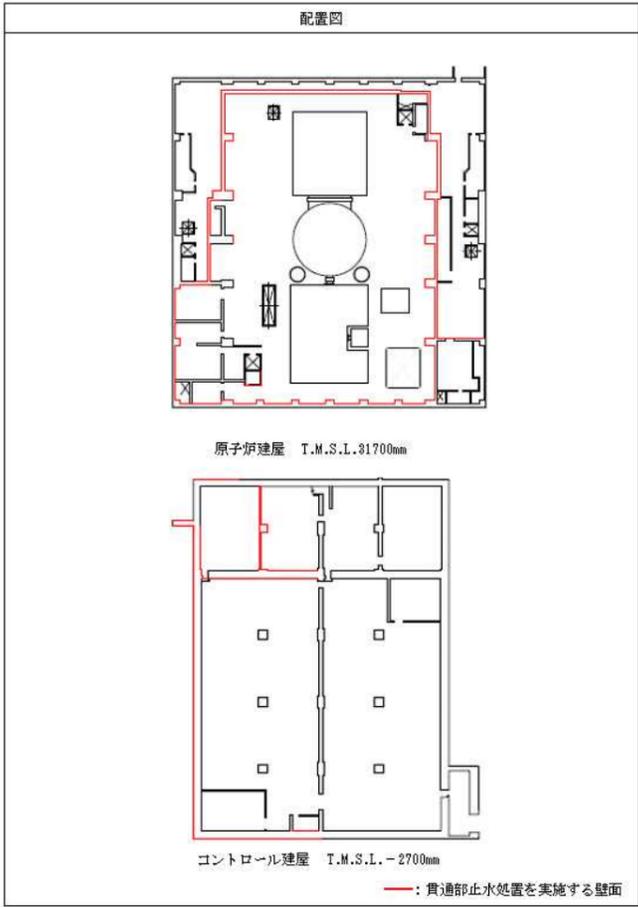
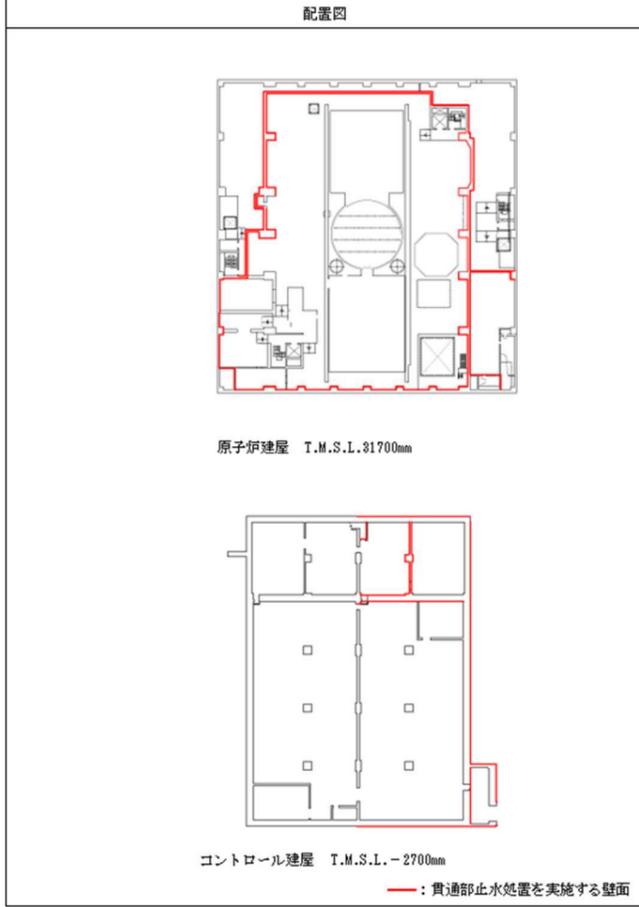
島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
		<p data-bbox="1492 275 2089 304">表 3-2-11 設置位置(貫通部止水処置) (3/13)</p> <div data-bbox="1492 331 2131 1228"> <p data-bbox="1789 340 1843 359">配置図</p>  <p data-bbox="1700 751 1911 770">タービン建屋 T.M.S.L.1700mm</p> <p data-bbox="1700 1163 1911 1182">タービン建屋 T.M.S.L.2040mm</p> <p data-bbox="1852 1194 2089 1213">— :貫通部止水処置を実施する壁面</p> </div>	<p data-bbox="2163 453 2555 483">設工認申請号機の違いによる差異</p>

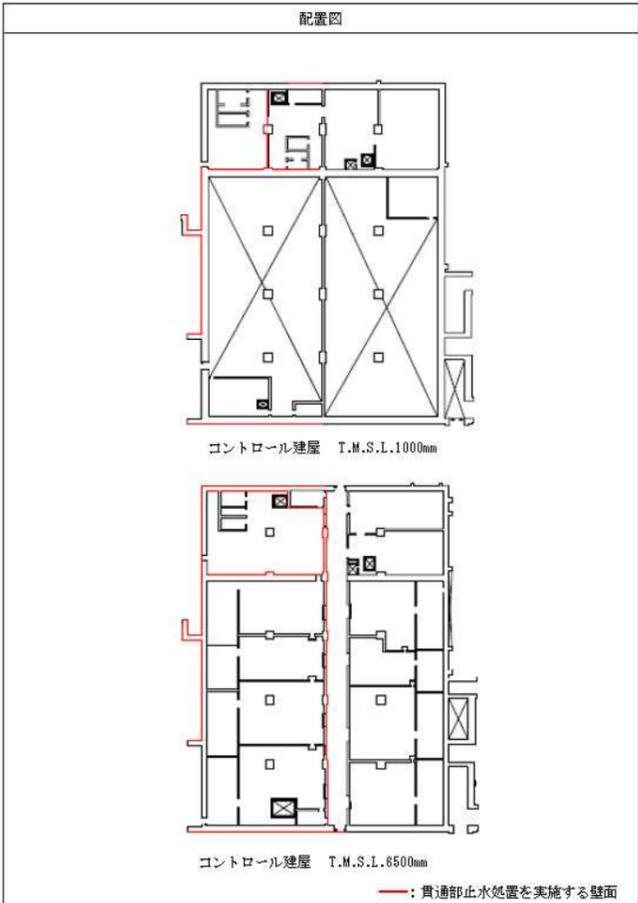
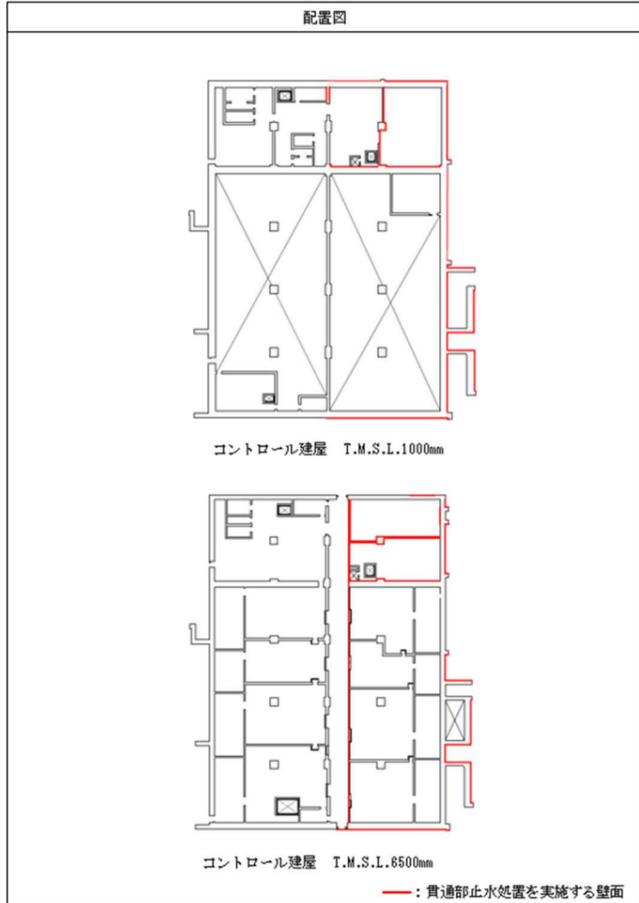
島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>表 3.2-11 設置位置(貫通部止水処置) (3/12)</p> <p>配置図</p>  <p>原子炉建屋 T.M.S.L. - 8200mm</p> <p>原子炉建屋 T.M.S.L. - 1700mm</p> <p>—: 貫通部止水処置を実施する壁面</p>	<p>表 3-2-11 設置位置(貫通部止水処置) (4/13)</p> <p>配置図</p>  <p>原子炉建屋 T.M.S.L. - 8200mm</p> <p>原子炉建屋 T.M.S.L. - 1700mm</p> <p>—: 貫通部止水処置を実施する壁面</p>	<p>設工認申請号機の違いによる差異</p>

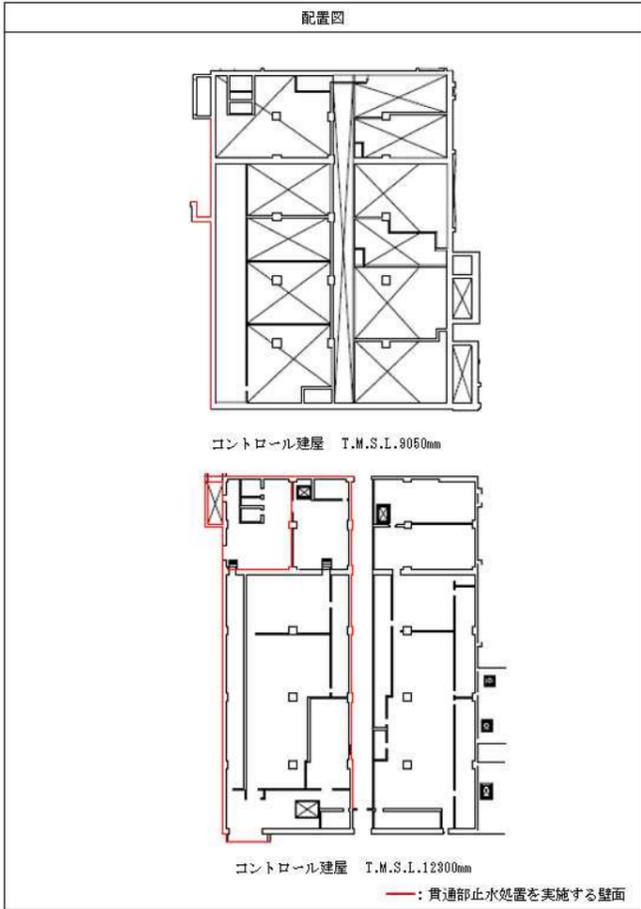
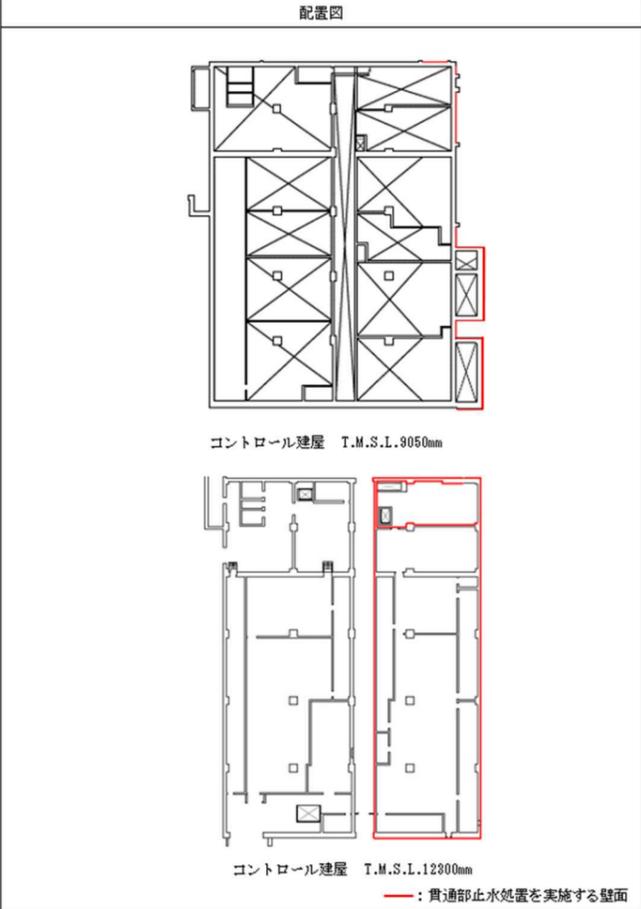
島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p data-bbox="825 275 1406 302">表 3.2-11 設置位置(貫通部止水処置) (4/12)</p> <div data-bbox="834 331 1463 1228"> <p data-bbox="1121 338 1190 359">配置図</p>  <p data-bbox="1050 737 1240 758">原子炉建屋 T.M.S.L.4800mm</p> <p data-bbox="1050 1150 1249 1171">原子炉建屋 T.M.S.L.8500mm</p> <p data-bbox="1160 1182 1406 1203">—: 貫通部止水処置を実施する壁面</p> </div>	<p data-bbox="1495 275 2077 302">表 3-2-11 設置位置(貫通部止水処置) (5/13)</p> <div data-bbox="1504 331 2133 1228"> <p data-bbox="1792 338 1860 359">配置図</p>  <p data-bbox="1721 737 1911 758">原子炉建屋 T.M.S.L.4800mm</p> <p data-bbox="1721 1150 1920 1171">原子炉建屋 T.M.S.L.8500mm</p> <p data-bbox="1831 1182 2077 1203">—: 貫通部止水処置を実施する壁面</p> </div>	<p data-bbox="2160 411 2555 438">設工認申請号機の違いによる差異</p>

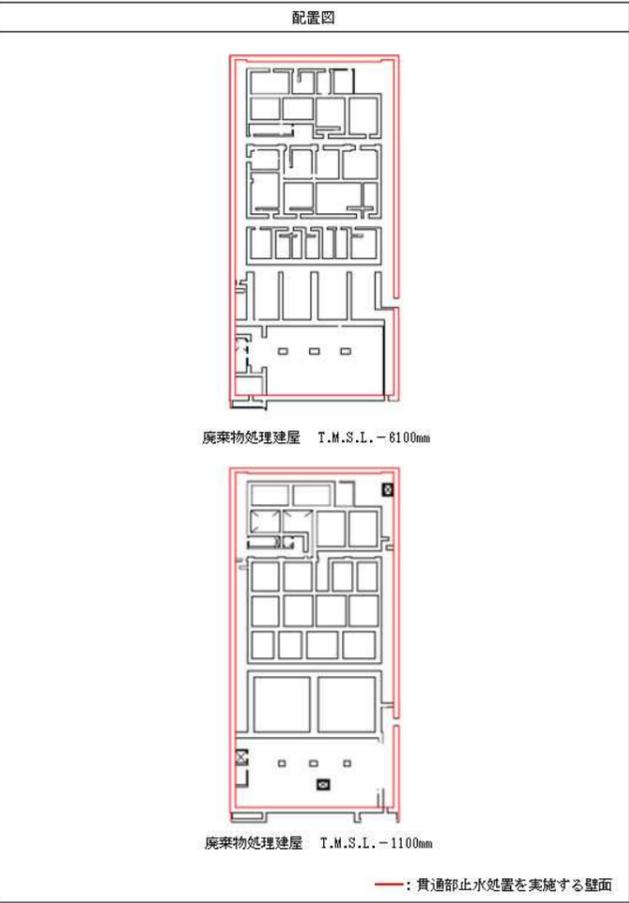
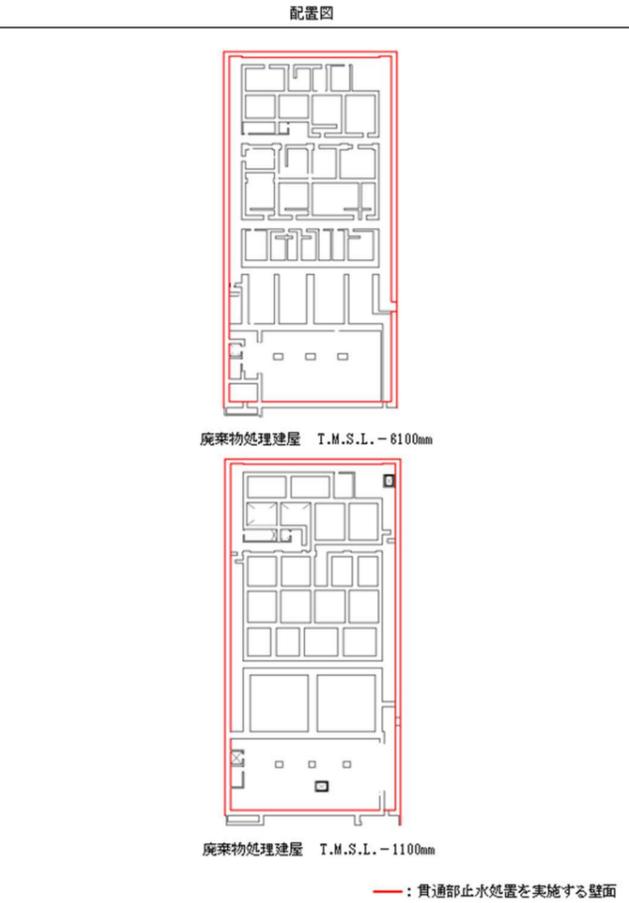
島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>表 3.2-11 設置位置(貫通部止水処置) (5/12)</p> <p>配置図</p>  <p>原子炉建屋 T.M.S.L.12300mm</p> <p>原子炉建屋 T.M.S.L.18100mm</p> <p>—: 貫通部止水処置を実施する壁面</p>	<p>表 3-2-11 設置位置(貫通部止水処置) (6/13)</p> <p>配置図</p>  <p>原子炉建屋 T.M.S.L.12300mm</p> <p>原子炉建屋 T.M.S.L.18100mm</p> <p>—: 貫通部止水処置を実施する壁面</p>	<p>設工認申請号機の違いによる差異</p>

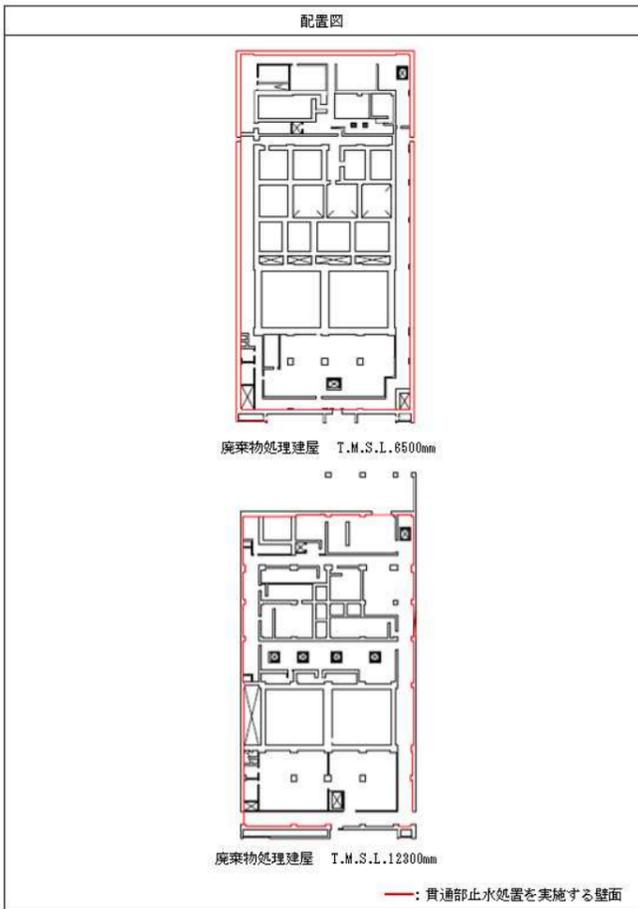
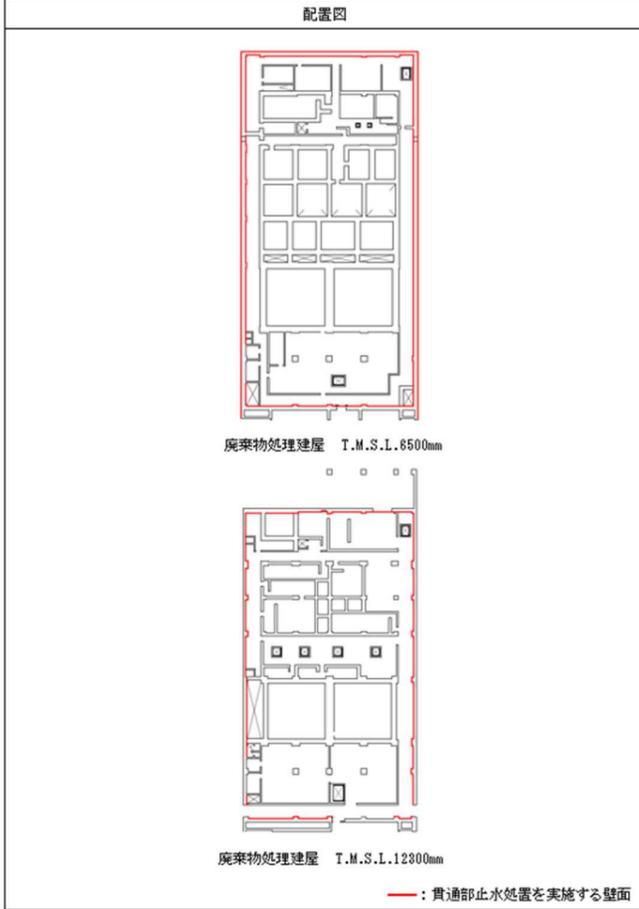
島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>表 3.2-11 設置位置貫通部止水処置) (6/12)</p> <p>配置図</p>  <p>原子炉建屋 T.M.S.L. 23500mm</p> <p>原子炉建屋 T.M.S.L. 27200mm</p> <p>—: 貫通部止水処置を実施する壁面</p>	<p>表 3-2-11 設置位置貫通部止水処置) (7/13)</p> <p>配置図</p>  <p>原子炉建屋 T.M.S.L. 23500mm</p> <p>原子炉建屋 T.M.S.L. 27200mm</p> <p>—: 貫通部止水処置を実施する壁面</p>	<p>設工認申請号機の違いによる差異</p>

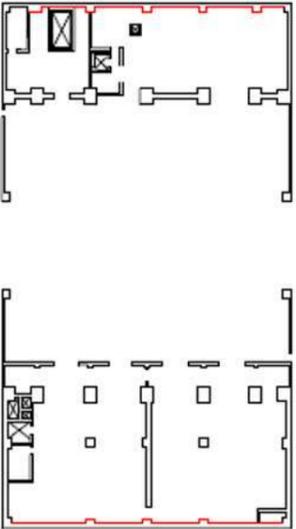
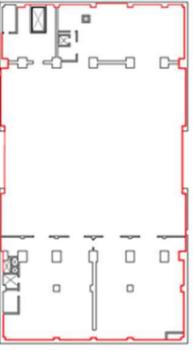
島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>表 3.2-11 設置位置(貫通部止水処置) (7/12)</p> <p>配置図</p>  <p>原子炉建屋 T.M.S.L.+31700mm</p> <p>コントロール建屋 T.M.S.L.-2700mm</p> <p>—: 貫通部止水処置を実施する壁面</p>	<p>表 3-2-11 設置位置(貫通部止水処置) (8/13)</p> <p>配置図</p>  <p>原子炉建屋 T.M.S.L.+31700mm</p> <p>コントロール建屋 T.M.S.L.-2700mm</p> <p>—: 貫通部止水処置を実施する壁面</p>	<p>設工認申請号機の違いによる差異</p>

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>表 3.2-11 設置位置(貫通部止水処置) (8/12)</p> <p>配置図</p>  <p>コントロール建屋 T.M.S.L.1000mm</p> <p>コントロール建屋 T.M.S.L.8500mm</p> <p>—: 貫通部止水処置を実施する壁面</p>	<p>表 3-2-11 設置位置(貫通部止水処置) (9/13)</p> <p>配置図</p>  <p>コントロール建屋 T.M.S.L.1000mm</p> <p>コントロール建屋 T.M.S.L.8500mm</p> <p>—: 貫通部止水処置を実施する壁面</p>	<p>設工認申請号機の違いによる差異</p>

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>表 3.2-11 設置位置(貫通部止水処置) (9/12)</p> <p>配置図</p>  <p>コントロール建屋 T.M.S.L.9050mm</p> <p>コントロール建屋 T.M.S.L.12300mm</p> <p>—: 貫通部止水処置を実施する壁面</p>	<p>表 3-2-11 設置位置(貫通部止水処置) (10/13)</p> <p>配置図</p>  <p>コントロール建屋 T.M.S.L.9050mm</p> <p>コントロール建屋 T.M.S.L.12300mm</p> <p>—: 貫通部止水処置を実施する壁面</p>	<p>設工認申請号機の違いによる差異</p>

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>表 3.2-11 設置位置(貫通部止水処置) (10/12)</p> <p>配置図</p>  <p>廃棄物処理建屋 T.M.S.L. - 6100mm</p> <p>廃棄物処理建屋 T.M.S.L. - 1100mm</p> <p>— : 貫通部止水処置を実施する壁面</p>	<p>表 3-2-11 設置位置(貫通部止水処置) (11/13)</p> <p>配置図</p>  <p>廃棄物処理建屋 T.M.S.L. - 6100mm</p> <p>廃棄物処理建屋 T.M.S.L. - 1100mm</p> <p>— : 貫通部止水処置を実施する壁面</p>	<p>設工認申請号機の違いによる差異</p>

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>表 3.2-11 設置位置(貫通部止水処置) (11/12)</p> <p>配置図</p>  <p>廃棄物処理建屋 T.M.S.L.8500mm</p> <p>廃棄物処理建屋 T.M.S.L.12800mm</p> <p>—: 貫通部止水処置を実施する壁面</p>	<p>表 3-2-11 設置位置(貫通部止水処置) (12/13)</p> <p>配置図</p>  <p>廃棄物処理建屋 T.M.S.L.8500mm</p> <p>廃棄物処理建屋 T.M.S.L.12800mm</p> <p>—: 貫通部止水処置を実施する壁面</p>	<p>設工認申請号機の違いによる差異</p>

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p data-bbox="825 275 1427 302">表 3.2-11 設置位置(貫通部止水処置) (12/12)</p> <div data-bbox="825 327 1463 1234"> <p data-bbox="1121 331 1190 352">配置図</p>  <p data-bbox="1032 1035 1270 1056">廃棄物処理建屋 T.M.S.L.20400mm</p> <p data-bbox="1210 1203 1448 1224">—: 貫通部止水処置を実施する壁面</p> </div>	<p data-bbox="1492 275 2095 302">表 3-2-11 設置位置(貫通部止水処置) (13/13)</p> <div data-bbox="1492 327 2131 1234"> <p data-bbox="1789 331 1857 352">配置図</p>  <p data-bbox="1700 1035 1938 1056">廃棄物処理建屋 T.M.S.L.20400mm</p> <p data-bbox="1878 1203 2116 1224">—: 貫通部止水処置を実施する壁面</p> </div>	<p data-bbox="2160 363 2555 390">設工認申請号機の違いによる差異</p>

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

表 3.2-12 構造計画(貫通部止水処置) (1/3)

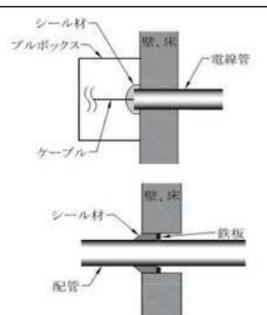
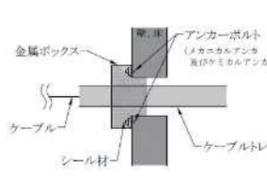
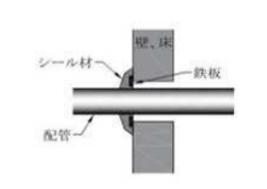
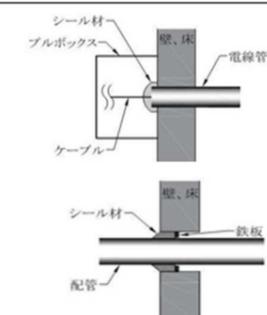
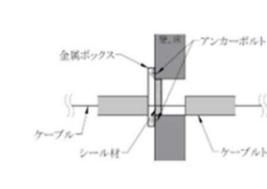
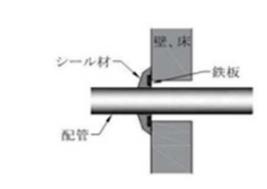
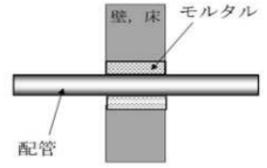
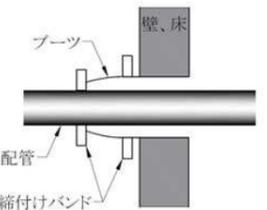
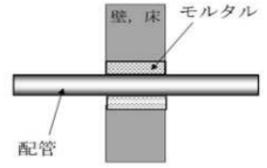
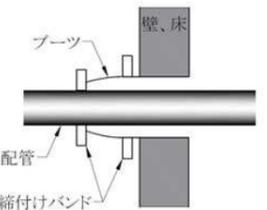
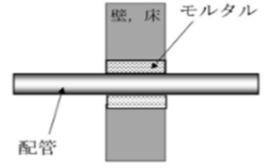
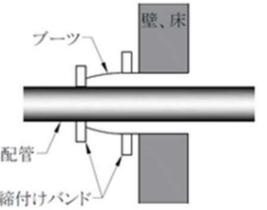
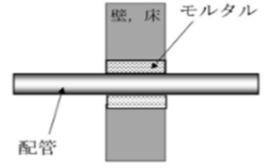
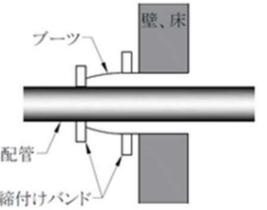
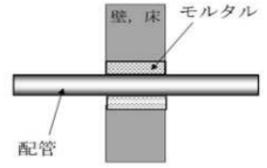
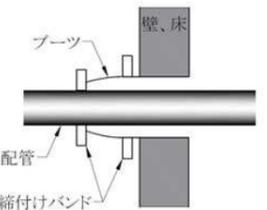
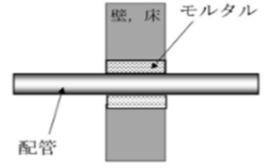
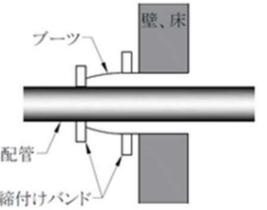
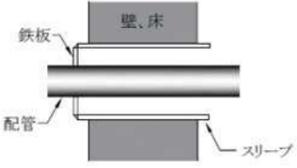
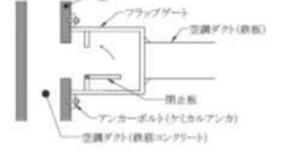
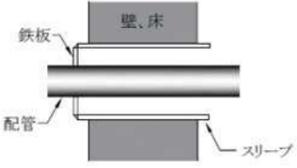
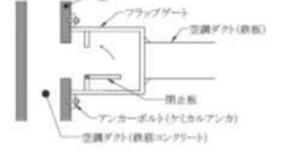
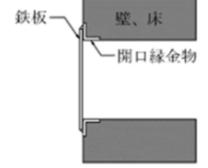
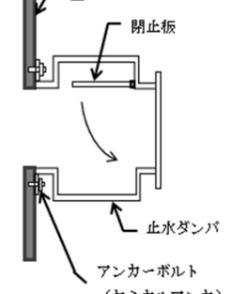
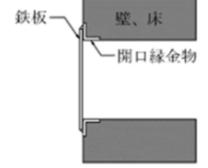
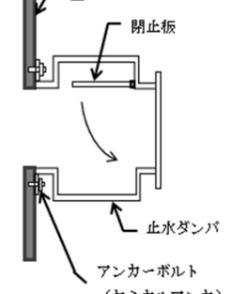
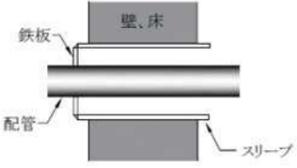
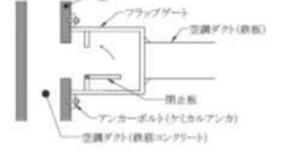
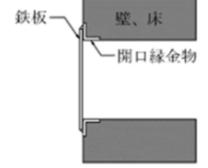
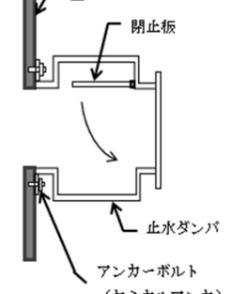
計画の概要		概略構造図
主体構造	支持構造	
充填タイプのシール材にて構成する。	貫通部の開口部にシール材を充填する。施工時は液状であり、反応硬化によって所定の強度を有する構造物が形成され、貫通部内面及び貫通物外面と一定の付着力によって接合する。	
	シール材が型崩れしないよう金属ボックスをアンカーボルトで壁・床面に固定し、金属ボックスにシール材を充填、もしくは塗布する。シール材は、施工時は液状であり、反応硬化によって所定の強度を有する構造物が形成される。	
コーキングタイプのシール材にて構成する。	貫通部の開口部と貫通部のすき間にコーキングする。施工時は液状であり、反応硬化によって所定の強度を有する構造物が形成され、鉄板及び貫通物外面と一定の付着力によって接合する。	

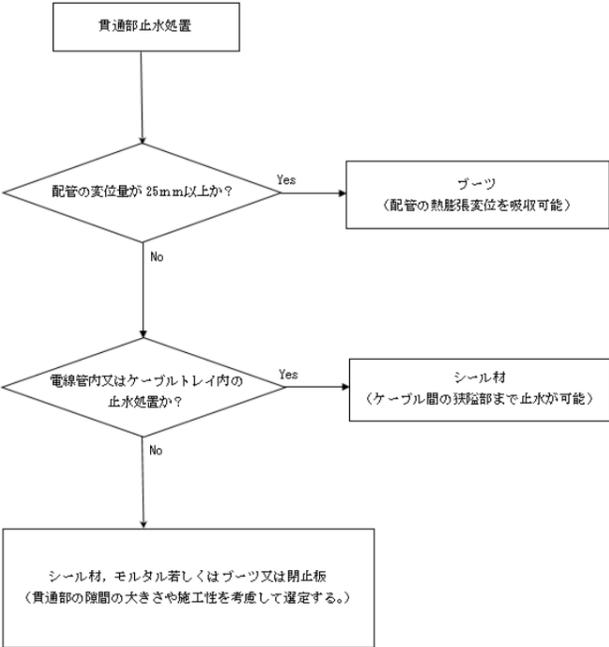
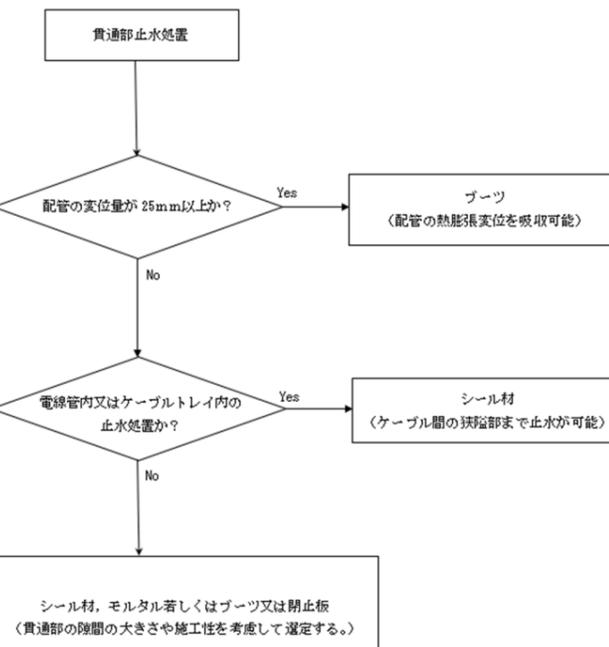
表 3-2-12 構造計画(貫通部止水処置) (1/3)

計画の概要		概略構造図
主体構造	支持構造	
充填タイプのシール材にて構成する。	貫通部の開口部にシール材を充填する。施工時は液状であり、反応硬化によって所定の強度を有する構造物が形成され、貫通部内面及び貫通物外面と一定の付着力によって接合する。	
	シール材が型崩れしないよう金属ボックスをアンカーボルトで壁・床面に固定し、金属ボックスにシール材を充填、もしくは塗布する。シール材は、施工時は液状であり、反応硬化によって所定の強度を有する構造物が形成される。	
コーキングタイプのシール材にて構成する。	貫通部の開口部と貫通部のすき間にコーキングする。施工時は液状であり、反応硬化によって所定の強度を有する構造物が形成され、鉄板及び貫通物外面と一定の付着力によって接合する。	

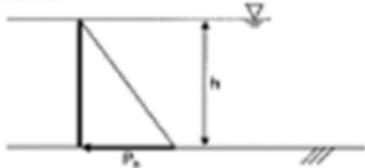
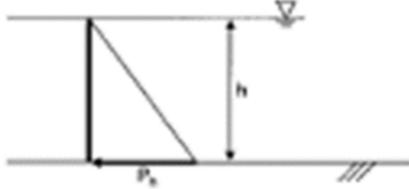
・ 設工認申請号機の違いによる差異
(プラントメーカーの違いによる、構造差異)

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較																						
	<p>表 3.2-12 貫通部止水処置の構造計画 (2/3)</p> <table border="1" data-bbox="825 321 1463 1234"> <thead> <tr> <th colspan="2">計画の概要</th> <th rowspan="2">概略構造図</th> </tr> <tr> <th>主体構造</th> <th>支持構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="825 373 958 768">モルタルにて構成する。</td> <td data-bbox="958 373 1107 768">貫通部の開口部にモルタルを充填し、硬化後は貫通部内面及び貫通物外面と一定の付着力によって接合する。</td> <td data-bbox="1107 321 1463 768">  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="825 768 958 1234">ブーツと締付けバンドにて構成する。</td> <td data-bbox="958 768 1107 1234">高温配管の熱膨張変位及び地震時の変位を吸収できるよう伸縮性ゴムを用い、壁面又は床面に溶接した取付用座と配管にて締付けバンドにて締結する。</td> <td data-bbox="1107 768 1463 1234">  </td> </tr> </tbody> </table>	計画の概要		概略構造図	主体構造	支持構造	モルタルにて構成する。	貫通部の開口部にモルタルを充填し、硬化後は貫通部内面及び貫通物外面と一定の付着力によって接合する。		ブーツと締付けバンドにて構成する。	高温配管の熱膨張変位及び地震時の変位を吸収できるよう伸縮性ゴムを用い、壁面又は床面に溶接した取付用座と配管にて締付けバンドにて締結する。		<p>表 3-2-12 貫通部止水処置の構造計画 (2/3)</p> <table border="1" data-bbox="1492 321 2131 1234"> <thead> <tr> <th colspan="2">計画の概要</th> <th rowspan="2">概略構造図</th> </tr> <tr> <th>主体構造</th> <th>支持構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1492 373 1626 768">モルタルにて構成する。</td> <td data-bbox="1626 373 1774 768">貫通部の開口部にモルタルを充填し、硬化後は貫通部内面及び貫通物外面と一定の付着力によって接合する。</td> <td data-bbox="1774 321 2131 768">  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 768 1626 1234">ブーツと締付けバンドにて構成する。</td> <td data-bbox="1626 768 1774 1234">高温配管の熱膨張変位及び地震時の変位を吸収できるよう伸縮性ゴムを用い、壁面又は床面に溶接した取付用座と配管にて締付けバンドにて締結する。</td> <td data-bbox="1774 768 2131 1234">  </td> </tr> </tbody> </table>	計画の概要		概略構造図	主体構造	支持構造	モルタルにて構成する。	貫通部の開口部にモルタルを充填し、硬化後は貫通部内面及び貫通物外面と一定の付着力によって接合する。		ブーツと締付けバンドにて構成する。	高温配管の熱膨張変位及び地震時の変位を吸収できるよう伸縮性ゴムを用い、壁面又は床面に溶接した取付用座と配管にて締付けバンドにて締結する。		<p>・差異なし</p>
計画の概要		概略構造図																							
主体構造	支持構造																								
モルタルにて構成する。	貫通部の開口部にモルタルを充填し、硬化後は貫通部内面及び貫通物外面と一定の付着力によって接合する。																								
ブーツと締付けバンドにて構成する。	高温配管の熱膨張変位及び地震時の変位を吸収できるよう伸縮性ゴムを用い、壁面又は床面に溶接した取付用座と配管にて締付けバンドにて締結する。																								
計画の概要		概略構造図																							
主体構造	支持構造																								
モルタルにて構成する。	貫通部の開口部にモルタルを充填し、硬化後は貫通部内面及び貫通物外面と一定の付着力によって接合する。																								
ブーツと締付けバンドにて構成する。	高温配管の熱膨張変位及び地震時の変位を吸収できるよう伸縮性ゴムを用い、壁面又は床面に溶接した取付用座と配管にて締付けバンドにて締結する。																								

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較																						
	<p>表 3.2-12 貫通部止水処置の構造計画 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">計画の概要</th> <th rowspan="2">概略構造図</th> </tr> <tr> <th>主体構造</th> <th>支持構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="834 369 958 443">鉄板にて閉止する構成とする。</td> <td data-bbox="958 369 1110 443">貫通部の開口部に鉄板を挿入し、溶接によって接合する。</td> <td data-bbox="1110 369 1463 772">  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="834 779 958 873">閉止栓を内包するフラップゲートにて構成する。</td> <td data-bbox="958 779 1110 999">空調ダクト（鉄筋コンクリート）と空調ダクト（鉄板）の間にフラップゲートを設置し、フラップゲートは空調ダクト（鉄筋コンクリート）壁面にアンカーボルトで固定する。</td> <td data-bbox="1110 779 1463 1157">  </td> </tr> </tbody> </table>	計画の概要		概略構造図	主体構造	支持構造	鉄板にて閉止する構成とする。	貫通部の開口部に鉄板を挿入し、溶接によって接合する。		閉止栓を内包するフラップゲートにて構成する。	空調ダクト（鉄筋コンクリート）と空調ダクト（鉄板）の間にフラップゲートを設置し、フラップゲートは空調ダクト（鉄筋コンクリート）壁面にアンカーボルトで固定する。		<p>表 3-2-12 貫通部止水処置の構造計画 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">計画の概要</th> <th rowspan="2">概略構造図</th> </tr> <tr> <th>主体構造</th> <th>支持構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1498 369 1623 443">鉄板にて閉止する構成とする。</td> <td data-bbox="1623 369 1774 443">開口部に鉄板を挿入し、溶接によって接合する。</td> <td data-bbox="1774 369 2128 793">  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 800 1623 873">閉止栓を内包する止水ダンパにて構成する。</td> <td data-bbox="1623 800 1774 873">止水ダンパは壁面にアンカーボルトで固定する。</td> <td data-bbox="1774 800 2128 1178">  </td> </tr> </tbody> </table>	計画の概要		概略構造図	主体構造	支持構造	鉄板にて閉止する構成とする。	開口部に鉄板を挿入し、溶接によって接合する。		閉止栓を内包する止水ダンパにて構成する。	止水ダンパは壁面にアンカーボルトで固定する。		<ul style="list-style-type: none"> 設工認申請号機の違いによる差異 設工認申請号機の違いによる差異 (製品（製造メーカー）の差異)
計画の概要		概略構造図																							
主体構造	支持構造																								
鉄板にて閉止する構成とする。	貫通部の開口部に鉄板を挿入し、溶接によって接合する。																								
閉止栓を内包するフラップゲートにて構成する。	空調ダクト（鉄筋コンクリート）と空調ダクト（鉄板）の間にフラップゲートを設置し、フラップゲートは空調ダクト（鉄筋コンクリート）壁面にアンカーボルトで固定する。																								
計画の概要		概略構造図																							
主体構造	支持構造																								
鉄板にて閉止する構成とする。	開口部に鉄板を挿入し、溶接によって接合する。																								
閉止栓を内包する止水ダンパにて構成する。	止水ダンパは壁面にアンカーボルトで固定する。																								

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	 <p>貫通部止水処置</p> <p>配管の変位量が25mm以上か？</p> <p>Yes → ブーツ 〈配管の熱膨張変位を吸収可能〉</p> <p>No → 電線管内又はケーブルトレイ内の止水処置か？</p> <p>Yes → シール材 〈ケーブル間の狭隙部まで止水が可能〉</p> <p>No → シール材, モルタル若しくはブーツ又は閉止板 〈貫通部の隙間の大きさや施工性を考慮して選定する。〉</p> <p>図3-1 貫通部止水処置の選定フロー</p>	 <p>貫通部止水処置</p> <p>配管の変位量が25mm以上か？</p> <p>Yes → ブーツ 〈配管の熱膨張変位を吸収可能〉</p> <p>No → 電線管内又はケーブルトレイ内の止水処置か？</p> <p>Yes → シール材 〈ケーブル間の狭隙部まで止水が可能〉</p> <p>No → シール材, モルタル若しくはブーツ又は閉止板 〈貫通部の隙間の大きさや施工性を考慮して選定する。〉</p> <p>図3-1 貫通部止水処置の選定フロー</p>	<p>・差異なし</p>

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較																																										
	<p>4. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界 溢水防護に係る施設の強度評価に用いる荷重及び荷重の組合せを以下の「4.1 荷重及び荷重の組合せ」に、許容限界を「4.2 許容限界」に示す。</p> <p>4.1 荷重及び荷重の組合せ (1) 荷重の種類 a. 自重 (D) 常時作用する荷重は、自重とする。</p> <p>b. 溢水による静水圧荷重 (P h) 発生を想定する溢水による静水圧荷重は、各施設の設置位置における溢水水位から算出した施設の溢水水位を用いて設計用の静水圧荷重 (動水圧は考慮しない) として算出する。</p> <p>(2) 荷重の組合せ 溢水防護に係る施設の強度評価では、発生を想定する溢水による静水圧荷重 (P h) を考慮する。</p> <p>表 4-1 溢水防護に係る施設の荷重の組合せ</p> <table border="1" data-bbox="825 1354 1463 1640"> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th> <th>自重 (D)</th> <th>静水圧荷重 (P h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水密扉</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>水密扉付止水堰</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>溢水伝播防止堰</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>管理区域外伝播防止堰</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>床ドレンライン 浸水防止治具</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>貫通部止水処置</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	評価対象施設	自重 (D)	静水圧荷重 (P h)	水密扉	-	○	水密扉付止水堰	-	○	溢水伝播防止堰	-	○	管理区域外伝播防止堰	-	○	床ドレンライン 浸水防止治具	○	○	貫通部止水処置	○	○	<p>4. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界 溢水防護に係る施設の強度評価に用いる荷重及び荷重の組合せを以下の「4.1 荷重及び荷重の組合せ」に、許容限界を「4.2 許容限界」に示す。</p> <p>4.1 荷重及び荷重の組合せ (1) 荷重の種類 a. 自重 (D) 常時作用する荷重は、自重とする。</p> <p>b. 溢水による静水圧荷重 (P h) 発生を想定する溢水による静水圧荷重は、各施設の設置位置における溢水水位から算出した施設の溢水水位を用いて設計用の静水圧荷重 (動水圧は考慮しない) として算出する。</p> <p>(2) 荷重の組合せ 溢水防護に係る施設の強度評価では、発生を想定する溢水による静水圧荷重 (P h) を考慮する。</p> <p>表 4-1 溢水防護に係る施設の荷重の組合せ</p> <table border="1" data-bbox="1492 1354 2131 1640"> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th> <th>自重 (D)</th> <th>静水圧荷重 (P h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水密扉</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>水密扉付止水堰</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>溢水伝播防止堰</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>管理区域外伝播防止堰</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>床ドレンライン 浸水防止治具</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>貫通部止水処置</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	評価対象施設	自重 (D)	静水圧荷重 (P h)	水密扉	-	○	水密扉付止水堰	-	○	溢水伝播防止堰	-	○	管理区域外伝播防止堰	-	○	床ドレンライン 浸水防止治具	○	○	貫通部止水処置	○	○	<p>・差異なし</p>
評価対象施設	自重 (D)	静水圧荷重 (P h)																																											
水密扉	-	○																																											
水密扉付止水堰	-	○																																											
溢水伝播防止堰	-	○																																											
管理区域外伝播防止堰	-	○																																											
床ドレンライン 浸水防止治具	○	○																																											
貫通部止水処置	○	○																																											
評価対象施設	自重 (D)	静水圧荷重 (P h)																																											
水密扉	-	○																																											
水密扉付止水堰	-	○																																											
溢水伝播防止堰	-	○																																											
管理区域外伝播防止堰	-	○																																											
床ドレンライン 浸水防止治具	○	○																																											
貫通部止水処置	○	○																																											

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較												
	<p>a. 溢水による静水圧荷重 (P h)</p> <p>溢水による静水圧荷重 (P h) は、次式を用いて算出する。なお、荷重の算出に用いる密度 (ρ) は、想定される溢水源から純水又は海水とする。</p> <p>溢水による動水圧荷重の説明図を図 4-1 に、強度評価に用いる溢水の密度を表 4-2 に示す。</p> $P h = \rho \cdot g \cdot h \cdot 10^{-3}$  <p>図 4-1 溢水による静水圧荷重の説明図</p> <p>表 4-2 強度評価に用いる溢水の密度</p> <table border="1" data-bbox="834 1188 1457 1314"> <thead> <tr> <th>溢水の性状</th> <th>溢水の密度(kg/m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>純水</td> <td>1000</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>1030</td> </tr> </tbody> </table>	溢水の性状	溢水の密度(kg/m ³)	純水	1000	海水	1030	<p>a. 溢水による静水圧荷重 (P h)</p> <p>溢水による静水圧荷重 (P h) は、次式を用いて算出する。なお、荷重の算出に用いる密度 (ρ) は、想定される溢水源から純水又は海水とする。</p> <p>溢水による静水圧荷重の説明図を図 4-1 に、強度評価に用いる溢水の密度を表 4-2 に示す。</p> $P h = \rho \cdot g \cdot h \cdot 10^{-3}$  <p>図 4-1 溢水による静水圧荷重の説明図</p> <p>表 4-2 強度評価に用いる溢水の密度</p> <table border="1" data-bbox="1498 1188 2122 1314"> <thead> <tr> <th>溢水の性状</th> <th>溢水の密度(kg/m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>純水</td> <td>1000</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>1030</td> </tr> </tbody> </table>	溢水の性状	溢水の密度(kg/m ³)	純水	1000	海水	1030	<p>・差異なし</p>
溢水の性状	溢水の密度(kg/m ³)														
純水	1000														
海水	1030														
溢水の性状	溢水の密度(kg/m ³)														
純水	1000														
海水	1030														
	<p>4.2 許容限界</p> <p>許容限界は、溢水による静水圧荷重を考慮した施設ごとの構造強度設計上の性能目標及び機能維持の評価方針を踏まえて、評価対象部位ごとに設定する。</p> <p>「4.1 荷重及び荷重の組合せ」で設定している荷重及び荷重の組合せを含めた、施設ごとの評価対象部位における許容限界を表 4-3 に示す。</p> <p>各施設の許容限界の詳細は、各計算書で評価対象部位の機能損傷モードを踏まえ評価項目を選定</p>	<p>4.2 許容限界</p> <p>許容限界は、溢水による静水圧荷重を考慮した施設ごとの構造強度設計上の性能目標及び機能維持の評価方針を踏まえて、評価対象部位ごとに設定する。</p> <p>「4.1 荷重及び荷重の組合せ」で設定している荷重及び荷重の組合せを含めた、施設ごとの評価対象部位における許容限界を表 4-3 に示す。</p> <p>各施設の許容限界の詳細は、各計算書で評価対象部位の機能損傷モードを踏まえ評価項目を選定し、</p>	<p>・差異なし</p>												

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	し、評価対象部位ごとに許容限界を設定する。	評価対象部位ごとに許容限界を設定する。	
	<p>4.2.1 施設ごとの評価対象部位における許容限界</p> <p>(1) 水密扉 水密扉の許容限界は、構造強度設計上の性能目標及び機能維持の評価方針を踏まえ評価対象部位ごとに設定する。</p> <p>a. 扉板、芯材及び締付装置部 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、構造部材の健全性を維持する設計とするために、扉板、芯材及び締付装置部が、おおむね弾性状態にとどまることを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-((社)日本建築学会, 2005 改定)」を踏まえた短期許容応力度を許容限界として設定する。</p> <p>b. アンカーボルト 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、構造部材の健全性を維持する設計とするために、アンカーボルトが、おおむね弾性状態にとどまることを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、「各種合成構造設計指針・同解説 ((社) 日本建築学会, 2010 改定)」に基づき算定し、許容限界として設定する。</p> <p>(2) 水密扉付止水堰</p> <p>a. 水密扉部</p> <p>(a) 扉板、芯材及び締付装置部 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、構造部材の健全性を維持する設計とするために、扉板、芯材及び締付装置</p>	<p>4.2.1 施設ごとの評価対象部位における許容限界</p> <p>(1) 水密扉 水密扉の許容限界は、構造強度設計上の性能目標及び機能維持の評価方針を踏まえ評価対象部位ごとに設定する。</p> <p>a. 扉板、芯材及び締付装置部 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、構造部材の健全性を維持する設計とするために、扉板、芯材及び締付装置部が、おおむね弾性状態にとどまることを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-((社)日本建築学会, 2005 改定)」を踏まえた短期許容応力度を許容限界として設定する。</p> <p>b. アンカーボルト 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、構造部材の健全性を維持する設計とするために、アンカーボルトが、おおむね弾性状態にとどまることを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、「各種合成構造設計指針・同解説 ((社) 日本建築学会, 2010 改定)」に基づき算定し、許容限界として設定する。</p> <p>(2) 水密扉付止水堰</p> <p>a. 水密扉部</p> <p>(a) 扉板、芯材及び締付装置部 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、構造部材の健全性を維持する設計とするために、扉板、芯材及び締付装置部</p>	<p>・差異なし</p>

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>部の構造部材が、おおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることを踏まえ、「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-((社)日本建築学会,2005改定)」を踏まえた短期許容応力度を許容限界として設定する。</p> <p>(b) アンカーボルト 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、構造部材の健全性を維持する設計とするために、アンカーボルトが、おおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることを踏まえ、「各種合成構造設計指針・同解説 ((社)日本建築学会,2010改定)」に基づき算定し、許容限界として設定する。</p> <p>b. 止水堰部 (a) 鋼製板及び芯材 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、構造部材の健全性を維持する設計とするために、鋼製板及び芯材の構造部材が、おおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることを踏まえ、「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-((社)日本建築学会,2005改定)」を踏まえた短期許容応力度を許容限界として設定する。</p> <p>(b) アンカーボルト 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、構造部材の健全性を維持する設計とするために、アンカーボルトが、おおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることを踏まえ、「各種</p>	<p>の構造部材が、おおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることを踏まえ、「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-((社)日本建築学会,2005改定)」を踏まえた短期許容応力度を許容限界として設定する。</p> <p>(b) アンカーボルト 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、構造部材の健全性を維持する設計とするために、アンカーボルトが、おおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることを踏まえ、「各種合成構造設計指針・同解説 ((社)日本建築学会,2010改定)」に基づき算定し、許容限界として設定する。</p> <p>b. 止水堰部 (a) 鋼製板及び芯材 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、構造部材の健全性を維持する設計とするために、鋼製板及び芯材の構造部材が、おおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることを踏まえ、「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-((社)日本建築学会,2005改定)」を踏まえた短期許容応力度を許容限界として設定する。</p> <p>(b) アンカーボルト 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、構造部材の健全性を維持する設計とするために、アンカーボルトが、おおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることを踏まえ、「各種合</p>	<p>・差異なし</p>

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>合成構造設計指針・同解説（(社)日本建築学会, 2010 改定)」に基づき算定し, 許容限界として設定する。</p> <p>(3) 溢水伝播防止堰 溢水伝播防止堰の許容限界は, 構造強度設計上の性能目標及び機能維持の評価方針を踏まえ評価対象部位ごとに設定する。</p> <p>a. 鋼製板及び止水板 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し, 構造部材の健全性を維持する設計とするために, 鋼製板及び止水板が, おおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることを踏まえ, 「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-(社)日本建築学会, 2005 改定)」を踏まえた短期許容応力度を許容限界として設定する。</p> <p>b. コンクリート, <u>アンカー筋</u>及び縦筋 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し, 構造部材の健全性を維持する設計とするために, コンクリート, <u>アンカー筋</u>及び縦筋の構造部材が, おおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることを踏まえ, <u>コンクリートについては「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説-許容応力度設計法-」(社)日本建築学会, 1999年改定)を踏まえた短期許容応力度を許容限界とし, <u>アンカー筋及び縦筋については「各種合成構造設計指針・同解説(社)日本建築学会, 2010 改定)」に基づき算定し, 許容限界として設定する。</u></u></p>	<p>成構造設計指針・同解説（(社)日本建築学会, 2010 改定)」に基づき算定し, 許容限界として設定する。</p> <p>(3) 溢水伝播防止堰 溢水伝播防止堰の許容限界は, 構造強度設計上の性能目標及び機能維持の評価方針を踏まえ評価対象部位ごとに設定する。</p> <p>a. 鋼製板, <u>H形鋼</u>及び止水板 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し, 構造部材の健全性を維持する設計とするために, 鋼製板, <u>H形鋼</u>及び止水板が, おおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることを踏まえ, 「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-(社)日本建築学会, 2005 改定)」を踏まえた短期許容応力度を許容限界として設定する。</p> <p>b. コンクリート及び縦筋 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し, 構造部材の健全性を維持する設計とするために, コンクリート及び縦筋の構造部材が, おおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることを踏まえ, 「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説-許容応力度設計法-(社)日本建築学会, 1999年改定)」による短期許容応力度を<u>算定し, 許容限界として設定する。</u></p>	<p>・記載の適正化 (H型鋼追記)</p> <p>・記載の適正化 (アンカー筋を以下 d. へ記載)</p>

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>c. 梁材, 柱材及びベースプレート 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し, 構造部材の構造健全性を維持する設計とするために, 梁材, 柱材及びベースプレートが, おおむね弾性状態にとどまることを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ, 「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-」((社)日本建築学会, 2005年改定)における短期許容応力度を許容限界として設定する。</p> <p>d. アンカーボルト 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し, 構造部材の健全性を維持する設計とするために, アンカーボルトが, おおむね弾性状態にとどまることを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ, 「各種合成構造設計指針・同解説((社)日本建築学会, 2010改定)」に基づき算定し, 許容限界として設定する。</p> <p>(4) 管理区域外伝播防止堰 管理区域外伝播防止堰の許容限界は, 構造強度設計上の性能目標及び機能維持の評価方針を踏まえ評価対象部位ごとに設定する。</p> <p>a. 鋼製板 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し, 構造部材の健全性を維持する設計とするために, 鋼製板が, おおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることを踏まえ, 許容限界は, 「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-((社)日本建築学会, 2005改定)」を踏まえた, 短期許容応力度を許容限界として設定する。</p>	<p>c. 梁材, 柱材, <u>枠材</u>及びベースプレート 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し, 構造部材の構造健全性を維持する設計とするために, 梁材, 柱材及びベースプレートが, おおむね弾性状態にとどまることを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ, 「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-」((社)日本建築学会, 2005年改定)における短期許容応力度を許容限界として設定する。</p> <p>d. アンカーボルト<u>及びアンカー筋</u> 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し, 構造部材の健全性を維持する設計とするために, アンカーボルト<u>及びアンカー筋</u>が, おおむね弾性状態にとどまることを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ, 「各種合成構造設計指針・同解説((社)日本建築学会, 2010改定)」に基づき算定し, 許容限界として設定する。</p> <p>(4) 管理区域外伝播防止堰 管理区域外伝播防止堰の許容限界は, 構造強度設計上の性能目標及び機能維持の評価方針を踏まえ評価対象部位ごとに設定する。</p> <p>a. 鋼製板<u>及び柱</u> 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し, 構造部材の健全性を維持する設計とするために, 鋼製板<u>及び柱</u>が, おおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることを踏まえ, 許容限界は, 「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-((社)日本建築学会, 2005改定)」を踏まえた, 短期許容応力度を許容限界として設定する。</p>	<p>・設工認申請号機の違いによる差異</p> <p>・記載の適正化 (アンカー筋を上記 b. より記載箇所変更)</p> <p>設工認申請号機の違いによる差異</p>

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>b. <u>コンクリート、アンカー筋及び縦筋</u></p> <p>発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、構造部材の健全性を維持する設計とするために、コンクリート、アンカー筋及び縦筋の構造部材が、おおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることを踏まえ、<u>コンクリートについては「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説-許容応力度設計法-」</u>（(社)日本建築学会，1999年改定）<u>を踏まえた短期許容応力度を許容限界とし、アンカー筋及び縦筋については「各種合成構造設計指針・同解説（(社)日本建築学会，2010改定）」に基づき算定し、許容限界として設定する。</u></p> <p>c. アンカーボルト</p> <p>発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、構造部材の健全性を維持する設計とするために、アンカーボルトが、おおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることから、許容限界は、「各種合成構造設計指針・同解説（(社)日本建築学会，2010改定）」に基づき算定し、許容限界として設定する。</p>	<p>b. <u>コンクリート</u></p> <p>発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、構造部材の健全性を維持する設計とするために、コンクリートの構造部材が、おおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることを踏まえ、「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説-許容応力度設計法-（(社)日本建築学会，1999年改定）」<u>による短期許容応力度を算定し、許容限界として設定する。</u></p> <p>c. アンカーボルト、<u>インサートボルト及びアンカー筋</u></p> <p>発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、構造部材の健全性を維持する設計とするために、アンカーボルト、<u>インサートボルト及びアンカー筋</u>が、おおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることから、許容限界は、「各種合成構造設計指針・同解説（(社)日本建築学会，2010改定）」に基づき算定し、許容限界として設定する。</p> <p>d. <u>ハンドル</u></p> <p><u>発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、構造部材の健全性を維持する設計とするために、ハンドルが、おおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることから、ハンドルの基本定格荷重を許容限界として設定する。</u></p>	<p>・記載の適正化 (アンカー筋を以下c.へ記載)</p> <p>設工認申請号機の違いによる差異</p> <p>設工認申請号機の違いによる差異</p>

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>(5) 床ドレンライン浸水防止治具 床ドレンライン浸水防止治具の許容限界は、構造強度設計上の性能目標及び機能維持の評価方針を踏まえ評価対象部位ごとに設定する。</p> <p>a. フロート式治具 (a) 弁本体及びフロートガイド 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、構造部材の健全性を維持する設計とするために弁本体及びフロートガイドの構造部材が、おおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることから、「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2005年度版(2007年追補版を含む)) <第I編 軽水炉規格> J S M E S N C 1-2005/2007」(日本機械学会)に準じた供用状態Cの許容応力(許容応力状態Ⅲ_AS)を許容限界として設定する。</p>	<p>(5) 床ドレンライン浸水防止治具 床ドレンライン浸水防止治具の許容限界は、構造強度設計上の性能目標及び機能維持の評価方針を踏まえ評価対象部位ごとに設定する。</p> <p>a. フロート式治具 (a) 弁本体及びフロートガイド 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、構造部材の健全性を維持する設計とするために弁本体及びフロートガイドの構造部材が、おおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることから、「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2005年度版(2007年追補版を含む)) <第I編 軽水炉規格> J S M E S N C 1-2005/2007 (日本機械学会)」に準じた供用状態Cの許容応力(許容応力状態Ⅲ_AS)を許容限界として設定する。</p>	<p>・差異なし</p>

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>(b) フロート及び取付部 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、構造部材の健全性を保持する設計とするためにフロート及び取付部がおおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることから、水圧試験で確認した水圧を許容限界として設定する。</p> <p>b. スプリング式治具</p> <p>(a) 弁本体・ガイド、ばねガイド、弁体 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、構造部材の健全性を保持する設計とするために弁本体・ガイド、ばねガイド、弁体の構造部材が、おおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることから、許容限界は、「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2005年度版（2007年追補版を含む））＜第I編 軽水炉規格＞ JSME S NC1-2005/2007」（日本機械学会）に準じた供用状態Cの許容応力（許容応力状態Ⅲ_AS）を許容限界として設定する。</p> <p>(b) 弁体、取付部 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、構造部材の健全性を保持する設計とするために弁体及び取付部がおおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることから、水圧試験で確認した水圧を許容限界として設定する。</p> <p>c. 閉止キャップ 発生を想定する溢水による静水圧荷重に</p>	<p>(b) フロート及び取付部 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、構造部材の健全性を保持する設計とするためにフロート及び取付部がおおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることから、水圧試験で確認した水圧を許容限界として設定する。</p> <p>b. スプリング式治具</p> <p>(a) 弁本体・ガイド、ばねガイド、弁体 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、構造部材の健全性を保持する設計とするために弁本体・ガイド、ばねガイド、弁体の構造部材が、おおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることから、許容限界は、「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2005年度版（2007年追補版を含む））＜第I編 軽水炉規格＞ JSME S NC1-2005/2007」（日本機械学会）」に準じた供用状態Cの許容応力（許容応力状態Ⅲ_AS）を許容限界として設定する。</p> <p>(b) 弁体、取付部 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、構造部材の健全性を保持する設計とするために弁体及び取付部がおおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることから、水圧試験で確認した水圧を許容限界として設定する。</p> <p>c. 閉止キャップ 発生を想定する溢水による静水圧荷重に</p>	<p>・差異なし</p>

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>対し、有意な漏えいが生じないことを確認する評価方針としていることから、水圧試験で確認した水圧を許容限界として設定する。</p> <p>d. 閉止栓 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、有意な漏えいが生じないことを確認する評価方針としていることから、水圧試験で確認した水圧を許容限界として設定する。</p> <p>(6) 貫通部止水処置 貫通部止水処置の許容限界は、構造強度設計上の性能目標及び機能維持の評価方針を踏まえ評価対象部位ごとに設定する。</p> <p>a. シール材 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、貫通口と貫通物の隙間に施工するシール材が、有意な漏えいが生じないことを確認する評価方針としていることから、水圧試験で確認した水圧を許容限界として設定する。</p> <p>b. ブーツ 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、貫通口と貫通物の隙間に施工するブーツが、有意な漏えいが生じないことを確認する評価方針としていることから、水圧試験で確認した水圧を許容限界として設定する。</p> <p>c. モルタル 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、貫通口と貫通物の隙間に施工するモ</p>	<p>対し、有意な漏えいが生じないことを確認する評価方針としていることから、水圧試験で確認した水圧を許容限界として設定する。</p> <p>d. 閉止栓 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、有意な漏えいが生じないことを確認する評価方針としていることから、水圧試験で確認した水圧を許容限界として設定する。</p> <p>(6) 貫通部止水処置 貫通部止水処置の許容限界は、構造強度設計上の性能目標及び機能維持の評価方針を踏まえ評価対象部位ごとに設定する。</p> <p>a. シール材 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、貫通口と貫通物の隙間に施工するシール材が、有意な漏えいが生じないことを確認する評価方針としていることから、水圧試験で確認した水圧を許容限界として設定する。</p> <p>b. ブーツ 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、貫通口と貫通物の隙間に施工するブーツが、有意な漏えいが生じないことを確認する評価方針としていることから、水圧試験で確認した水圧を許容限界として設定する。</p> <p>c. モルタル 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、貫通口と貫通物の隙間に施工するモル</p>	<p>・差異なし</p>

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>ルタルが、おおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることから、許容限界は、「コンクリート標準示方書〔構造性能照査編〕」((社)土木学会, 2002年制定)に基づき算定し、許容付着荷重として設定する。</p> <p>d. 鉄板 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、貫通口 <u>または貫通口と貫通物の隙間に施工する鉄板</u>が、おおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることから、許容限界は、「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2005年度版(2007年追補版を含む)) <第I編 軽水炉規格> JSME S NC1-2005/2007」(日本機械学会)に準じた供用状態Cの許容応力(許容応力状態Ⅲ_AS)を許容限界として設定する。</p> <p>e. <u>フラップゲート</u> 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、空調ダクト開口部に施工する <u>フラップゲート</u>が、<u>おおむね弾性状態にとどまる</u>ことを確認する評価方針としていることから、水圧試験で確認した水圧を許容限界として設定する。</p>	<p>タルが、おおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることから、許容限界は、「コンクリート標準示方書〔構造性能照査編〕」((社)土木学会, 2002年制定)に基づき算定し、許容付着荷重として設定する。</p> <p>d. 鉄板 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、貫通口に施工する鉄板が、おおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることから、許容限界は、「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2005年度版(2007年追補版を含む)) <第I編 軽水炉規格> JSME S NC1-2005/2007 (日本機械学会)」に準じた供用状態Cの許容応力(許容応力状態Ⅲ_AS)を許容限界として設定する。</p> <p>e. <u>止水ダンパ</u> (a) <u>止水ダンパ</u> 発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、空調ダクト開口部に施工する <u>止水ダンパ</u>が、<u>有意な漏えいが生じない</u>ことを確認する評価方針としていることから、水圧試験で確認した水圧、<u>以下の値</u>を許容限界として設定する。</p>	<p>設工認申請号機の違いによる差異</p> <p>・表記上の差異</p> <p>設工認申請号機の違いによる差異 (製品(製造メーカー)の差異)</p>

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>f. ケーブルトレイ金属ボックス</p> <p>発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、<u>貫通口と貫通物の隙間に施工する金属ボックス及びアンカーボルト</u>が、おおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることを踏まえ、「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2005年版（2007年追補含む））J S M E S N C 1－2005／2007（（社）日本機械学会）」に準じた供用状態Cの許容応力（許容応力状態Ⅲ_AS）を許容限界として設定する。</p>	<p>(b) アンカーボルト</p> <p>発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、<u>構造部材の健全性を維持する設計とするために、アンカーボルトが、おおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることを踏まえ、「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2005年版（2007年追補含む））J S M E S N C 1－2005／2007（（社）日本機械学会）」に準じた供用状態Cの許容応力（許容応力状態Ⅲ_AS）を許容限界として設定する。</u></p> <p>f. ケーブルトレイ金属ボックス</p> <p>(a) 金属ボックス</p> <p>発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、<u>貫通口と貫通物の隙間に施工する金属ボックスが、有意な漏えいが生じないことを確認する評価方針としていることから、水圧試験で確認した水圧を許容限界として設定する。</u></p> <p>(b) アンカーボルト</p> <p>発生を想定する溢水による静水圧荷重に対し、<u>構造部材の健全性を維持する設計とするために、アンカーボルトが、おおむね弾性状態にとどまることを確認する評価方針としていることを踏まえ、「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2005年版（2007年追補含む））J S M E S N C 1－2005／2007（（社）日本機械学会）」に準じた供用状態Cの許容応力（許容応力状態Ⅲ_AS）を許容限界として設定する。</u></p>	<p>・設工認申請号機の違いによる差異 （プラントメーカーの違いによる、構造差異）</p>

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較																																																												
	<p>表4-3 施設ごとの評価対象部位の許容限界 (1/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">荷重の組合せ</th> <th rowspan="2">評価対象部位</th> <th colspan="2">機能損傷モード</th> <th rowspan="2">許容限界</th> </tr> <tr> <th>応力等の状態</th> <th>限界状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">水密扉</td> <td rowspan="3">Ph</td> <td>扉板, 芯材</td> <td>曲げ, せん断</td> <td rowspan="3">部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態</td> <td rowspan="3">「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-」(社)日本建築学会, 2005年改定)を踏まえ, 短期許容応力度以下とする。</td> </tr> <tr> <td>締付装置部</td> <td>曲げ, せん断, 引張り</td> </tr> <tr> <td>アンカーボルト</td> <td>引張り, せん断</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">水密扉付止水堰</td> <td rowspan="4">Ph</td> <td><水密扉部> 扉板, 芯材</td> <td>曲げ, せん断</td> <td rowspan="4">部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態</td> <td rowspan="4">「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-」(社)日本建築学会, 2005年改定)を踏まえ, 短期許容応力度以下とする。</td> </tr> <tr> <td><水密扉部> 締付装置部</td> <td>曲げ, せん断, 引張り</td> </tr> <tr> <td><止水堰部> 鋼製板, 芯材</td> <td>曲げ, せん断</td> </tr> <tr> <td>アンカーボルト</td> <td>引張り, せん断</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	荷重の組合せ	評価対象部位	機能損傷モード		許容限界	応力等の状態	限界状態	水密扉	Ph	扉板, 芯材	曲げ, せん断	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態	「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-」(社)日本建築学会, 2005年改定)を踏まえ, 短期許容応力度以下とする。	締付装置部	曲げ, せん断, 引張り	アンカーボルト	引張り, せん断	水密扉付止水堰	Ph	<水密扉部> 扉板, 芯材	曲げ, せん断	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態	「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-」(社)日本建築学会, 2005年改定)を踏まえ, 短期許容応力度以下とする。	<水密扉部> 締付装置部	曲げ, せん断, 引張り	<止水堰部> 鋼製板, 芯材	曲げ, せん断	アンカーボルト	引張り, せん断	<p>表4-3 施設ごとの評価対象部位の許容限界 (1/6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">荷重の組合せ</th> <th rowspan="2">評価対象部位</th> <th colspan="2">機能損傷モード</th> <th rowspan="2">許容限界</th> </tr> <tr> <th>応力等の状態</th> <th>限界状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">水密扉</td> <td rowspan="3">Ph</td> <td>扉板, 芯材</td> <td>曲げ, せん断</td> <td rowspan="3">部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態</td> <td rowspan="3">「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-」(社)日本建築学会, 2005年改定)を踏まえ, 短期許容応力度以下とする。</td> </tr> <tr> <td>締付装置部</td> <td>曲げ, せん断, 引張り</td> </tr> <tr> <td>アンカーボルト</td> <td>引張り, せん断</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">水密扉付止水堰</td> <td rowspan="4">Ph</td> <td><水密扉部> 扉板, 芯材</td> <td>曲げ, せん断</td> <td rowspan="4">部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態</td> <td rowspan="4">「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-」(社)日本建築学会, 2005年改定)を踏まえ, 短期許容応力度以下とする。</td> </tr> <tr> <td><水密扉部> 締付装置部</td> <td>曲げ, せん断, 引張り</td> </tr> <tr> <td><止水堰部> 鋼製板, 芯材</td> <td>曲げ, せん断</td> </tr> <tr> <td>アンカーボルト</td> <td>引張り, せん断</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	荷重の組合せ	評価対象部位	機能損傷モード		許容限界	応力等の状態	限界状態	水密扉	Ph	扉板, 芯材	曲げ, せん断	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態	「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-」(社)日本建築学会, 2005年改定)を踏まえ, 短期許容応力度以下とする。	締付装置部	曲げ, せん断, 引張り	アンカーボルト	引張り, せん断	水密扉付止水堰	Ph	<水密扉部> 扉板, 芯材	曲げ, せん断	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態	「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-」(社)日本建築学会, 2005年改定)を踏まえ, 短期許容応力度以下とする。	<水密扉部> 締付装置部	曲げ, せん断, 引張り	<止水堰部> 鋼製板, 芯材	曲げ, せん断	アンカーボルト	引張り, せん断	<p>・差異なし</p>
施設名	荷重の組合せ				評価対象部位	機能損傷モード		許容限界																																																							
		応力等の状態	限界状態																																																												
水密扉	Ph	扉板, 芯材	曲げ, せん断	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態	「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-」(社)日本建築学会, 2005年改定)を踏まえ, 短期許容応力度以下とする。																																																										
		締付装置部	曲げ, せん断, 引張り																																																												
		アンカーボルト	引張り, せん断																																																												
水密扉付止水堰	Ph	<水密扉部> 扉板, 芯材	曲げ, せん断	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態	「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-」(社)日本建築学会, 2005年改定)を踏まえ, 短期許容応力度以下とする。																																																										
		<水密扉部> 締付装置部	曲げ, せん断, 引張り																																																												
		<止水堰部> 鋼製板, 芯材	曲げ, せん断																																																												
		アンカーボルト	引張り, せん断																																																												
施設名	荷重の組合せ	評価対象部位	機能損傷モード		許容限界																																																										
			応力等の状態	限界状態																																																											
水密扉	Ph	扉板, 芯材	曲げ, せん断	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態	「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-」(社)日本建築学会, 2005年改定)を踏まえ, 短期許容応力度以下とする。																																																										
		締付装置部	曲げ, せん断, 引張り																																																												
		アンカーボルト	引張り, せん断																																																												
水密扉付止水堰	Ph	<水密扉部> 扉板, 芯材	曲げ, せん断	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態	「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-」(社)日本建築学会, 2005年改定)を踏まえ, 短期許容応力度以下とする。																																																										
		<水密扉部> 締付装置部	曲げ, せん断, 引張り																																																												
		<止水堰部> 鋼製板, 芯材	曲げ, せん断																																																												
		アンカーボルト	引張り, せん断																																																												

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較																																																				
	<p>表4-3 施設ごとの評価対象部位の許容限界 (2/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">荷重の組合せ</th> <th rowspan="2">評価対象部位</th> <th colspan="2">機能損傷モード</th> <th rowspan="2">許容限界</th> </tr> <tr> <th>応力等の状態</th> <th>限界状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">溢水伝播防止堰</td> <td rowspan="4">P h</td> <td>鋼製板 止水板 梁材 柱材 ベースプレート</td> <td>曲げ, せん断</td> <td></td> <td>「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-」(社)日本建築学会, 2005年改定)を踏まえ短期許容応力度以下とする。</td> </tr> <tr> <td>アンカーボルト</td> <td>引張り, せん断</td> <td></td> <td>「各種合成構造設計指針・同解説」(社)日本建築学会, 2010年改定)を踏まえ短期許容荷重以下とする。</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>圧縮, せん断</td> <td>部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態</td> <td>「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説-許容応力度設計法-」(社)日本建築学会, 1999年改定)を踏まえ短期許容応力度以下とする。</td> </tr> <tr> <td>アンカー筋, 縦筋</td> <td>引張り, せん断</td> <td></td> <td>「各種合成構造設計指針・同解説」(社)日本建築学会, 2010年改定)を踏まえ短期許容荷重以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	荷重の組合せ	評価対象部位	機能損傷モード		許容限界	応力等の状態	限界状態	溢水伝播防止堰	P h	鋼製板 止水板 梁材 柱材 ベースプレート	曲げ, せん断		「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-」(社)日本建築学会, 2005年改定)を踏まえ短期許容応力度以下とする。	アンカーボルト	引張り, せん断		「各種合成構造設計指針・同解説」(社)日本建築学会, 2010年改定)を踏まえ短期許容荷重以下とする。	コンクリート	圧縮, せん断	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態	「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説-許容応力度設計法-」(社)日本建築学会, 1999年改定)を踏まえ短期許容応力度以下とする。	アンカー筋, 縦筋	引張り, せん断		「各種合成構造設計指針・同解説」(社)日本建築学会, 2010年改定)を踏まえ短期許容荷重以下とする。	<p>表4-3 施設ごとの評価対象部位の許容限界 (2/6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">荷重の組合せ</th> <th rowspan="2">評価対象部位</th> <th colspan="2">機能損傷モード</th> <th rowspan="2">許容限界</th> </tr> <tr> <th>応力等の状態</th> <th>限界状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">溢水伝播防止堰</td> <td rowspan="4">P h</td> <td>鋼製板 止水板 H形鋼 梁材 柱材 枠材 ベースプレート</td> <td>曲げ, せん断</td> <td></td> <td>「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-」(社)日本建築学会, 2005年改定)を踏まえ短期許容応力度以下とする。</td> </tr> <tr> <td>アンカーボルト アンカー筋</td> <td>引張り, せん断</td> <td></td> <td>「各種合成構造設計指針・同解説」(社)日本建築学会, 2010年改定)を踏まえ短期許容荷重以下とする。</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>圧縮, せん断</td> <td>部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態</td> <td>「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説-許容応力度設計法-」(社)日本建築学会, 1999年改定)を踏まえ短期許容応力度以下とする。</td> </tr> <tr> <td>縦筋</td> <td>引張り, せん断</td> <td></td> <td>「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説-許容応力度設計法-」(社)日本建築学会, 1999年改定)を踏まえ短期許容応力度以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	荷重の組合せ	評価対象部位	機能損傷モード		許容限界	応力等の状態	限界状態	溢水伝播防止堰	P h	鋼製板 止水板 H形鋼 梁材 柱材 枠材 ベースプレート	曲げ, せん断		「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-」(社)日本建築学会, 2005年改定)を踏まえ短期許容応力度以下とする。	アンカーボルト アンカー筋	引張り, せん断		「各種合成構造設計指針・同解説」(社)日本建築学会, 2010年改定)を踏まえ短期許容荷重以下とする。	コンクリート	圧縮, せん断	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態	「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説-許容応力度設計法-」(社)日本建築学会, 1999年改定)を踏まえ短期許容応力度以下とする。	縦筋	引張り, せん断		「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説-許容応力度設計法-」(社)日本建築学会, 1999年改定)を踏まえ短期許容応力度以下とする。	<p>記載の適正化 (H型鋼追記, アンカー筋記載箇所変更)</p>
施設名	荷重の組合せ				評価対象部位	機能損傷モード		許容限界																																															
		応力等の状態	限界状態																																																				
溢水伝播防止堰	P h	鋼製板 止水板 梁材 柱材 ベースプレート	曲げ, せん断		「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-」(社)日本建築学会, 2005年改定)を踏まえ短期許容応力度以下とする。																																																		
		アンカーボルト	引張り, せん断		「各種合成構造設計指針・同解説」(社)日本建築学会, 2010年改定)を踏まえ短期許容荷重以下とする。																																																		
		コンクリート	圧縮, せん断	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態	「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説-許容応力度設計法-」(社)日本建築学会, 1999年改定)を踏まえ短期許容応力度以下とする。																																																		
		アンカー筋, 縦筋	引張り, せん断		「各種合成構造設計指針・同解説」(社)日本建築学会, 2010年改定)を踏まえ短期許容荷重以下とする。																																																		
施設名	荷重の組合せ	評価対象部位	機能損傷モード		許容限界																																																		
			応力等の状態	限界状態																																																			
溢水伝播防止堰	P h	鋼製板 止水板 H形鋼 梁材 柱材 枠材 ベースプレート	曲げ, せん断		「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-」(社)日本建築学会, 2005年改定)を踏まえ短期許容応力度以下とする。																																																		
		アンカーボルト アンカー筋	引張り, せん断		「各種合成構造設計指針・同解説」(社)日本建築学会, 2010年改定)を踏まえ短期許容荷重以下とする。																																																		
		コンクリート	圧縮, せん断	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態	「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説-許容応力度設計法-」(社)日本建築学会, 1999年改定)を踏まえ短期許容応力度以下とする。																																																		
		縦筋	引張り, せん断		「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説-許容応力度設計法-」(社)日本建築学会, 1999年改定)を踏まえ短期許容応力度以下とする。																																																		

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較																																																						
	<p>表4-3 施設ごとの評価対象部位の許容限界(3/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名称</th> <th rowspan="2">荷重の組合せ</th> <th rowspan="2">評価対象部位</th> <th colspan="2">機能損傷モード</th> <th rowspan="2">許容限界</th> </tr> <tr> <th>応力等の状態</th> <th>限界状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">管理区域外伝播防止堰</td> <td rowspan="4">Ph</td> <td>鋼製板</td> <td>圧縮, せん断</td> <td rowspan="4">部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態</td> <td>「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-」(〈社)日本建築学会, 2005年改定)を踏まえ短期許容応力度以下とする。</td> </tr> <tr> <td>アンカーボルト</td> <td>引張り, せん断</td> <td>「各種合成構造設計指針・同解説」(〈社)日本建築学会, 2010年改定)を踏まえ短期許容荷重以下とする。</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>圧縮, せん断</td> <td>「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説-許容応力度設計法-」(〈社)日本建築学会, 1999年改定)を踏まえ短期許容応力度以下とする。</td> </tr> <tr> <td>アンカー筋, 縦筋</td> <td>引張り, せん断</td> <td>「各種合成構造設計指針・同解説」(〈社)日本建築学会, 2010年改定)を踏まえ短期許容荷重以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	荷重の組合せ	評価対象部位	機能損傷モード		許容限界	応力等の状態	限界状態	管理区域外伝播防止堰	Ph	鋼製板	圧縮, せん断	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態	「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-」(〈社)日本建築学会, 2005年改定)を踏まえ短期許容応力度以下とする。	アンカーボルト	引張り, せん断	「各種合成構造設計指針・同解説」(〈社)日本建築学会, 2010年改定)を踏まえ短期許容荷重以下とする。	コンクリート	圧縮, せん断	「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説-許容応力度設計法-」(〈社)日本建築学会, 1999年改定)を踏まえ短期許容応力度以下とする。	アンカー筋, 縦筋	引張り, せん断	「各種合成構造設計指針・同解説」(〈社)日本建築学会, 2010年改定)を踏まえ短期許容荷重以下とする。	<p>表4-3 施設ごとの評価対象部位の許容限界(3/6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名称</th> <th rowspan="2">荷重の組合せ</th> <th rowspan="2">評価対象部位</th> <th colspan="2">機能損傷モード</th> <th rowspan="2">許容限界</th> </tr> <tr> <th>応力等の状態</th> <th>限界状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">管理区域外伝播防止堰</td> <td rowspan="6">Ph</td> <td>鋼製板 柱</td> <td>曲げ, せん断</td> <td rowspan="6">部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態</td> <td>「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-」(〈社)日本建築学会, 2005年改定)を踏まえ短期許容応力度以下とする。</td> </tr> <tr> <td>アンカーボルト アンカー筋 インサートボルト</td> <td>引張り, せん断</td> <td>「各種合成構造設計指針・同解説」(〈社)日本建築学会, 2010年改定)を踏まえ短期許容荷重以下とする。</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>圧縮, せん断</td> <td>「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説-許容応力度設計法-」(〈社)日本建築学会, 1999年改定)を踏まえ短期許容応力度以下とする。</td> </tr> <tr> <td>縦筋</td> <td>引張り, せん断</td> <td>「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説-許容応力度設計法-」(〈社)日本建築学会, 1999年改定)を踏まえ短期許容応力度以下とする。</td> </tr> <tr> <td>ハンドル</td> <td>せん断</td> <td>基本定荷重以下とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	荷重の組合せ	評価対象部位	機能損傷モード		許容限界	応力等の状態	限界状態	管理区域外伝播防止堰	Ph	鋼製板 柱	曲げ, せん断	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態	「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-」(〈社)日本建築学会, 2005年改定)を踏まえ短期許容応力度以下とする。	アンカーボルト アンカー筋 インサートボルト	引張り, せん断	「各種合成構造設計指針・同解説」(〈社)日本建築学会, 2010年改定)を踏まえ短期許容荷重以下とする。	コンクリート	圧縮, せん断	「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説-許容応力度設計法-」(〈社)日本建築学会, 1999年改定)を踏まえ短期許容応力度以下とする。	縦筋	引張り, せん断	「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説-許容応力度設計法-」(〈社)日本建築学会, 1999年改定)を踏まえ短期許容応力度以下とする。	ハンドル	せん断	基本定荷重以下とする。						<p>設工認申請号機の違いによる差異 (構造差異：柱，インサートボルト，ハンドル)</p> <p>記載の適正化 (アンカー筋記載箇所変更)</p>
施設名称	荷重の組合せ				評価対象部位	機能損傷モード		許容限界																																																	
		応力等の状態	限界状態																																																						
管理区域外伝播防止堰	Ph	鋼製板	圧縮, せん断	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態	「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-」(〈社)日本建築学会, 2005年改定)を踏まえ短期許容応力度以下とする。																																																				
		アンカーボルト	引張り, せん断		「各種合成構造設計指針・同解説」(〈社)日本建築学会, 2010年改定)を踏まえ短期許容荷重以下とする。																																																				
		コンクリート	圧縮, せん断		「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説-許容応力度設計法-」(〈社)日本建築学会, 1999年改定)を踏まえ短期許容応力度以下とする。																																																				
		アンカー筋, 縦筋	引張り, せん断		「各種合成構造設計指針・同解説」(〈社)日本建築学会, 2010年改定)を踏まえ短期許容荷重以下とする。																																																				
施設名称	荷重の組合せ	評価対象部位	機能損傷モード		許容限界																																																				
			応力等の状態	限界状態																																																					
管理区域外伝播防止堰	Ph	鋼製板 柱	曲げ, せん断	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態	「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-」(〈社)日本建築学会, 2005年改定)を踏まえ短期許容応力度以下とする。																																																				
		アンカーボルト アンカー筋 インサートボルト	引張り, せん断		「各種合成構造設計指針・同解説」(〈社)日本建築学会, 2010年改定)を踏まえ短期許容荷重以下とする。																																																				
		コンクリート	圧縮, せん断		「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説-許容応力度設計法-」(〈社)日本建築学会, 1999年改定)を踏まえ短期許容応力度以下とする。																																																				
		縦筋	引張り, せん断		「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説-許容応力度設計法-」(〈社)日本建築学会, 1999年改定)を踏まえ短期許容応力度以下とする。																																																				
		ハンドル	せん断		基本定荷重以下とする。																																																				

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較																																																																																																												
	<p>表 4-3 施設ごとの評価対象部位の許容限界(4/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名称</th> <th rowspan="2">荷重の組合せ</th> <th rowspan="2">評価対象部位</th> <th colspan="2">機能損傷モード</th> <th rowspan="2">許容限界</th> </tr> <tr> <th>応力等の状態</th> <th>限界状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">フロート式治具</td> <td rowspan="3">D+P_h</td> <td>弁本体, フロートガイド</td> <td>圧縮</td> <td>部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態</td> <td>「発電用原子力設備規格設計・建設規格(2005年度版(2007年追補版を含む))<第I編 軽水炉規格> J S M E S N C 1 - 2005/2007」(日本機械学会)に準じた供用状態Cの許容応力(許容応力状態Ⅲ_AS)以下とする。</td> </tr> <tr> <td>フロート</td> <td>圧縮</td> <td>有意な漏えいに至る変形</td> <td>水圧試験で確認した水圧以下とする。</td> </tr> <tr> <td>取付部</td> <td>引張り</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">スプリング式治具</td> <td rowspan="4">D+P_h</td> <td>弁本体, フロートガイド</td> <td>圧縮</td> <td>部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態</td> <td>「発電用原子力設備規格設計・建設規格(2005年度版(2007年追補版を含む))<第I編 軽水炉規格> J S M E S N C 1 - 2005/2007」(日本機械学会)に準じた共用状態Cの許容応力(許容応力状態Ⅲ_AS)以下とする。</td> </tr> <tr> <td>ばねガイド</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>弁体</td> <td>平板の曲げ</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>弁体及び取付部</td> <td>圧縮</td> <td>有意な漏えいに至る変形</td> <td>水圧試験で確認した水圧以下とする。</td> </tr> <tr> <td>閉止キャップ</td> <td></td> <td>閉止キャップ</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉止栓</td> <td></td> <td>閉止栓</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	荷重の組合せ	評価対象部位	機能損傷モード		許容限界	応力等の状態	限界状態	フロート式治具	D+P _h	弁本体, フロートガイド	圧縮	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態	「発電用原子力設備規格設計・建設規格(2005年度版(2007年追補版を含む))<第I編 軽水炉規格> J S M E S N C 1 - 2005/2007」(日本機械学会)に準じた供用状態Cの許容応力(許容応力状態Ⅲ _A S)以下とする。	フロート	圧縮	有意な漏えいに至る変形	水圧試験で確認した水圧以下とする。	取付部	引張り				スプリング式治具	D+P _h	弁本体, フロートガイド	圧縮	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態	「発電用原子力設備規格設計・建設規格(2005年度版(2007年追補版を含む))<第I編 軽水炉規格> J S M E S N C 1 - 2005/2007」(日本機械学会)に準じた共用状態Cの許容応力(許容応力状態Ⅲ _A S)以下とする。	ばねガイド				弁体	平板の曲げ				弁体及び取付部	圧縮	有意な漏えいに至る変形	水圧試験で確認した水圧以下とする。	閉止キャップ		閉止キャップ				閉止栓		閉止栓				<p>表 4-3 施設ごとの評価対象部位の許容限界(4/6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名称</th> <th rowspan="2">荷重の組合せ</th> <th rowspan="2">評価対象部位</th> <th colspan="2">機能損傷モード</th> <th rowspan="2">許容限界</th> </tr> <tr> <th>応力等の状態</th> <th>限界状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">フロート式治具</td> <td rowspan="3">D+P_h</td> <td>弁本体, フロートガイド</td> <td>圧縮</td> <td>部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態</td> <td>「発電用原子力設備規格設計・建設規格(2005年度版(2007年追補版を含む))<第I編 軽水炉規格> J S M E S N C 1 - 2005/2007」(日本機械学会)に準じた供用状態Cの許容応力(許容応力状態Ⅲ_AS)以下とする。</td> </tr> <tr> <td>フロート</td> <td>圧縮</td> <td>有意な漏えいに至る変形</td> <td>水圧試験で確認した水圧以下とする。</td> </tr> <tr> <td>取付部</td> <td>引張り</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">スプリング式治具</td> <td rowspan="4">D+P_h</td> <td>弁本体, フロートガイド</td> <td>圧縮</td> <td>部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態</td> <td>「発電用原子力設備規格設計・建設規格(2005年度版(2007年追補版を含む))<第I編 軽水炉規格> J S M E S N C 1 - 2005/2007」(日本機械学会)に準じた共用状態Cの許容応力(許容応力状態Ⅲ_AS)以下とする。</td> </tr> <tr> <td>ばねガイド</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>弁体</td> <td>平板の曲げ</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>弁体及び取付部</td> <td>圧縮</td> <td>有意な漏えいに至る変形</td> <td>水圧試験で確認した水圧以下とする。</td> </tr> <tr> <td>閉止キャップ</td> <td></td> <td>閉止キャップ</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉止栓</td> <td></td> <td>閉止栓</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	荷重の組合せ	評価対象部位	機能損傷モード		許容限界	応力等の状態	限界状態	フロート式治具	D+P _h	弁本体, フロートガイド	圧縮	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態	「発電用原子力設備規格設計・建設規格(2005年度版(2007年追補版を含む))<第I編 軽水炉規格> J S M E S N C 1 - 2005/2007」(日本機械学会)に準じた供用状態Cの許容応力(許容応力状態Ⅲ _A S)以下とする。	フロート	圧縮	有意な漏えいに至る変形	水圧試験で確認した水圧以下とする。	取付部	引張り				スプリング式治具	D+P _h	弁本体, フロートガイド	圧縮	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態	「発電用原子力設備規格設計・建設規格(2005年度版(2007年追補版を含む))<第I編 軽水炉規格> J S M E S N C 1 - 2005/2007」(日本機械学会)に準じた共用状態Cの許容応力(許容応力状態Ⅲ _A S)以下とする。	ばねガイド				弁体	平板の曲げ				弁体及び取付部	圧縮	有意な漏えいに至る変形	水圧試験で確認した水圧以下とする。	閉止キャップ		閉止キャップ				閉止栓		閉止栓				<p>・差異なし</p>
設備名称	荷重の組合せ				評価対象部位	機能損傷モード		許容限界																																																																																																							
		応力等の状態	限界状態																																																																																																												
フロート式治具	D+P _h	弁本体, フロートガイド	圧縮	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態	「発電用原子力設備規格設計・建設規格(2005年度版(2007年追補版を含む))<第I編 軽水炉規格> J S M E S N C 1 - 2005/2007」(日本機械学会)に準じた供用状態Cの許容応力(許容応力状態Ⅲ _A S)以下とする。																																																																																																										
		フロート	圧縮	有意な漏えいに至る変形	水圧試験で確認した水圧以下とする。																																																																																																										
		取付部	引張り																																																																																																												
スプリング式治具	D+P _h	弁本体, フロートガイド	圧縮	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態	「発電用原子力設備規格設計・建設規格(2005年度版(2007年追補版を含む))<第I編 軽水炉規格> J S M E S N C 1 - 2005/2007」(日本機械学会)に準じた共用状態Cの許容応力(許容応力状態Ⅲ _A S)以下とする。																																																																																																										
		ばねガイド																																																																																																													
		弁体	平板の曲げ																																																																																																												
		弁体及び取付部	圧縮	有意な漏えいに至る変形	水圧試験で確認した水圧以下とする。																																																																																																										
閉止キャップ		閉止キャップ																																																																																																													
閉止栓		閉止栓																																																																																																													
設備名称	荷重の組合せ	評価対象部位	機能損傷モード		許容限界																																																																																																										
			応力等の状態	限界状態																																																																																																											
フロート式治具	D+P _h	弁本体, フロートガイド	圧縮	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態	「発電用原子力設備規格設計・建設規格(2005年度版(2007年追補版を含む))<第I編 軽水炉規格> J S M E S N C 1 - 2005/2007」(日本機械学会)に準じた供用状態Cの許容応力(許容応力状態Ⅲ _A S)以下とする。																																																																																																										
		フロート	圧縮	有意な漏えいに至る変形	水圧試験で確認した水圧以下とする。																																																																																																										
		取付部	引張り																																																																																																												
スプリング式治具	D+P _h	弁本体, フロートガイド	圧縮	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態	「発電用原子力設備規格設計・建設規格(2005年度版(2007年追補版を含む))<第I編 軽水炉規格> J S M E S N C 1 - 2005/2007」(日本機械学会)に準じた共用状態Cの許容応力(許容応力状態Ⅲ _A S)以下とする。																																																																																																										
		ばねガイド																																																																																																													
		弁体	平板の曲げ																																																																																																												
		弁体及び取付部	圧縮	有意な漏えいに至る変形	水圧試験で確認した水圧以下とする。																																																																																																										
閉止キャップ		閉止キャップ																																																																																																													
閉止栓		閉止栓																																																																																																													

表 4-3 施設ごとの評価対象部位の許容限界(5/5)

設備名称	荷重の組合せ	評価対象部位	機能損傷モード		許容限界	
			応力等の状態	限界状態		
普通部止水装置	P _n	シール材	せん断	有意な漏えいが生じる状態	水圧試験で確認した水圧以下とする。	
			せん断	有意な漏えいが生じる状態	水圧試験で確認した水圧以下とする。	
		ブーツ	せん断	有意な漏えいが生じる状態	水圧試験で確認した水圧以下とする。	
			せん断	有意な漏えいが生じる状態	水圧試験で確認した水圧以下とする。	
		モルタル	せん断、圧縮			「コンクリート標準示方書【構造性能照査】(社)土木学会、2002年制定)に基づいて算出される許容付着荷重以下とする。
			鉄板	引張り、せん断、曲げ	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態	「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2005年度版(2007年追補版を含む))<第1編 軽水炉規格> JSME S NC1-2005/2007(日本機械学会)に準じた供用状態Cの許容応力(許容応力状態Ⅲ、S)以下とする。
フラップゲート	曲げ	有意な漏えいが生じる状態	水圧試験で確認した水圧以下とする。			
ケーブルトレイ金属ボックス	金属ボックス	曲げ		「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2005年度版(2007年追補版を含む))<第1編 軽水炉規格> JSME S NC1-2005/2007(日本機械学会)に準じた供用状態Cの許容応力(許容応力状態Ⅲ、S)以下とする。		
	アンカーボルト	引張り、せん断	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態			

表 4-3 施設ごとの評価対象部位の許容限界(5/6)

設備名称	荷重の組合せ	評価対象部位	機能損傷モード		許容限界	
			応力等の状態	限界状態		
普通部止水装置	P _n	シール材	せん断	有意な漏えいが生じる状態	水圧試験で確認した水圧以下とする。	
			せん断	有意な漏えいが生じる状態	水圧試験で確認した水圧以下とする。	
		ブーツ	せん断	有意な漏えいが生じる状態	水圧試験で確認した水圧以下とする。	
			せん断	有意な漏えいが生じる状態	水圧試験で確認した水圧以下とする。	
		モルタル	せん断、圧縮			「コンクリート標準示方書【構造性能照査編】(社)土木学会、2002年制定)に基づいて算出される許容付着荷重以下とする。
			鉄板	引張り、せん断、曲げ	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態	「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2005年度版(2007年追補版を含む))<第1編 軽水炉規格> JSME S NC1-2005/2007(日本機械学会)に準じた供用状態Cの許容応力(許容応力状態Ⅲ、S)以下とする。
止水ダンパ	曲げ	有意な漏えいが生じる状態	水圧試験で確認した水圧以下とする。			
D + P _n	止水ダンパ	アンカーボルト	引張り、せん断	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態	「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2005年度版(2007年追補版を含む))<第1編 軽水炉規格> JSME S NC1-2005/2007(日本機械学会)に準じた供用状態Cの許容応力(許容応力状態Ⅲ、S)以下とする。	

表 4-3 施設ごとの評価対象部位の許容限界(6/6)

設備名称	荷重の組合せ	評価対象部位	機能損傷モード		許容限界
			応力等の状態	限界状態	
普通部止水装置	D + P _n	金属ボックス	曲げ	有意な漏えいが生じる状態	水圧試験で確認した水圧以下とする。
		アンカーボルト	引張り、せん断	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態	「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2005年度版(2007年追補版を含む))<第1編 軽水炉規格> JSME S NC1-2005/2007(日本機械学会)に準じた供用状態Cの許容応力(許容応力状態Ⅲ、S)以下とする。

設工認申請号機の違いによる差異
(製品(製造メーカー)の差異)

・設工認申請号機の違いによる差異
(プラントメーカーの違いによる、構造差異)

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較																																										
	<p>4.2.2 許容限界設定方法</p> <p>(1) モルタルの許容限界式</p> <p>a. 記号の定義</p> <p>モルタルの許容限界式に用いる記号を、表4-4に示す。</p> <p>表4-4 モルタルの許容限界式に用いる記号</p> <table border="1" data-bbox="825 583 1463 842"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>単位</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>f'_{bok}</td> <td>N/mm²</td> <td>モルタルの付着強度</td> </tr> <tr> <td>f'_{ck}</td> <td>N/mm²</td> <td>モルタルの圧着強度</td> </tr> <tr> <td>f_s</td> <td>kN</td> <td>モルタルの許容付着荷重</td> </tr> <tr> <td>L</td> <td>mm</td> <td>モルタルの充てん深さ</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>mm</td> <td>貫通物の周長</td> </tr> <tr> <td>γ_c</td> <td>—</td> <td>材料定数</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 許容限界式</p> <p>「コンクリート標準示方書（構造性能照査編）」（(社)土木学会，2002年改定）より，貫通物がせん断荷重を受ける場合のモルタルの許容付着荷重を求める式を以下に示す。</p> $f_s = f'_{bok} \cdot S \cdot \frac{L}{\gamma_c}$ <p>ここで，</p> $f'_{bok} = 0.28 \cdot f'_{ck}{}^{2/3} \cdot 0.4$	記号	単位	定義	f'_{bok}	N/mm ²	モルタルの付着強度	f'_{ck}	N/mm ²	モルタルの圧着強度	f_s	kN	モルタルの許容付着荷重	L	mm	モルタルの充てん深さ	S	mm	貫通物の周長	γ_c	—	材料定数	<p>4.2.2 許容限界設定方法</p> <p>(1) モルタルの許容限界式</p> <p>a. 記号の定義</p> <p>モルタルの許容限界式に用いる記号を、表4-4に示す。</p> <p>表4-4 モルタルの許容限界式に用いる記号</p> <table border="1" data-bbox="1492 596 2136 827"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>単位</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>f'_{bok}</td> <td>N/mm²</td> <td>モルタルの付着強度</td> </tr> <tr> <td>f'_{ck}</td> <td>N/mm²</td> <td>モルタルの圧着強度</td> </tr> <tr> <td>f_s</td> <td>kN</td> <td>モルタルの許容付着荷重</td> </tr> <tr> <td>L</td> <td>mm</td> <td>モルタルの充てん深さ</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>mm</td> <td>貫通物の周長</td> </tr> <tr> <td>γ_c</td> <td>—</td> <td>材料定数</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 許容限界式</p> <p>「コンクリート標準示方書（構造性能照査編）」（(社)土木学会，2002年制定）より，貫通物がせん断荷重を受ける場合のモルタルの許容付着荷重を求める式を以下に示す。</p> $f_s = f'_{bok} \cdot S \cdot L / \gamma_c$ <p>ここで</p> $f'_{bok} = 0.28 \cdot f'_{ck}{}^{2/3} \cdot 0.4$	記号	単位	定義	f'_{bok}	N/mm ²	モルタルの付着強度	f'_{ck}	N/mm ²	モルタルの圧着強度	f_s	kN	モルタルの許容付着荷重	L	mm	モルタルの充てん深さ	S	mm	貫通物の周長	γ_c	—	材料定数	<p>・差異なし</p>
記号	単位	定義																																											
f'_{bok}	N/mm ²	モルタルの付着強度																																											
f'_{ck}	N/mm ²	モルタルの圧着強度																																											
f_s	kN	モルタルの許容付着荷重																																											
L	mm	モルタルの充てん深さ																																											
S	mm	貫通物の周長																																											
γ_c	—	材料定数																																											
記号	単位	定義																																											
f'_{bok}	N/mm ²	モルタルの付着強度																																											
f'_{ck}	N/mm ²	モルタルの圧着強度																																											
f_s	kN	モルタルの許容付着荷重																																											
L	mm	モルタルの充てん深さ																																											
S	mm	貫通物の周長																																											
γ_c	—	材料定数																																											
	<p>5. 強度評価方法</p> <p>評価手法は、以下に示す解析法により、適用性に留意の上、規格及び基準類や既往の文献において適用が妥当とされる手法に基づき実施することを基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定式化された評価式を用いた解析法 	<p>5. 強度評価方法</p> <p>評価手法は、以下に示す解析法により、適用性に留意の上、規格及び基準類や既往の文献において適用が妥当とされる手法に基づき実施することを基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定式化された評価式を用いた解析法 	<p>・差異なし</p>																																										

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較																
	<p>5.1 水密扉</p> <p>(1) 評価方針 水密扉の評価を行う場合、以下の条件に従うものとする。</p> <p>a. 構造上の特徴、発生を想定する溢水による静水圧荷重の作用方向及び伝達過程を考慮し、評価部位を設定する。</p> <p>b. 荷重及び荷重の組合せは、発生を想定する溢水による静水圧荷重を考慮し、評価される最大荷重を設定する。</p> <p>c. 評価に用いる寸法については、公称値とする。</p> <p>(2) 評価対象部位 評価対象部位及び評価内容を表 5-1 に示す。</p> <p>表 5-1 評価対象部位及び評価内容</p> <table border="1" data-bbox="825 1121 1463 1247"> <thead> <tr> <th>評価部位</th> <th>評価内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扉板、芯材</td> <td>曲げ、せん断</td> </tr> <tr> <td>締付装置部</td> <td>曲げ、せん断、引張り</td> </tr> <tr> <td>アンカーボルト</td> <td>引張り、せん断</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 強度評価方法 強度計算の方法及び結果については、V-3-別添 3-2-2「水密扉の強度計算書（溢水）」に示す。</p>	評価部位	評価内容	扉板、芯材	曲げ、せん断	締付装置部	曲げ、せん断、引張り	アンカーボルト	引張り、せん断	<p>5.1 水密扉</p> <p>(1) 評価方針 水密扉の評価を行う場合、以下の条件に従うものとする。</p> <p>a. 構造上の特徴、発生を想定する溢水による静水圧荷重の作用方向及び伝達過程を考慮し、評価部位を設定する。</p> <p>b. 荷重及び荷重の組合せは、発生を想定する溢水による静水圧荷重を考慮し、評価される最大荷重を設定する。</p> <p>c. 評価に用いる寸法については、公称値とする。</p> <p>(2) 評価対象部位 評価対象部位及び評価内容を表 5-1 に示す。</p> <p>表 5-1 評価対象部位及び評価内容</p> <table border="1" data-bbox="1492 1121 2131 1247"> <thead> <tr> <th>評価部位</th> <th>評価内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扉板、芯材</td> <td>曲げ、せん断</td> </tr> <tr> <td>締付装置部</td> <td>曲げ、せん断、引張り</td> </tr> <tr> <td>アンカーボルト</td> <td>引張り、せん断</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 強度評価方法 強度計算の方法及び結果については、VI-3-別添 3-2-2「水密扉の強度計算書（溢水）」に示す。</p>	評価部位	評価内容	扉板、芯材	曲げ、せん断	締付装置部	曲げ、せん断、引張り	アンカーボルト	引張り、せん断	<p>・差異なし</p> <p>・①</p>
評価部位	評価内容																		
扉板、芯材	曲げ、せん断																		
締付装置部	曲げ、せん断、引張り																		
アンカーボルト	引張り、せん断																		
評価部位	評価内容																		
扉板、芯材	曲げ、せん断																		
締付装置部	曲げ、せん断、引張り																		
アンカーボルト	引張り、せん断																		
	<p>5.2 水密扉付止水堰</p> <p>(1) 評価方針 水密扉止水堰の評価を行う場合、以下の条件に従うものとする。</p> <p>a. 構造上の特徴、発生を想定する溢水による静水圧荷重の作用方向及び伝達過程を考</p>	<p>5.2 水密扉付止水堰</p> <p>(1) 評価方針 水密扉止水堰の評価を行う場合、以下の条件に従うものとする。</p> <p>a. 構造上の特徴、発生を想定する溢水による静水圧荷重の作用方向及び伝達過程を考慮</p>	<p>・差異なし</p>																

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較																														
	<p>慮し、評価部位を設定する。</p> <p>b. 荷重及び荷重の組合せは、発生を想定する溢水による静水圧荷重を考慮し、評価される最大荷重を設定する。</p> <p>c. 評価に用いる寸法については、公称値とする。</p> <p>(2) 評価対象部位 評価対象部位及び評価内容を表 5-2 に示す。</p> <p>表 5-2 評価対象部位及び評価内容</p> <table border="1" data-bbox="834 821 1463 1100"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価部位</th> <th>評価内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">水密扉部</td> <td>扉板, 芯材</td> <td>曲げ, せん断</td> </tr> <tr> <td>締付装置部</td> <td>曲げ, せん断, 引張り</td> </tr> <tr> <td>アンカーボルト</td> <td>引張り, せん断</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">止水堰部</td> <td>鋼製板, 芯材</td> <td>曲げ, せん断</td> </tr> <tr> <td>アンカーボルト</td> <td>引張り, せん断</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 強度評価方法 強度計算の方法及び結果については、V-3-別添 3-2-3「水密扉付止水堰の強度計算書」に示す。</p>	評価部位		評価内容	水密扉部	扉板, 芯材	曲げ, せん断	締付装置部	曲げ, せん断, 引張り	アンカーボルト	引張り, せん断	止水堰部	鋼製板, 芯材	曲げ, せん断	アンカーボルト	引張り, せん断	<p>し、評価部位を設定する。</p> <p>b. 荷重及び荷重の組合せは、発生を想定する溢水による静水圧荷重を考慮し、評価される最大荷重を設定する。</p> <p>c. 評価に用いる寸法については、公称値とする。</p> <p>(2) 評価対象部位 評価対象部位及び評価内容を表 5-2 に示す。</p> <p>表 5-2 評価対象部位及び評価内容</p> <table border="1" data-bbox="1501 821 2131 1100"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価部位</th> <th>評価内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">水密扉部</td> <td>扉板, 芯材</td> <td>曲げ, せん断</td> </tr> <tr> <td>締付装置部</td> <td>曲げ, せん断, 引張り</td> </tr> <tr> <td>アンカーボルト</td> <td>引張り, せん断</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">止水堰部</td> <td>鋼製板, 芯材</td> <td>曲げ, せん断</td> </tr> <tr> <td>アンカーボルト</td> <td>引張り, せん断</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 強度評価方法 強度計算の方法及び結果については、VI-3-別添 3-2-3「水密扉付止水堰の強度計算書」に示す。</p>	評価部位		評価内容	水密扉部	扉板, 芯材	曲げ, せん断	締付装置部	曲げ, せん断, 引張り	アンカーボルト	引張り, せん断	止水堰部	鋼製板, 芯材	曲げ, せん断	アンカーボルト	引張り, せん断	<p>・差異なし</p> <p>・①</p>
評価部位		評価内容																															
水密扉部	扉板, 芯材	曲げ, せん断																															
	締付装置部	曲げ, せん断, 引張り																															
	アンカーボルト	引張り, せん断																															
止水堰部	鋼製板, 芯材	曲げ, せん断																															
	アンカーボルト	引張り, せん断																															
評価部位		評価内容																															
水密扉部	扉板, 芯材	曲げ, せん断																															
	締付装置部	曲げ, せん断, 引張り																															
	アンカーボルト	引張り, せん断																															
止水堰部	鋼製板, 芯材	曲げ, せん断																															
	アンカーボルト	引張り, せん断																															
	<p>5.3 溢水伝播防止堰</p> <p>(1) 評価方針 溢水伝播防止堰の評価を行う場合、以下の条件に従うものとする。</p> <p>a. 構造上の特徴、発生を想定する溢水による静水圧荷重の作用方向及び伝達過程を考慮し、評価部位を設定する。</p> <p>b. 荷重及び荷重の組合せは、発生を想定する溢水による静水圧荷重を考慮し、評価される最大荷重を設定する。</p> <p>c. 評価に用いる寸法については、公称値と</p>	<p>5.3 溢水伝播防止堰</p> <p>(1) 評価方針 溢水伝播防止堰の評価を行う場合、以下の条件に従うものとする。</p> <p>a. 構造上の特徴、発生を想定する溢水による静水圧荷重の作用方向及び伝達過程を考慮し、評価部位を設定する。</p> <p>b. 荷重及び荷重の組合せは、発生を想定する溢水による静水圧荷重を考慮し、評価される最大荷重を設定する。</p> <p>c. 評価に用いる寸法については、公称値とす</p>	<p>・差異なし</p>																														

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較																																		
	<p>する。</p> <p>(2) 評価対象部位 評価対象部位及び評価内容を表 5-3 に示す。</p> <p><u>表 5-3 評価対象部位及び評価内容</u></p> <table border="1" data-bbox="825 596 1463 919"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>評価部位</th> <th>評価内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">鋼製堰</td> <td>鋼製板</td> <td rowspan="5">曲げ, せん断</td> </tr> <tr> <td>止水板</td> </tr> <tr> <td>梁材</td> </tr> <tr> <td>柱材</td> </tr> <tr> <td>ベースプレート</td> </tr> <tr> <td>アンカーボルト</td> <td>引張り, せん断</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄筋コンクリート製堰</td> <td>コンクリート</td> <td>圧縮, せん断</td> </tr> <tr> <td>アンカー筋, 縦筋</td> <td>引張り, せん断</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 強度評価方法 強度計算の方法及び結果については, <u>V-3-別添 3-2-4「止水堰の強度計算書」</u>に示す。</p>	種別	評価部位	評価内容	鋼製堰	鋼製板	曲げ, せん断	止水板	梁材	柱材	ベースプレート	アンカーボルト	引張り, せん断	鉄筋コンクリート製堰	コンクリート	圧縮, せん断	アンカー筋, 縦筋	引張り, せん断	<p>る。</p> <p>(2) 評価対象部位 評価対象部位及び評価内容を表 5-3 に示す。</p> <p><u>表 5-3 評価対象部位及び評価内容</u></p> <table border="1" data-bbox="1492 588 2136 974"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>評価部位</th> <th>評価内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">鋼製堰</td> <td>鋼製板</td> <td rowspan="5">曲げ, せん断</td> </tr> <tr> <td>止水板</td> </tr> <tr> <td>H形鋼</td> </tr> <tr> <td>梁材</td> </tr> <tr> <td>柱材</td> </tr> <tr> <td>アンカーボルト</td> <td>引張り, せん断</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄筋コンクリート製堰</td> <td>コンクリート</td> <td>圧縮, せん断</td> </tr> <tr> <td>アンカー筋, 縦筋</td> <td>引張り, せん断</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 強度評価方法 強度計算の方法及び結果については, <u>VI-3-別添 3-2-4「止水堰の強度計算書」</u>に示す。</p>	種別	評価部位	評価内容	鋼製堰	鋼製板	曲げ, せん断	止水板	H形鋼	梁材	柱材	アンカーボルト	引張り, せん断	鉄筋コンクリート製堰	コンクリート	圧縮, せん断	アンカー筋, 縦筋	引張り, せん断	<p>・記載の適正化 (H型鋼, 柱材追記)</p> <p>・①</p>
種別	評価部位	評価内容																																			
鋼製堰	鋼製板	曲げ, せん断																																			
	止水板																																				
	梁材																																				
	柱材																																				
	ベースプレート																																				
アンカーボルト	引張り, せん断																																				
鉄筋コンクリート製堰	コンクリート	圧縮, せん断																																			
	アンカー筋, 縦筋	引張り, せん断																																			
種別	評価部位	評価内容																																			
鋼製堰	鋼製板	曲げ, せん断																																			
	止水板																																				
	H形鋼																																				
	梁材																																				
	柱材																																				
アンカーボルト	引張り, せん断																																				
鉄筋コンクリート製堰	コンクリート	圧縮, せん断																																			
	アンカー筋, 縦筋	引張り, せん断																																			
	<p>5.4 管理区域外伝播防止堰</p> <p>(1) 評価方針 管理区域外伝播防止堰の評価を行う場合, 以下の条件に従うものとする。</p> <p>a. 構造上の特徴, 発生を想定する溢水による静水圧荷重の作用方向及び伝達過程を考慮し, 評価部位を設定する。</p> <p>b. 荷重及び荷重の組合せは, 発生を想定する溢水による静水圧荷重を考慮し, 評価される最大荷重を設定する。</p> <p>c. 評価に用いる寸法については, 公称値とする。</p>	<p>5.4 管理区域外伝播防止堰</p> <p>(1) 評価方針 管理区域外伝播防止堰の評価を行う場合, 以下の条件に従うものとする。</p> <p>a. 構造上の特徴, 発生を想定する溢水による静水圧荷重の作用方向及び伝達過程を考慮し, 評価部位を設定する。</p> <p>b. 荷重及び荷重の組合せは, 発生を想定する溢水による静水圧荷重を考慮し, 評価される最大荷重を設定する。</p> <p>c. 評価に用いる寸法については, 公称値とする。</p>	<p>・差異し</p>																																		

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較																												
	<p>(2) 評価対象部位 評価対象部位及び評価内容を表 5-4 に示す。</p> <p style="text-align: center;">表 5-4 評価対象部位及び評価内容</p> <table border="1" data-bbox="834 510 1463 737"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>評価部位</th> <th>評価内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鋼製堰</td> <td>鋼製板</td> <td>曲げ, せん断</td> </tr> <tr> <td>アンカーボルト</td> <td>引張り, せん断</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄筋コンクリート製堰</td> <td>コンクリート</td> <td>圧縮, せん断</td> </tr> <tr> <td>アンカー筋, 縦筋</td> <td>引張り, せん断</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 強度評価方法 強度計算の方法及び結果については, V-3-別添 3-2-4 「止水堰の強度計算書」 に示す。</p>	種別	評価部位	評価内容	鋼製堰	鋼製板	曲げ, せん断	アンカーボルト	引張り, せん断	鉄筋コンクリート製堰	コンクリート	圧縮, せん断	アンカー筋, 縦筋	引張り, せん断	<p>(2) 評価対象部位 評価対象部位及び評価内容を表 5-4 に示す。</p> <p style="text-align: center;">表 5-4 評価対象部位及び評価内容</p> <table border="1" data-bbox="1498 504 2133 785"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>評価部位</th> <th>評価内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">鋼製堰</td> <td>鋼製板, 柱</td> <td>曲げ, せん断</td> </tr> <tr> <td>ハンドル</td> <td>せん断</td> </tr> <tr> <td>アンカーボルト インサートボルト</td> <td>引張り, せん断</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄筋コンクリート製堰</td> <td>コンクリート</td> <td>圧縮, せん断</td> </tr> <tr> <td>アンカー筋, 縦筋</td> <td>引張り, せん断</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 強度評価方法 強度計算の方法及び結果については, VI-3-別添 3-2-4 「止水堰の強度計算書」 に示す。</p>	種別	評価部位	評価内容	鋼製堰	鋼製板, 柱	曲げ, せん断	ハンドル	せん断	アンカーボルト インサートボルト	引張り, せん断	鉄筋コンクリート製堰	コンクリート	圧縮, せん断	アンカー筋, 縦筋	引張り, せん断	<p>設工認申請号機の違いによる差異 (構造差異: 柱, ハンドル, インサートボルト追記)</p> <p>・①</p>
種別	評価部位	評価内容																													
鋼製堰	鋼製板	曲げ, せん断																													
	アンカーボルト	引張り, せん断																													
鉄筋コンクリート製堰	コンクリート	圧縮, せん断																													
	アンカー筋, 縦筋	引張り, せん断																													
種別	評価部位	評価内容																													
鋼製堰	鋼製板, 柱	曲げ, せん断																													
	ハンドル	せん断																													
	アンカーボルト インサートボルト	引張り, せん断																													
鉄筋コンクリート製堰	コンクリート	圧縮, せん断																													
	アンカー筋, 縦筋	引張り, せん断																													

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>5.5 床ドレンライン浸水防止治具</p> <p>(1) フロート式治具</p> <p>a. 評価方針</p> <p>フロート式治具の評価を行う場合、以下の条件に従うものとする。</p> <p>(a) 構造上の特徴、発生を想定する溢水による静水圧荷重の作用方向及び伝達過程を考慮し、評価部位を設定する。</p>	<p>5.5 床ドレンライン浸水防止治具</p> <p>(1) フロート式治具</p> <p>a. 評価方針</p> <p>フロート式治具の評価を行う場合、以下の条件に従うものとする。</p> <p>(a) 構造上の特徴、発生を想定する溢水による静水圧荷重の作用方向及び伝達過程を考慮し、評価部位を設定する。</p>	<p>・差異なし</p>

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較																		
	<p>(b) 荷重及び荷重の組合せは、発生を想定する溢水による静水圧荷重を考慮し、評価される最大荷重を設定する。</p> <p>(c) 評価に用いる寸法については、公称値とする。</p> <p>b. 評価部位 評価部位及び評価内容を表 5.5-1 に示す。</p> <p>表 5.5-1 評価部位及び評価内容</p> <table border="1" data-bbox="825 772 1466 968"> <thead> <tr> <th>評価部位</th> <th>評価内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弁本体</td> <td rowspan="2">圧縮</td> </tr> <tr> <td>フロートガイド</td> </tr> <tr> <td>フロート</td> <td>圧縮</td> </tr> <tr> <td>取付部</td> <td>引張り</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. 強度評価方法 強度計算の方法及び結果については、V-3-別添 3-2-5「床ドレンライン浸水防止治具の強度計算書（溢水）」に示す。</p> <p>(2) スプリング式治具</p> <p>a. 評価方針 スプリング式治具の評価を行う場合、以下の条件に従うものとする。</p> <p>(a) 構造上の特徴、発生を想定する溢水による静水圧荷重の作用方向及び伝達過程を考慮し、評価部位を設定する。</p> <p>(b) 荷重及び荷重の組合せは、発生を想定する溢水による静水圧荷重を考慮し、評価される最大荷重を設定する。</p> <p>(c) 評価に用いる寸法については、公称値とする。</p>	評価部位	評価内容	弁本体	圧縮	フロートガイド	フロート	圧縮	取付部	引張り	<p>(b) 荷重及び荷重の組合せは、発生を想定する溢水による静水圧荷重を考慮し、評価される最大荷重を設定する。</p> <p>(c) 評価に用いる寸法については、公称値とする。</p> <p>b. 評価部位 評価部位及び評価内容を表 5-5-1 に示す。</p> <p>表 5-5-1 評価部位及び評価内容</p> <table border="1" data-bbox="1495 772 2136 968"> <thead> <tr> <th>評価部位</th> <th>評価内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弁本体</td> <td rowspan="2">圧縮</td> </tr> <tr> <td>フロートガイド</td> </tr> <tr> <td>フロート</td> <td>圧縮</td> </tr> <tr> <td>取付部</td> <td>引張り</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. 強度評価方法 強度計算の方法及び結果については、VI-3-別添 3-2-5「床ドレンライン浸水防止治具の強度計算書（溢水）」に示す。</p> <p>(2) スプリング式治具</p> <p>a. 評価方針 スプリング式治具の評価を行う場合、以下の条件に従うものとする。</p> <p>(a) 構造上の特徴、発生を想定する溢水による静水圧荷重の作用方向及び伝達過程を考慮し、評価部位を設定する。</p> <p>(b) 荷重及び荷重の組合せは、発生を想定する溢水による静水圧荷重を考慮し、評価される最大荷重を設定する。</p> <p>(c) 評価に用いる寸法については、公称値とする。</p>	評価部位	評価内容	弁本体	圧縮	フロートガイド	フロート	圧縮	取付部	引張り	<p>・差異なし</p> <p>・①</p>
評価部位	評価内容																				
弁本体	圧縮																				
フロートガイド																					
フロート	圧縮																				
取付部	引張り																				
評価部位	評価内容																				
弁本体	圧縮																				
フロートガイド																					
フロート	圧縮																				
取付部	引張り																				

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較																		
	<p>b. 評価部位 評価部位及び評価内容を表 5.5-2 に示す。</p> <p>表 5.5-2 評価部位及び評価内容</p> <table border="1" data-bbox="825 552 1466 741"> <thead> <tr> <th>評価部位</th> <th>評価内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弁本体・ガイド</td> <td rowspan="2">圧縮</td> </tr> <tr> <td>ばねガイド</td> </tr> <tr> <td>弁体</td> <td>曲げ</td> </tr> <tr> <td>弁体, 取付部</td> <td>圧縮</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. 強度評価方法 強度計算の方法及び結果については, V-3-別添 3-2-5「床ドレンライン浸水防止治具の強度計算書(溢水)」に示す。</p> <p>(3) 閉止キャップ</p> <p>a. 評価方針 閉止キャップの評価を行う場合, 以下の条件に従うものとする。</p> <p>(a) 構造上の特徴, 発生を想定する溢水による静水圧荷重の作用方向及び伝達過程を考慮し, 評価部位を設定する。</p> <p>(b) 荷重及び荷重の組合せは, 発生を想定する溢水による静水圧荷重を考慮し, 評価される最大荷重を設定する。</p> <p>(c) 評価に用いる寸法については, 公称値とする。</p> <p>b. 評価部位 評価部位及び評価内容を表 5.5-3 に示す。</p> <p>表 5.5-3 評価部位及び評価内容</p>	評価部位	評価内容	弁本体・ガイド	圧縮	ばねガイド	弁体	曲げ	弁体, 取付部	圧縮	<p>b. 評価部位 評価部位及び評価内容を表 5.5-2 に示す。</p> <p>表 5.5-2 評価部位及び評価内容</p> <table border="1" data-bbox="1495 552 2136 741"> <thead> <tr> <th>評価部位</th> <th>評価内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弁本体・ガイド</td> <td rowspan="2">圧縮</td> </tr> <tr> <td>ばねガイド</td> </tr> <tr> <td>弁体</td> <td>曲げ</td> </tr> <tr> <td>弁体, 取付部</td> <td>圧縮</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. 強度評価方法 強度計算の方法及び結果については, VI-3-別添 3-2-5「床ドレンライン浸水防止治具の強度計算書(溢水)」に示す。</p> <p>(3) 閉止キャップ</p> <p>a. 評価方針 閉止キャップの評価を行う場合, 以下の条件に従うものとする。</p> <p>(a) 構造上の特徴, 発生を想定する溢水による静水圧荷重の作用方向及び伝達過程を考慮し, 評価部位を設定する。</p> <p>(b) 荷重及び荷重の組合せは, 発生を想定する溢水による静水圧荷重を考慮し, 評価される最大荷重を設定する。</p> <p>(c) 評価に用いる寸法については, 公称値とする。</p> <p>b. 評価部位 評価部位及び評価内容を表 5.5-3 に示す。</p> <p>表 5.5-3 評価部位及び評価内容</p>	評価部位	評価内容	弁本体・ガイド	圧縮	ばねガイド	弁体	曲げ	弁体, 取付部	圧縮	<p>・差異なし</p> <p>・①</p>
評価部位	評価内容																				
弁本体・ガイド	圧縮																				
ばねガイド																					
弁体	曲げ																				
弁体, 取付部	圧縮																				
評価部位	評価内容																				
弁本体・ガイド	圧縮																				
ばねガイド																					
弁体	曲げ																				
弁体, 取付部	圧縮																				

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較																
	<table border="1" data-bbox="825 289 1466 369"> <thead> <tr> <th>評価部位</th> <th>評価内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>閉止キャップ</td> <td>圧縮</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="923 407 1472 569">c. 強度評価方法 強度計算の方法及び結果については、V-3-別添 3-2-5「床ドレンライン浸水防止治具の強度計算書（溢水）」に示す。</p> <p data-bbox="893 632 1472 1157">(4) 閉止栓 a. 評価方針 閉止栓の評価を行う場合、以下の条件に従うものとする。 (a) 構造上の特徴、発生を想定する溢水による静水圧荷重の作用方向及び伝達過程を考慮し、評価部位を設定する。 (b) 荷重及び荷重の組合せは、発生を想定する溢水による静水圧荷重を考慮し、評価される最大荷重を設定する。 (c) 評価に用いる寸法については、公称値とする。</p> <p data-bbox="923 1213 1472 1335">b. 評価部位 評価部位及び評価内容を表 5.5-4 に示す。</p> <p data-bbox="937 1392 1353 1423">表 5.5-4 評価部位及び評価内容</p> <table border="1" data-bbox="825 1457 1466 1537"> <thead> <tr> <th>評価部位</th> <th>評価内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>閉止栓</td> <td>圧縮</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="923 1619 1472 1780">c. 強度評価方法 強度計算の方法及び結果については、V-3-別添 3-2-5「床ドレンライン浸水防止治具の強度計算書（溢水）」に示す。</p>	評価部位	評価内容	閉止キャップ	圧縮	評価部位	評価内容	閉止栓	圧縮	<table border="1" data-bbox="1495 275 2119 344"> <thead> <tr> <th>評価部位</th> <th>評価内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>閉止キャップ</td> <td>圧縮</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1593 407 2142 569">c. 強度評価方法 強度計算の方法及び結果については、VI-3-別添 3-2-5「床ドレンライン浸水防止治具の強度計算書（溢水）」に示す。</p> <p data-bbox="1564 632 2142 1157">(4) 閉止栓 a. 評価方針 閉止栓の評価を行う場合、以下の条件に従うものとする。 (a) 構造上の特徴、発生を想定する溢水による静水圧荷重の作用方向及び伝達過程を考慮し、評価部位を設定する。 (b) 荷重及び荷重の組合せは、発生を想定する溢水による静水圧荷重を考慮し、評価される最大荷重を設定する。 (c) 評価に用いる寸法については、公称値とする。</p> <p data-bbox="1593 1213 2142 1335">b. 評価部位 評価部位及び評価内容を表 5-5-4 に示す。</p> <p data-bbox="1608 1392 2024 1423">表 5-5-4 評価部位及び評価内容</p> <table border="1" data-bbox="1495 1457 2119 1537"> <thead> <tr> <th>評価部位</th> <th>評価内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>閉止栓</td> <td>圧縮</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1593 1619 2142 1780">c. 強度評価方法 強度計算の方法及び結果については、VI-3-別添 3-2-5「床ドレンライン浸水防止治具の強度計算書（溢水）」に示す。</p>	評価部位	評価内容	閉止キャップ	圧縮	評価部位	評価内容	閉止栓	圧縮	<p data-bbox="2169 453 2220 485">・①</p>
評価部位	評価内容																		
閉止キャップ	圧縮																		
評価部位	評価内容																		
閉止栓	圧縮																		
評価部位	評価内容																		
閉止キャップ	圧縮																		
評価部位	評価内容																		
閉止栓	圧縮																		

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較																																															
	<p>5.6 貫通部止水処置</p> <p>(1) 評価方針 貫通部止水処置の評価を行う場合、以下の条件に従うものとする。</p> <p>a. 構造上の特徴、発生を想定する溢水による静水圧荷重の作用方向及び伝達過程を考慮し、評価部位を設定する。</p> <p>b. 荷重及び荷重の組合せは、発生を想定する溢水による静水圧荷重を考慮し、評価される最大荷重を設定する。</p> <p>c. 評価に用いる寸法については、公称値とする。</p> <p>(2) 評価対象部位 評価対象部位及び評価内容を表 5-6 に示す。</p> <p style="text-align: center;">表 5-6 評価対象部位及び評価内容</p> <table border="1" data-bbox="828 1087 1463 1419"> <thead> <tr> <th>評価部位</th> <th colspan="2">評価内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シール材</td> <td colspan="2">せん断</td> </tr> <tr> <td>ブーツ</td> <td colspan="2">せん断</td> </tr> <tr> <td>モルタル</td> <td colspan="2">圧縮, せん断</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">閉止板</td> <td>鉄板</td> <td>引張り, せん断, 曲げ</td> </tr> <tr> <td>フラップゲート</td> <td>曲げ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ケーブルトレイ 金属ボックス</td> <td>金属ボックス</td> <td>曲げ</td> </tr> <tr> <td>アンカーボルト</td> <td>引張り, せん断</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 強度評価方法 強度計算の方法及び結果については、V-3-別添 3-2-6「貫通部止水処置の強度計算書(溢水)」に示す。</p>	評価部位	評価内容		シール材	せん断		ブーツ	せん断		モルタル	圧縮, せん断		閉止板	鉄板	引張り, せん断, 曲げ	フラップゲート	曲げ	ケーブルトレイ 金属ボックス	金属ボックス	曲げ	アンカーボルト	引張り, せん断	<p>5.6 貫通部止水処置</p> <p>(1) 評価方針 貫通部止水処置の評価を行う場合、以下の条件に従うものとする。</p> <p>a. 構造上の特徴、発生を想定する溢水による静水圧荷重の作用方向及び伝達過程を考慮し、評価部位を設定する。</p> <p>b. 荷重及び荷重の組合せは、発生を想定する溢水による静水圧荷重を考慮し、評価される最大荷重を設定する。</p> <p>c. 評価に用いる寸法については、公称値とする。</p> <p>(2) 評価対象部位 評価対象部位及び評価内容を表 5-6 に示す。</p> <p style="text-align: center;">表 5-6 評価対象部位及び評価内容</p> <table border="1" data-bbox="1498 1087 2133 1503"> <thead> <tr> <th>評価部位</th> <th colspan="2">評価内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シール材</td> <td colspan="2">せん断</td> </tr> <tr> <td>ブーツ</td> <td colspan="2">せん断</td> </tr> <tr> <td>モルタル</td> <td colspan="2">圧縮, せん断</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">閉止板</td> <td>鉄板</td> <td>せん断, 曲げ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">止水ダンパ</td> <td>止水ダンパ</td> <td>曲げ</td> </tr> <tr> <td>アンカーボルト</td> <td>引張り, せん断</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ケーブルトレイ 金属ボックス</td> <td>金属ボックス</td> <td>曲げ</td> </tr> <tr> <td>アンカーボルト</td> <td>引張り, せん断</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 強度評価方法 強度計算の方法及び結果については、VI-3-別添 3-2-6「貫通部止水処置の強度計算書(溢水)」に示す。</p>	評価部位	評価内容		シール材	せん断		ブーツ	せん断		モルタル	圧縮, せん断		閉止板	鉄板	せん断, 曲げ	止水ダンパ	止水ダンパ	曲げ	アンカーボルト	引張り, せん断	ケーブルトレイ 金属ボックス	金属ボックス	曲げ	アンカーボルト	引張り, せん断	<p>設工認申請号機の違いによる差異 (製品(製造メーカー)の差異)</p> <p>・①</p>
評価部位	評価内容																																																	
シール材	せん断																																																	
ブーツ	せん断																																																	
モルタル	圧縮, せん断																																																	
閉止板	鉄板	引張り, せん断, 曲げ																																																
	フラップゲート	曲げ																																																
ケーブルトレイ 金属ボックス	金属ボックス	曲げ																																																
	アンカーボルト	引張り, せん断																																																
評価部位	評価内容																																																	
シール材	せん断																																																	
ブーツ	せん断																																																	
モルタル	圧縮, せん断																																																	
閉止板	鉄板	せん断, 曲げ																																																
	止水ダンパ	止水ダンパ	曲げ																																															
		アンカーボルト	引張り, せん断																																															
ケーブルトレイ 金属ボックス	金属ボックス	曲げ																																																
	アンカーボルト	引張り, せん断																																																

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>6. 適用規格 適用する規格，基準等を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート標準示方書[構造性能照査編] ((社) 土木学会，2002年制定) ・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説-許容応力度設計法- ((社) 日本建築学会，1999年改定) ・鋼構造設計規準-許容応力度設計法- ((社) 日本建築学会，2005年改定) ・各種合成構造設計指針・同解説 ((社) 日本建築学会，2010年改定) ・原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1 -1987 ((社) 日本電気協会) ・原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 J E A G 4 6 0 1 ・補-1984 ((社) 日本電気協会) ・原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1 -1991 追補版 ((社) 日本電気協会) ・発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2005年版(2007年追補版を含む。)) J S M E S N C 1 -2005/2007 (日本機械学会) ・建築基準法・同施行令 ・日本工業規格 (J I S) ・機械工学便覧 (日本機械学会) 	<p>6. 適用規格 適用する規格，基準等を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート標準示方書[構造性能照査編] ((社) 土木学会，2002年制定) ・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説-許容応力度設計法- ((社) 日本建築学会，1999年改定) ・鋼構造設計規準-許容応力度設計法- ((社) 日本建築学会，2005年改定) ・各種合成構造設計指針・同解説 ((社) 日本建築学会，2010年改定) ・原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1 -1987 ((社) 日本電気協会) ・原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 J E A G 4 6 0 1 ・補-1984 ((社) 日本電気協会) ・原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1 -1991 追補版 ((社) 日本電気協会) ・発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2005年版(2007年追補版を含む。)) J S M E S N C 1 -2005/2007 (日本機械学会) ・建築基準法・同施行令 ・日本産業規格 (J I S) ・機械工学便覧 (日本機械学会) 	<p>・記載の適正化</p>